



岡山市公式LINEで 障害者向け情報の検索も可能に！



※QRコード読み取り後の手順は裏へ👉

〈利用方法〉

LINEアプリをインストールのうえ、以下のいずれかの方法で「友だち追加」してください。

◎LINE内の検索窓から

「岡山市役所公式LINE」もしくは「okayamacity」で検索する

◎スマートフォンなどのカメラで上の二次元コードを読み取る

【問い合わせ先】

○障害者向け情報について

岡山市 障害福祉課 086-803-1235

○岡山市公式LINE全般について

岡山市 デジタル推進課 086-803-1047



〈利用手順〉



②



もくじ

★障害児に関するサービス等

さくいん	3
主な施設の位置図	5
1. 相談窓口	7
★ 福祉事務所	7
★ 障害福祉課	7
★ 岡山市障害者更生相談所	8
★ 岡山市こころの健康センター	8
★ 岡山市こども総合相談所	9
★ 区役所・地域センター	9
★ 保健所・保健センター	10
★ 相談支援	10
★ 障害者基幹相談支援センター	11
★ 障害者基幹相談支援センターサブセンター	11
★ 地域生活支援拠点	11
★ 岡山市児童発達支援センター	12
身体障害者相談員	12
知的障害者相談員	13
★ 民生委員・児童委員	13
★ 岡山県身体障害者福祉連合会内相談窓口	13
★ 知的障害児（者）育成相談	13
★ 岡山市発達障害者支援センター（ひか☆りんく）	13
ひまわり福祉相談センター	14
岡山県地域生活定着支援センター	14
★ おかやま発達障害者支援センター	14
障害者虐待に関する相談・通報窓口	15
★ 岡山市障害者自立支援協議会	15
★ 障害者差別解消に関する相談窓口	15
★ 視覚障害児・者に関する相談窓口	15
★ 聴覚障害児に関する相談窓口	16
★ 岡山県医療的ケア児支援センター	16
消費生活に関する相談窓口	16
2. 障害者手帳	17
★ 身体障害者手帳	17
★ 療育手帳	17
★ 精神障害者保健福祉手帳	17
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方へ	18
3. 年金・手当等	19
障害基礎年金	19
特別障害給付金	19
岡山市重度障害者特別給付金	19
特別障害者手当	20
岡山市在宅重度障害者介護者慰労金	20
★ 特別児童扶養手当	21
★ 障害児福祉手当	21
★ 岡山市児童福祉年金	21
児童扶養手当	22

★ 岡山市心身障害者扶養共済制度	22
4. 医療	23
★ 自立支援医療	23
心身障害者医療費助成制度	23
後期高齢者医療の適用	24
はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	24
産科医療補償制度	25
5. 障害福祉サービス等	26
①障害福祉サービス	26
★ 介護給付・訓練等給付・計画相談支援給付・地域相談支援給付	26
サービス利用・手続きの流れ	27
利用者負担	28
指定事業者名簿	29
②地域生活支援事業	44
地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型	44
地域活動支援センター事業所名簿	44
★ 移動支援	45
移動支援事業所名簿	45
★ 日中一時支援	48
日中一時支援事業所名簿	49
福祉ホーム	52
福祉ホーム事業所名簿	52
★ 訪問入浴サービス	52
訪問入浴サービス事業所名簿	52
中途視覚障害者等生活訓練	53
重度障害者等就労支援	53
③障害児支援	54
★ 障害児通所支援	54
★ 障害児入所支援	54
★ 障害児相談支援	54
サービス利用・手続きの流れ	55
利用者負担	56
指定事業者名簿	57
6. 情報・コミュニケーションの支援	63
手話通訳者・要約筆記者の派遣	63
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	63
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	63
点字新聞購読料の助成	63
点字市政だより・声の広報の発行	63
点字市議会だより・声の市議会だよりの発行	63
電話リレーサービス	64
文字表示電話サービス「ヨメテル」	64
録音図書・市販CDの貸出	64
代読サービス（対面朗読）	64
視覚障害者用機器の設置	65
視聴覚障害者情報提供施設	65
7. 福祉用具の支援	66
★ 補装具購入費等の支給	66

★ 難聴児補聴器購入費の助成	66
★ 日常生活用具の給付	67
車いすの貸出	73
車いすの貸出（短期）	73

8. 暮らしの支援 74

①日常生活の援助	74
成年後見制度	74
成年後見制度利用助成金支給事業	75
日常生活自立支援事業	76
生活福祉資金貸付制度	76
緊急通報システム	76
重度心身障害者給食サービス	77
選挙	78
メールまたはFAXからの110番・119番通報	79
携帯電話からの119番通報（Net119通報）	79
避難行動要支援者名簿・個別避難計画に関すること	80
福祉避難所に関すること	80
ヘルプマーク・ヘルプカード	80
②交通・移動の援助	81
JR旅客運賃の割引	81
精神障害者割引の導入（JR旅客運賃割引）	81
バス運賃の割引	82
リフト付きバス（貸切）	82
航空旅客運賃の割引	83
フェリー運賃の割引	83
路面電車（岡山市内）運賃の割引	83
ハレカハーフによる運賃の割引（路線バス・路面電車）	84
タクシー運賃の割引	85
リフト付きタクシー	85
福祉タクシー	85
福祉有償運送	86
自動車運転免許の取得の手続き	87
自動車運転免許の取得費の助成	87
障害者自動車改造費の助成	88
障害者介護用自動車改造費の助成	88
有料道路における障害者割引	89
市営駐車場の駐車料金の減額	91
市営自転車等駐車場の駐車料金の無料化	92
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度	92
駐車禁止除外指定車標章の交付	93
「オストメイトマーク」・オストメイト対応トイレの設置場所	94
③身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）	95
身体障害者補助犬法	95
身体障害者補助犬育成事業	95
身体障害者補助犬飼育費の助成	95
④住宅	96
市営住宅（下肢障害者向け）への入居	96
市営住宅入居者選考時の優遇措置	96

市営住宅バリアフリー化リフォーム事業	96
すこやか住宅リフォーム事業	96
⑤公共料金などの減免	97
家庭ごみの有料指定袋の減免措置	97
可燃ごみ等ふれあい収集	97
粗大ごみふれあい収集	98
NHK放送受信料	98
ふれあい案内（NTT104無料番号案内）	99
青い鳥郵便葉書の無償配付	99
携帯電話の割引	99
公共施設入場料の減免	100
⑥税の控除・減免	101
所得税・住民税（障害者の控除等）	101
軽自動車税・自動車税	102
⑦就労・職業定着等を支援する機関・事業	103
公共職業安定所（ハローワーク）	103
岡山障害者就業・生活支援センター	103
岡山障害者職業センター	104
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	104
働く障害者のための交流拠点（愛称：たまりば）	105
福祉の店「元気の輪」	106
★ 障害児仕事体験	106
⑧保育	107
★ 障害児保育	107
⑨教育	107
★ 教育相談	107
★ ことばの教室	107
★ 特別支援学級	107
★ 聴覚障害児の学級	108
★ 視覚障害児の学級	108
★ 情緒障害通級指導教室	108
★ 言語障害通級指導教室	109
★ 特別支援学校	109

9. スポーツ 110

岡山市障害者体育センター	110
★ 障害者（児）水泳訓練	110
★ 障害児水泳教室	110
スポーツ講習会・障害者親善スポーツ大会	111

10. 参考資料 112

岡山市障害者団体連合会	112
「障害者週間」12月3日～12月9日	112
おかやまバリアフリーステッカー	112
障害者に関する主なマーク	112

主な障害者福祉の制度 114

身体障害者障害程度等級表 116

さくいん

【あ】

青い鳥郵便葉書の無償配付…………… 99

【い】

育成医療…………… 23
移動支援…………… 45
医療型児童発達支援…………… 54
医療型障害児入所施設…………… 54

【え】

NHK放送受信料…………… 98
NTT104無料番号案内…………… 99

【お】

岡山県医療的ケア児支援センター… 16
岡山県身体障害者福祉連合会内相談窓口… 13
岡山県地域生活定着支援センター… 14
岡山市こころの健康センター…………… 8
岡山市こども総合相談所…………… 9
岡山市児童発達支援センター…………… 12
岡山市児童福祉年金…………… 21
岡山市在宅重度障害者介護者慰労金… 20
岡山市重度障害者特別給付金…………… 19
岡山市障害者更生相談所…………… 8
岡山市障害者自立支援協議会…………… 15
岡山市障害者体育センター…………… 110
岡山市障害者団体連合会…………… 112
岡山市心身障害者扶養共済制度…………… 22
岡山市発達障害者支援センター（ひかりんく）… 13
岡山障害者就業・生活支援センター 103
岡山障害者職業センター…………… 104
おかやま発達障害者支援センター… 14
おかやまバリアフリーステッカー… 112
オストメイト対応トイレの設置場所… 94
オストメイトマーク…………… 94
主な障害福祉の制度…………… 114

【か】

介助犬…………… 95
学校(障害児教育)…………… 107
家庭ごみの有料指定袋の減免措置… 97
可燃ごみ等ふれあい収集…………… 97

【き】

給食サービス…………… 77
教育相談…………… 107
共同生活援助（グループホーム）… 26
居宅介護（ホームヘルプ）…………… 26
居宅訪問型児童発達支援…………… 54
緊急通報システム…………… 76

【く】

グループホーム（共同生活援助）… 26
車いすの貸出…………… 73
車いすの貸出（短期）…………… 73
区役所…………… 9

【け】

計画相談支援…………… 41
軽自動車税…………… 102
携帯電話の割引…………… 99
携帯電話からの110番通報…………… 79
携帯電話からの119番通報（Net 通報）… 79
元気の輪（福祉の店）…………… 106
言語障害通級指導教室…………… 109

【こ】

後期高齢者医療の適用…………… 24
公共施設入場料の減免…………… 100
公共職業安定所（ハローワーク）… 103
航空旅客運賃の割引…………… 83
更生医療…………… 23
行動援護…………… 26
声の広報の発行…………… 63
声の市議会だよりの発行…………… 63
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 104
こころの健康センター…………… 8
ことばの教室…………… 107
こども総合相談所…………… 9
個別支援計画…………… 80

【さ】

産科医療補償制度…………… 25

【し】

JR旅客運賃の割引…………… 81
市営自転車等駐車場の駐車料金の無料化… 92
市営住宅（下肢障害者向け）への入居… 96
市営住宅入居者選考時の優遇措置… 96
市営住宅バリアフリー化リフォーム事業… 96
市営駐車場の駐車料金の減額…………… 91
視覚障害児・者に関する相談窓口… 15
視覚障害児の学級…………… 108
施設入所支援…………… 26
視覚障害者用機器の設置…………… 65
視聴覚障害者情報提供施設…………… 65
失語症者向け意思疎通支援者の派遣… 63
児童委員…………… 13
自動車運転免許の取得の手続き… 87
自動車運転免許の取得費の助成… 87
自動車税…………… 102
児童発達支援…………… 54
児童扶養手当…………… 22
住宅入居等支援（居住サポート）… 11
重度障害者等就労支援…………… 53
重度障害者等包括支援…………… 26
重度心身障害者給食サービス…………… 77
重度訪問介護…………… 26
住民税（障害者の控除等）…………… 101
就労移行支援…………… 26
就労継続支援…………… 26
就労定着支援…………… 26
手話通訳者の派遣…………… 63

障害基礎年金…………… 19
障害児仕事体験…………… 106
障害児水泳教室…………… 112
障害児相談支援…………… 54
障害児通所支援…………… 54
障害児等療育支援相談…………… 11
障害児入所支援…………… 54
障害児福祉手当…………… 21
障害児保育…………… 107
障害者介護用自動車改造費の助成… 88
障害者自動車改造費の助成…………… 88
障害者基幹相談支援センター…………… 11
障害者基幹相談支援センターサブセンター 12
障害者虐待…………… 15
障害者更生相談所…………… 8
障害者雇用支援マーク…………… 113
障害者差別解消…………… 15
障害者週間…………… 112
障害者親善スポーツ大会…………… 111
障害者（児）水泳訓練…………… 110
障害者スポーツ…………… 110
障害者手帳…………… 17
障害者に関する主なマーク…………… 112
障害者のための国際シンボルマーク… 112
障害福祉課…………… 7
障害福祉サービス…………… 26
情緒障害通級指導教室…………… 108
消費生活に関する相談窓口…………… 16
所得税（障害者の控除等）…………… 101
ショートステイ（短期入所）…………… 26
自立訓練…………… 26
自立支援医療…………… 23
自立生活援助…………… 26
心身障害者医療費助成制度…………… 23
心身障害者扶養共済制度…………… 22
身体障害者相談員…………… 12
身体障害者手帳…………… 17
身体障害者障害程度等級表…………… 116
身体障害者標識…………… 113
身体障害者補助犬…………… 95
身体障害者補助犬育成事業…………… 95
身体障害者補助犬飼育費の助成… 95

【す】

すこやか住宅リフォーム…………… 96
スポーツ講習会…………… 111

【せ】

生活介護…………… 26
生活福祉資金貸付制度…………… 76
精神障害者保健福祉手帳…………… 17
精神通院医療…………… 23
選挙…………… 78
成年後見制度…………… 74
成年後見制度利用支援…………… 11
成年後見制度利用助成金支給事業… 75

【そ】	
相談員	12
相談支援	10・26
相談窓口	7
粗大ごみふれあい収集	98

【た】	
タイムケア(日中一時支援)	48
代読サービス(対面朗読)	64
タクシー運賃の割引	85
たまりば	105
短期入所(ショートステイ)	26

【ち】	
地域移行支援	26
地域活動支援センター(Ⅰ型)	44
地域活動支援センター(Ⅱ型・Ⅲ型)	44
地域活動支援センター(小規模作業所)	44
地域生活支援拠点	11
地域生活支援事業	44
地域センター	9
地域定着支援	26
知的障害児(者)育成相談	13
知的障害者相談員	13
駐車禁止除外指定車標章の交付	93
中途視覚障害者等生活訓練	53
聴覚障害児に関する相談窓口	16
聴覚障害児の学級	108
聴覚障害者標識	113
聴導犬	95

【て】	
手帳	17
点字市議会だよりの発行	63
点字市政だよりの発行	63
点字新聞購読料の助成	63
電話リレーサービス	64

【と】	
投票	78
同行援護	26
特別支援学級	107
特別支援学校	109
特別児童扶養手当	21
特別障害給付金	19
特別障害者手当	20

【な】	
難聴児補聴器購入費の助成	66

【に】	
日常生活自立支援事業	76
日常生活用具の給付	67
日中一時支援(タイムケア・レスパイト)	48

【ね】	
Net119 通報(携帯電話からの通報)	79
年金(障害基礎年金)	19

【は】	
ハートプラスマーク	113
白杖 SOS シグナル普及啓発ポスター	113
バス運賃の割引	82
働く障害者のための交流拠点(たまりば)	105
バリアフリーステッカー	112
はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	24
ハレカハーフによる運賃の割引	84
ハローワーク(公共職業安定所)	103

【ひ】	
避難行動要支援者名簿	80
ひまわり給食サービス	77
ひまわり福祉相談センター	14

【ふ】	
FAXからの110番・119番通報	79
フェリー運賃の割引	83
福祉型障害児入所施設	54
福祉事務所	7
福祉タクシー	85
福祉の店「元気の輪」	106
福祉避難所	80
福祉ホーム	52
福祉有償運送	86
ふれあい案内(NTT104 無料案内)	99

【へ】	
ヘルプマーク	80・113
ヘルプカード	80

【ほ】	
保育園(障害児保育)	107
保育所等訪問支援	54
放課後等デイサービス	54
訪問入浴サービス	52
保健所・保健センター	10
補装具購入費等の支給	66
補聴器購入費の助成	66
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度	92
ホームヘルプ(居宅介護)	26

【ま】	
マーク	112
まごころ給食サービス	77

【み】	
耳マーク	113
民生委員	13

【め】	
メールからの110番通報	79

【も】	
盲人のための国際シンボルマーク	113
盲導犬	95
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	63

【ゆ】	
郵便ハガキの無償配付	99

有料道路における障害者割引	89
---------------	----

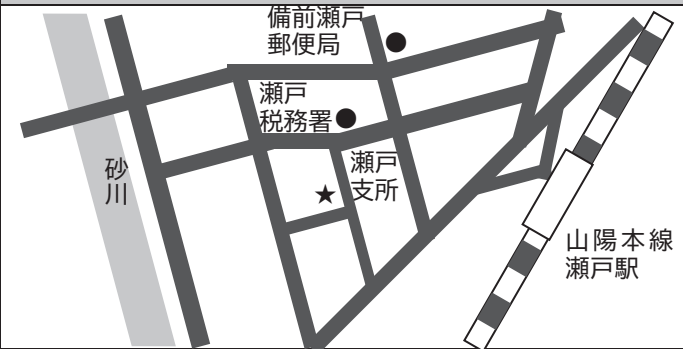
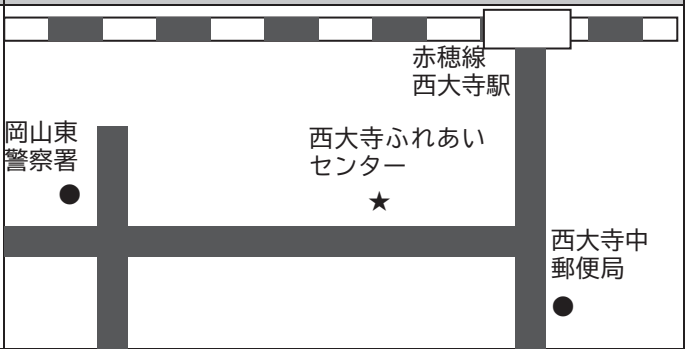
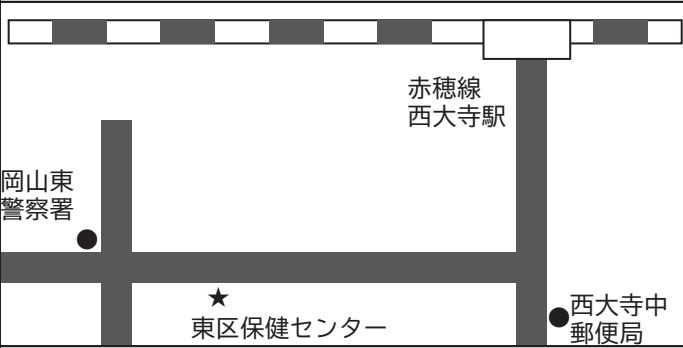
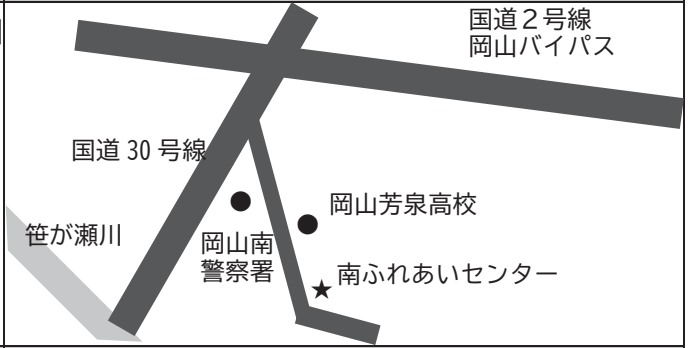
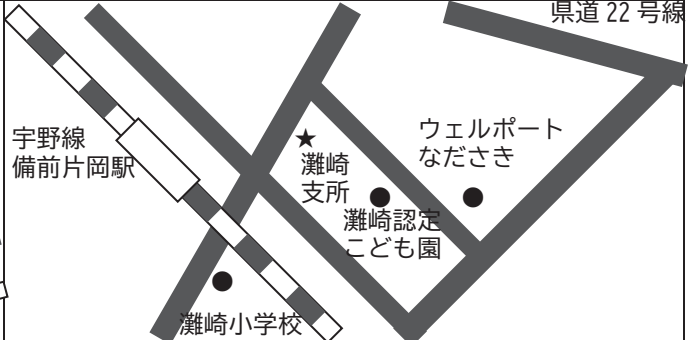
【よ】	
要約筆記者の派遣	63

【り】	
リフト付きタクシー	85
リフト付きバス(貸切)	82
療育手帳	17
療養介護	26

【れ】	
レスパイト(日中一時支援)	48

【ろ】	
録音図書・市販CDの貸出	64
路面電車運賃の割引	83

</

瀬戸支所 東区瀬戸町瀬戸 45	西大寺ふれあいセンター 東区西大寺中 2-16-33 東区福祉事務所
	
東区保健センター 東区西大寺中野本町 4-5	南ふれあいセンター 南区福田 690-1 南区南福祉事務所 南区南保健センター
	
西ふれあいセンター 南区妹尾 880-1 南区西福祉事務所 南区西保健センター	灘崎支所 南区片岡 207
	

1. 相談窓口

福祉事務所

市内には、次の10カ所の身体・知的に係る障害福祉の窓口があり、身体障害者手帳の交付などの各種のサービスを行っています。利用する場合は、所管の福祉事務所（御津・建部・灘崎・瀬戸支所を含む）へ。

福祉事務所	郵便番号・所在地・連絡先	所管学区（小学校区）
北 区 中 央	〒700-8546 北区鹿田町一丁目1-1 （岡山市保健福祉会館1階） ☎ 803-1209／FAX 803-1753	岡山中央・御野・牧石・石井・三門・大野 ・鹿田・大元・清輝・岡南・西・御南・陵南 ・吉備
北 区 北	〒700-0071 北区谷万成二丁目6-33 （北ふれあいセンター内） ☎ 251-6530／FAX 251-6511	伊島・津島・中山・馬屋下・桃丘・平津 ・野谷・横井・馬屋上・庄内・加茂・鯉山 ・足守・蛭明
御津支所 （総務民生課）	〒709-2198 北区御津金川1020 ☎ 724-1111／FAX 724-1117	御津・御津南・五城
建部支所 （総務民生課）	〒709-3198 北区建部町福渡489 ☎ 722-1112／FAX 722-3903	建部・福渡・竹枝
中 区	〒703-8566 中区赤坂本町11-47 ☎ 901-1231／FAX 272-7410	旭東・三勲・宇野・旭竜・平井・操南・操 明・富山・旭操・財田・高島・幡多・竜之 口
東 区	〒704-8116 東区西大寺中二丁目16-33 （西大寺ふれあいセンター内） ☎ 944-1822／FAX 944-1833	古都・可知・芥子山・政田・開成・西大寺 ・雄神・西大寺南・豊・山南・浮田・平島 ・御休・角山・城東台
瀬戸支所 （総務民生課）	〒709-0897 東区瀬戸町瀬戸45 ☎ 952-1112／FAX 952-1126	千種・江西
南 区 西	〒701-0205 南区妹尾880-1 （西ふれあいセンター内） ☎ 281-9620／FAX 281-9621	妹尾・箕島・福田・興除・曾根・東畦 ・第一藤田・第二藤田・第三藤田
灘崎支所 （総務民生課）	〒709-1215 南区片岡207 ☎ 363-5201／FAX 363-5207	灘崎・迫川分校・彦崎・七区
南 区 南	〒702-8021 南区福田690-1 （南ふれあいセンター内） ☎ 230-0321／FAX 261-7090	甲浦・小串・福浜・平福・福島・南輝・芳 泉・浦安・芳田・芳明

障害福祉課

障害者のための制度づくりや啓発活動などを通して、障害者福祉の向上に関する業務を行っています。

〔所在地〕 〒700-8546 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館7階）

〔連絡先〕 ☎ 803-1235（管理係），803-1236（福祉係），803-1234（就労・自立支援係）／FAX 803-1755

岡山市障害者更生相談所（身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所）

身体・知的障害に関する専門的な機関で、各種専門職や身体・知的障害者福祉司などのスタッフが、専門的な相談・支援、補装具（義肢・装具・車椅子など）の判定、自立支援医療（心臓手術・血液透析療法など）の判定、療育手帳の判定、各種機関などへの支援を行います。まず、各福祉事務所、各支所にご相談いただいて、その中で専門的な判断が必要な場合に相談日を決めていきます。

また、身体障害者手帳・療育手帳の発行も行っています。

〔所在地〕 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館4階） ※相談は無料です。

	業務・相談内容	相談・判定日・受付時間	連絡先
身体障害	・補装具（義肢・装具・車椅子など）の判定・処方と適合判定	【 来所判定 】 毎月第1・3・4木曜日 ※祝日等で変更になる場合があります。 会場：岡山市障害者体育センター 北区二日市町56 （5ページの主な施設の位置図を参照してください） 受付：13時30分～15時00分 （※診査は15時00分からです） （※判定には各福祉事務所・各支所に 事前の予約が必要です ）	☎ 803-1248 FAX 803-1771
	・補装具（補聴器など）の判定・処方と適合判定 ・自立支援医療（更生医療）支給の判定	【 書類判定 】 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	
知的障害	・18歳以上の療育手帳判定や日常生活相談など	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 （※療育手帳の判定及び相談は 事前の予約 が必要です）	☎ 803-1247 FAX 803-1771

岡山市こころの健康センター（精神保健福祉センター）

精神保健福祉に関する専門的な機関で、こころの健康づくりや精神障害のある方などの社会参加を進めるために、関係機関と連携・協力して支援や事業を行います。また、自立支援医療費（精神通院医療）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳の発行、精神医療審査会の運営も行っています。

〔所在地〕 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館4階） ※相談は無料です。

業務・相談内容		相談・受付時間	連絡先
こころの相談電話		月曜日～金曜日 9時～12時 13時～16時	☎ 803-1274
専門相談	自死遺族相談	※完全予約制 上記「こころの相談電話」にて 予約受付	
	依存症相談		
	思春期こころの健康相談		
ひきこもりに関する相談 (ひきこもり地域支援センター)		月曜日～金曜日 9時30分～12時 13時～15時	☎ 803-1326
・自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定・発行 ・精神障害者保健福祉手帳の判定・発行		受付は、各保健センター、 御津・建部分室となります。	☎ 803-1272 FAX 803-1772
精神医療審査会の運営 ※精神科病院入院中の患者の入院・処遇の適否についての審査		※退院等請求・相談 月曜日～金曜日 8時30分～12時 13時～17時15分	連絡先は精神科病院の病棟内に掲示しています

岡山市こども総合相談所（児童相談所）

こどもたちが心身ともにすこやかに育ち、持てる力を最大限に発揮することができるよう、福祉や心理などの専門スタッフが、こども（18歳未満）に関する様々な相談に応じ、援助することを目的とする専門的な機関です。

〔所在地〕 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館5階） ※相談は無料です。

業務・相談内容	相談・判定日・受付時間	連絡先
・発達相談や就学・進路についての相談 ・18歳未満の療育手帳等の判定 ・児童虐待についての相談（通告）	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 （※療育手帳の判定は <u>事前に予約</u> が必要です。）	☎ 803-2525 FAX 803-1773 （※虐待通告は夜間・休日に対応します。）

区役所・地域センター

各区役所の市民保険年金課 福祉総務係及び各地域センターでは、いろいろな福祉サービスや制度を利用する場合、申し込みを受け付けたり、担当するところへの取り次ぎを行ったりしています（内容によっては受け付けることができないものもあります）。

区役所		左記区域内の地域センター	
北 区	〒700-8544 北区大供一丁目1-1 （市役所本庁舎1階） ☎ 803-1118／FAX 803-1749	一宮地域センター 〒701-1211 北区一宮638-1 ☎ 284-0501／FAX 284-9016	津高地域センター 〒701-1144 北区栢谷1682 ☎ 294-2411／FAX 294-9081
		高松地域センター 〒701-1334 北区高松原古才247 ☎ 287-3731／FAX 287-9081	吉備地域センター 〒701-0153 北区庭瀬416 ☎ 293-1111／FAX 292-6081
		足守地域センター 〒701-1463 北区足守718 ☎ 295-1111／FAX 295-9081	※北区内の福祉事務所 … 7ページへ。
中 区	〒703-8544 中区浜三丁目7-15 ☎ 901-1615／FAX 901-1618	富山地域センター 〒703-8271 中区円山115-1 （ハピーズ円山店内） ☎ 277-7211／FAX 274-9041	※中区内の福祉事務所 … 7ページへ。
東 区	〒704-8555 東区西大寺南一丁目2-4 ☎ 944-5017／FAX 943-4332	上道地域センター 〒709-0631 東区東平島191 ☎ 297-4211／FAX 297-9081	※東区内の福祉事務所 … 7ページへ。
南 区	〒702-8544 南区浦安南町495-5 ☎ 902-3515／FAX 902-3542	児島地域センター 〒702-8012 南区北浦716 ☎ 267-2231／FAX 267-9081	妹尾地域センター 〒701-0206 南区箕島1024-8 ☎ 282-3121／FAX 281-9081
		福田地域センター 〒701-0203 南区古新田1186 ☎ 282-1131／FAX 281-9082	興除地域センター 〒701-0213 南区中畦593 ☎ 298-3131／FAX 298-9081
		藤田地域センター 〒701-0221 南区藤田508 ☎ 296-2221／FAX 296-9081	福浜地域センター 〒702-8032 南区福富中一丁目16-22 ☎ 265-4181／FAX 265-4185
		※南区内の福祉事務所…7ページへ。	

保健所・保健センター

精神障害や難病等に係る障害福祉サービス等の受付や、乳幼児から高齢者の方までの病気の予防、早期発見のために各種の健康相談、健康教育、健康診査などを行っています（※精神障害者保健福祉手帳（17ページ）及び自立支援医療（精神通院医療）（23ページ）のことは、各保健センター、御津・建部分室へお問い合わせください。）。

岡山市保健所（健康づくり課）　〔所在地〕 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館2階）

〔連絡先〕 ☎ 803-1271／FAX 803-1758　精神保健係 ☎ 803-1267／FAX 803-1868

保健センター	〒・所在地・連絡先	
北区中央	〒700-8546 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館内）	☎ 803-1265／FAX 803-1715
北区北	〒700-0071 北区谷万成二丁目6-33（北ふれあいセンター内）	☎ 251-6515／FAX 251-6516
御津・建部分室	〒709-3198 北区建部町福渡489（建部支所総務民生課内）	☎ 722-1114／FAX 722-3903
中区	〒702-8002 中区桑野715-2（岡山ふれあいセンター内）	☎ 274-5164／FAX 274-5102
東区	〒704-8192 東区西大寺中野本町4-5	☎ 943-3210／FAX 943-5391
南区西	〒701-0205 南区妹尾880-1（西ふれあいセンター内）	☎ 281-9625／FAX 281-9626
南区南	〒702-8021 南区福田690-1（南ふれあいセンター内）	☎ 261-7051／FAX 261-7035

相談支援

障害者等からの相談に応じ、必要な情報を提供し、日常生活や社会生活を支援します。利用料は無料です。

〔相談支援の例〕

障害福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介 など

※「障害福祉サービス等の利用計画の作成」や「地域生活への移行に向けた支援」については、41～43ページの事業所にご相談ください。

事業所名	所在地・連絡先	
いづみ寮	北区中原664-1先	☎ 275-1816／FAX 275-5646
ねこの手みつきらめき	北区御津河内934	☎／FAX 724-4232
みどり学園	北区中原664-1先	☎ 275-2119／FAX 275-9882
わくわくワーク	北区一宮339-6	☎ 286-0951／FAX 284-9364
エスポアール・スター	北区福谷53番地	☎ 284-8090／FAX 284-8006
エスポアール・セルプ	北区福谷53番地	☎ 286-8004／FAX 284-8006
相談支援事業所 みちしるべ	北区西古松268-1	☎ 250-9912／FAX 250-9913
相談支援センター鹿田	北区鹿田本町3-16	☎ 080-2944-8003／FAX 234-2639
おうちだ	北区撫川848	☎ 238-1802／FAX 903-1115
相談支援センターあしすと	中区赤坂南新町6-1	☎ 272-0625／FAX 272-5751
（福）大樹の会	東区正義5089	☎ 946-9550／FAX 946-9551
閑谷ワークセンター・せと	東区瀬戸町肩脊43	☎ 952-2271／FAX 952-2298
岡山南障がい者相談支援センター	南区福富西1-14-21	☎ 259-3888／FAX 259-3881
デイサービスセンターほがらか	南区西市100-5	☎ 805-2880／FAX 805-2808

障害者基幹相談支援センター

障害者の相談支援の司令塔として、総合的・専門的な相談支援や相談支援事業所への指導・助言及び研修を実施し、相談支援事業所の資質向上を図っています。また、障害者権利擁護・虐待防止センター事業と医療的ケア児等総合支援事業も合わせて実施し、障害者の相談支援体制の強化を目的としています。

業務の内容	連絡先
・基幹相談支援センター事業 (専門相談、地域移行・地域定着、相談支援事業者への専門的助言・人材育成) ・障害者権利擁護・虐待防止センター事業 ・医療的ケア児等総合支援事業 ・地域共生社会の実現に向けた支援体制づくり	《月曜日～金曜日の8時30分～17時15分（ただし、年末年始・祝日を除く）》 ☎ 259-5301 / FAX 259-5302 障害者虐待に関する相談・通報窓口 … 15ページへ

障害者基幹相談支援センターサブセンター

障害者等からの相談に応じ、専門的な職員を配置し、必要な情報の提供、助言等を行っています。
利用料は無料です。

事業所名	所在地・連絡先
地域サポートセンター 仲よし	北区広瀬町10-27-2 ☎ 230-0666 / FAX 230-0665
地域活動支援センター 旭川荘	北区祇園866 ☎ 275-4518 / FAX 275-9323
ひらた旭川荘地域活動支援センター	北区平田407 ☎ 245-7361 / FAX 245-7385
相談支援センター鹿田	北区鹿田本町3-16 ☎ 080-2910-0097 / FAX 225-3855
地域活動支援センター ぱる・おかやま	北区表町3-7-27 2階 ☎ 201-1720 / FAX 201-1713
サポートセンターかけはし	東区西大寺上3-2-1 1階 ☎ 206-3127 / FAX 206-3128
支援センター・コンドル	南区浦安本町208-6 ☎ 261-7228 / FAX 262-7179
岡山南障がい者相談支援センター	南区福富西一丁目14-21 ☎ 259-3888 / FAX 259-3881

事業所では、次の事業も行っています。

- ・住宅入居等支援（居住サポート）…一般住宅への入居等を支援します。
- ・成年後見制度利用支援…成年後見制度（知的・精神障害者）の申し立てに必要な支援をします（74～75ページ参照）。
- ・障害児等療育支援相談…在宅の障害児等の地域における生活を支えるため療育指導等を実施します。

地域生活支援拠点

岡山市では、障害者の地域における安全安心な生活を確保するとともに、障害者の地域移行を推進するため、居住に関する支援と地域支援の機能を併せ持った拠点を整備しています。

〔支援内容〕 常時（24時間365日）の相談支援、介護者の急病や障害者の状態変化等が生じた場合における緊急時対応（受入先確保、必要なサービスのコーディネート、家族・支援者等への助言、関係機関への連絡）など

事業所名	所在地・連絡先
地域サポートセンター 仲よし	北区広瀬町10-9 ☎ 230-0666（日中） / 206-1125（夜間・休日）
旭川児童院	北区祇園866 ☎ 275-4518（日中） / 275-4518（夜間・休日）
岡山南障がい者相談支援センター	南区福富西一丁目14-21 ☎ 259-3888（日中） / 250-2556（夜間・休日）

岡山市児童発達支援センター

地域の障害児等支援の拠点として、障害児やその家族のための相談に応じ、総合的な支援をしています。

[業務内容]

- ・多障害等対応地域支援事業
- ・早期専門対応地域支援
- ・地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業
- ・障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業

事業所名	所在地・連絡先
旭川児童院 通園センター	北区祇園866 ☎ 275-0990／FAX 275-5353
岡山かなりや学園	北区西古松321-102 ☎ 241-1415／FAX 241-3017
児童発達支援センター まな星	北区伊島町2-1-32 ☎ 214-0553／FAX 214-0660
みどり学園	北区中原664-1先 ☎ 275-2119／FAX 275-9882
わかさ学園いちご	北区平田407 ☎ 805-3822／FAX 805-3807

身体障害者相談員

(令和7年4月1日現在)

身体障害者の相談に応じて必要な助言・指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力等の業務を行っています。

福祉事務所所管学区内の身体障害者相談員は次のとおりですので、お気軽にご相談ください。

管轄	障害	氏名	連絡先	管轄	障害	氏名	連絡先
北区中央	身体	横山 弘子	☎ 225-3904	中区	身体	山本 剛	☎ 273-3933
		松浦 廣志	☎ 090-1353-5755			根本 京子	☎ 278-1546
		畑	☎ 080-3081-0862			小山 賢一	☎ 275-2598
		岸本 久恵	☎ 246-0363			岡崎 滋	☎ 271-0622
	肢体	山内 孝子	☎/FAX 254-7381		視覚	岡本 美枝子	☎ 080-8234-1974
		大江 初美	☎ 090-5262-6805		難聴	尾山 美栄	☎/FAX 272-6770
		西田 弘子	☎ 090-8359-1412			妹尾 克己	FAX 276-9330
	視覚	鈴木 鈴子	☎ 223-6774	東区	身体	上岡 玄治	☎ 946-0044
		松下 陽子	☎ 090-9065-1955		視覚	福原 隆行	☎ 278-4885
	聴覚	網浜 葉子	FAX 293-4750		難聴	宮沢 美佐	FAX 897-7437
		佐藤 浩行	FAX 253-4694	南区西	身体	中田 弘道	☎ 362-3761
北区北	難聴	川場 充	☎/FAX 229-3057		視覚	守屋 邦夫	☎ 090-3748-6428
	身体	難波 寶	☎ 253-6294		難聴	小橋 和子	FAX 362-5367
	視覚	竹野 磨智子	☎ 080-1922-8793	南区南	肢体	中塚 一女	☎/FAX 264-8606
		大賀 淳	☎ 090-8607-1054		視覚	難場 誠二	☎ 080-6336-2101
		大賀 三和子	☎ 722-0044		視覚	久保 瞳	☎ 090-6844-7523
		柴田 富夫	☎ 090-7127-6197				
		田中 亨	☎ 090-7898-0755				
	難聴	水島 祥子	☎/FAX 724-2916				

知的障害者相談員

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

知的障害者の相談に応じて必要な助言・指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関への協力等の業務を行っています。

福祉事務所所管学区内の知的障害者相談員は次のとおりですので、お気軽にご相談ください。

※精神障害に関する相談は、保健所・保健センター（P10）、岡山市こころの健康センター（P8）へご相談ください。

管轄	氏名	連絡先	管轄	氏名	連絡先
北区中央	岡田 麻依子	☎ 368-5358	中区	安部 希美	☎ 289-6626
	難波 一江	☎ 246-2249		近藤 直子	☎ 275-2962
	宮崎 良子	☎ 233-4622		菅 桂子	☎ 271-3991
	熊谷 珠実	☎ 090-6833-1415		川崎 直子	☎ 271-2809
北区北	祐森 章代	☎ 724-0611		大谷 朱美	☎ 273-3312
	中島 美和	☎/FAX 266-6145	南区西	甲本 真知子	☎ 282-1367
	高山 佐己子	☎ 250-5730		山廣 順	☎ 050-1504-2804
東区	井関 幸子	☎ 278-0006	南区南	山内 寿子	☎ 243-7810
	長瀬 麻美	☎ 238-9592			

民生委員・児童委員

【問い合わせ先】 福祉援護課 ☎ 803-1218 / FAX 803-1870

民生委員・児童委員はそれぞれの担当区域で地域住民の福祉に関する相談に応じ、必要な助言・支援を行っています。担当の民生委員・児童委員については、福祉援護課へお問い合わせください。

（公財）岡山県身体障害者福祉連合会内相談窓口

（公財）岡山県身体障害者福祉連合会内で行っている相談窓口です（※相談は無料，秘密厳守）。

【所在地】 北区南方二丁目13-1（きらめきプラザ）

窓 口	相 談 内 容	受付時間・連絡先
障害者総合相談	生活上の悩みや人権問題などの相談に応じます。内容によっては、弁護士による専門相談も行っています。	月～金曜日 9時30分～16時30分 ☎ 223-0020 / FAX 223-4597

知的障害児（者）育成相談

【窓口】（一社）岡山県手をつなぐ育成会

知的障害児（者）教育や福祉サービス、自立等の問題に応じて、医師、知的障害教育・福祉の専門家、弁護士などによる相談を行います。

【相談日】 毎月第2・4火曜日（※医師の相談を希望される方は事前にご連絡ください。）

【申込先】 岡山県総合福祉・ボランティア・NP0会館2階（北区南方二丁目13-1 きらめきプラザ）

☎ 226-3538 / FAX 226-3539 / E-mail: oka-iku@kirameki-plz.com

岡山市発達障害者支援センター（ひか☆りんく）

教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関と連携を図りながら、発達障害児・者とそのご家族および関係機関に対する支援を行うことを目的とした専門機関です。また、継続した支援が行えるよう地域に密着した支援体制を整えていくための援助も行います。（岡山市内にお住まいの方が対象です。年齢は問いません。）

【所在地】 北区春日町5-6（岡山市勤労者福祉センター1階）

業務内容	相談・受付時間	利用方法	連絡先
・相談支援 ・発達支援 ・就労支援 ・機関連携 ・普及啓発、研修	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	①まずはお電話をください。 ②ご相談内容をお聞きます。 ③センターでニーズに応じた支援方法を検討し、後日、センターから連絡します。来所相談の場合は予約制です。	☎ 236-0051 FAX 236-0052

ひまわり福祉相談センター

[窓口] 岡山市社会福祉協議会

[相談場所] ひまわり福祉会館（北区大供二丁目4-25） 相談電話番号 ☎ 222-8618

※「高齢者障害者法律相談」は、予約が必要です。市内在住の人で、1年度に1回まで。予約電話番号 ☎ 201-0171

相談の種類	相談日・時間	相談員	相談内容
心配ごと相談	毎週月・水・金曜日 13時～16時	民生委員、 元民生委員他	家庭、生活、離婚、苦情その他日常生活のあらゆる 心配ごとの相談
高齢者障害者法律相談	毎週金曜日 13時～16時10分 (※第一土曜日の 前日は休み)	弁護士	相続、金銭貸借など法律上難しい問題のある相談

※御津・灘崎・建部・瀬戸地区においても心配ごと相談を行っています。

地区	場 所	相談日・時間	相談電話	連絡先
御津	岡山市役所 御津支所 (北区御津金川1020)	毎月第1月曜日 13時～16時	☎ 724-1111	岡山市社会福祉協議会 北区北事務所御津分室 ☎ 724-3121
灘崎	岡山市ウェルポートなださき (南区片岡159-1)	毎月第1月曜日 13時～16時	☎ 362-4265	岡山市社会福祉協議会 南区西事務所灘崎分室 ☎ 362-4265
建部	岡山市建部町老人福祉センター (北区建部町建部上564)	毎月第3土曜日 13時～16時	☎ 722-1770	岡山市社会福祉協議会 北区北事務所建部分室 ☎ 722-1770
瀬戸	岡山市立瀬戸公民館 (東区瀬戸町瀬戸54-1)	毎月第3火曜日 13時～16時	☎ 952-4441	岡山市社会福祉協議会 東区事務所瀬戸分室 ☎ 952-4441

岡山県地域生活定着支援センター

[窓口] 岡山県社会福祉協議会

高齢又は障害があるため福祉の支援が必要な矯正施設出所予定者や、被疑者・被告人等を対象として、保護観察所と協働して、出所後、地域の中で安定した暮らしができるよう生活環境を調整していきます。

[業務日・時間] 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※祝日、年末年始（12/29～1/3）は除く

[所在地] 岡山県総合福祉・ボランティア・NP0会館3階（北区南方二丁目13-1 きらめきプラザ）

[連絡先] ☎ 226-2840 / FAX 226-3557

おかやま発達障害者支援センター

岡山県内（岡山市を除く）にお住まいの発達障害のある方や疑いのある方とそのご家族及び、関係機関（医療・保健・教育・福祉・労働等）からのライフステージを通じた様々なご相談をお受けします。

<本所>

[受付時間] 月曜日～金曜日 9時～16時30分 ※年末年始・土日祝日を除く

[所在地] 北区祇園866（旭川荘療育・医療センター4号棟1階 障害者総合相談支援センター内）

〔連絡先〕 ☎ 275-9277／FAX 275-9278

<県北支所>

〔受付時間〕 月曜日～金曜日 9時～16時30分 ※年末年始・土日祝日を除く

〔所在地〕 津山市山下53（美作県民局第一庁舎本館1階）

〔連絡先〕 ☎ 0868-22-1717 / FAX 0868-32-9337

障害者虐待に関する相談・通報窓口

障害者の虐待に関わる通報や届出などの相談は、下記連絡先までお寄せください。

◎岡山市障害者権利擁護・虐待防止センター

（障害者虐待通報・相談専用ダイヤル） ☎ 259-5303（24時間・365日）／ FAX 259-5302

岡山市障害者自立支援協議会

岡山市障害者自立支援協議会では、岡山市が障害の有無にかかわらず住み心地のよい街になることを目指し、行政、障害福祉関係事業者、障害者等で定期的な協議や調査・研究等を行っています。

協議会ホームページには、「協議会活動」や「障害福祉サービス事業所情報（一部）」などが掲載されています。本誌（障害者のしおり）掲載の「障害福祉サービス事業所」をさらに詳しく知りたい方は、協議会ホームページをぜひご覧ください。

【協議会ホームページ「え～んじゃネット」URL：<https://okjiritsushien.com/>】



障害者差別解消に関する相談窓口

障害者差別や合理的配慮等に係る相談を受け付け、相談者への助言や適切な機関の紹介等を行います。電話、FAX、電子メールにて相談を受け付けます。

《月曜日～金曜日の8時30分～17時15分（夜間、土日祝日は留守番電話対応です。内容確認は翌開所日となります。）》

岡山県障害者差別解消相談センター

☎ 224-3279／FAX 201-5340

電子メール sabetsunaku@csww-okayama.org

視覚障害児・者に関する相談窓口

視覚障害による学習上又は生活上の困難への相談・支援を行っています。子どもさん、成人の方が、見えにくいことで困っていること、日常生活全般のこと、将来のこと、その他さまざまなことに対して、電話、電子メール、来校にて相談を受け付けます。

《月曜日～金曜日の9時～17時》

視覚障害児・者相談支援センター（岡山県立岡山盲学校）

☎ 272-3165／FAX 272-1853

電子メール okamo08@pref.okayama.jp

聴覚障害児に関する相談窓口

聴覚に障害のある子どもたちへの相談・支援を行っています。未就学児から学齢期の子どもたちを対象に、本人や保護者、教育、福祉関係者などからの様々なニーズにお応えします。お気軽に電話、FAX、電子メールなどにて、ご相談ください。

《月曜日～金曜日の8時30分～17時》

岡山県立岡山聾学校 「きこえの相談室」

☎ 279-2127 / FAX 279-8960

電子メール okaro08@pref.okayama.jp

《月曜日～金曜日の9時～17時30分》

岡山県聴覚障害児支援センター（岡山かなりや学園）

☎ 241-1415 / FAX 241-3017

電子メール kanariya@po.harenet.ne.jp

岡山県医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とそのご家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児とそのご家族はもちろん、市町村・医療機関などの関係機関からの相談に応じます。

【業務時間】月曜日～金曜日 8時30分～17時15分（年末年始・祝日を除く）

※ホームページ内の専用フォームで24時間受付

【所在地】岡山市北区祇園866（旭川荘療育・医療センター4号棟1階 地域療育センター内）

【連絡先】☎ 275-4518 / FAX 275-9323

【ホームページ】<https://www.okayama-icare.com/>

消費生活に関する相談窓口

岡山市消費生活センターでは、契約やお買い物、悪質商法、架空請求、多重債務などのトラブルについての相談を受け付け、助言や専門機関の紹介など、トラブル解決へのお手伝いをしています。

「困ったな」「おかしいな」と思ったときは、早めにご相談ください。

【消費生活相談窓口】

岡山市消費生活センター

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所2階

○受付時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始除く）9時～16時

○利用方法 来所相談、電話相談（☎ 803-1109）

消費生活相談フォームによる相談



2. 障害者手帳

障害者手帳は、障害者の支援を目的とした各種福祉制度を利用するために必要なものです。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

身体障害者手帳

[申請窓口] 各福祉事務所、各支所

「身体障害者手帳」の交付は、発症（受傷）から一定の期間を経過して身体に永続する障害（定められた程度以上）のある方が対象となります（身体障害程度等級表は、116ページにあります。）。

[交付対象] 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能、肝臓機能

[新規申請に必要なもの]

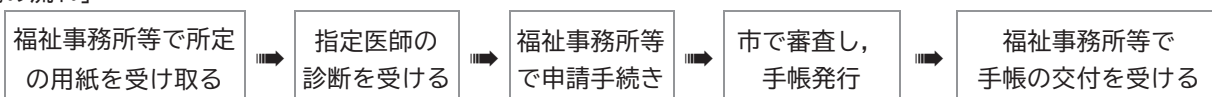
●申請書

○指定医師の診断書（用紙は市ホームページからダウンロードできるほか福祉事務所等にあり。）

○本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm。申請から1年以内に撮影されたものであって、脱帽上半身のもの。）

○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類

[手続の流れ]



療育手帳

[申請窓口] 各福祉事務所、各支所

「療育手帳」の交付は、知的能力の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に何らかの援助を必要とする状態にある方が対象になります。18歳未満の方は岡山市こども総合相談所、18歳以上の方は岡山市障害者更生相談所の判定によります。手帳の等級は、障害の程度により、A（最重度・重度）、B（中度・軽度）の区分があります。

[新規申請に必要なもの]

●岡山市こども総合相談所の判定（※18歳未満の方）

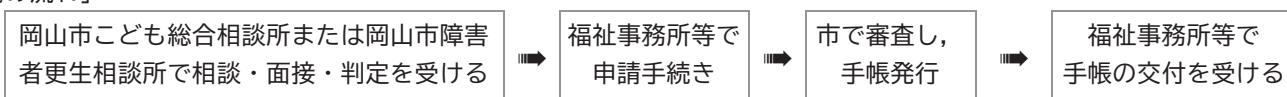
●岡山市障害者更生相談所の判定（※18歳以上の方）

●申請書

○本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm。申請から1年以内に撮影されたものであって、脱帽上半身のもの。）

○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類

[手続の流れ]



※新規申請については、先に相談・面接・判定を受け、療育手帳に該当する場合は申請手続きをご案内しています。

精神障害者保健福祉手帳

[申請窓口] 各保健センター、御津・建部分室

精神障害（知的障害を除く。）のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。入院・在宅による区別や、年齢による制限はありません。手帳の有効期間は2年間で、手帳の障害等級は、精神障害の状態に応じて1級～3級が認定されます。

[新規申請に必要なもの]

●申請書

○診断書（精神障害者保健福祉手帳用の診断書で診断書作成日が精神障害に係る初診日から6ヶ月を経過した日以後のもの。）または、○障害年金証書の写し（精神障害を支給事由とした障害年金または特別障害給付金を受給していることを証する書類）と●同意書

○本人の顔写真1枚（横3cm×縦4cm。申請から1年以内に撮影されたものであって、脱帽上半身のもの。）

○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方へ

[申請窓口] 身体障害者手帳・療育手帳・・・各福祉事務所、各支所
精神障害者保健福祉手帳・・・各保健センター、御津・建部分室

下記に該当するときは、必要なものを持参し窓口で手続きをしてください。

	身体障害者手帳の場合	療育手帳の場合	精神障害者保健福祉手帳の場合
障害の程度が変わったり、新しく別の障害が発生したとき	●申請書 ○指定医師の診断書 ○顔写真1枚（横3cm×縦4cm） ○身体障害者手帳 ○個人番号がわかるものと身元確認書類	身体障害者手帳を取得したり障害程度が変更になったときは障害程度が変更になる場合があります。岡山市こども総合相談所（18歳未満の方）または岡山市障害者更生相談所にお申し出ください。 ○療育手帳 ○身体障害者手帳	●申請書 ○診断書または○障害年金証書の写しと ●同意書 ○顔写真1枚（横3cm×縦4cm） ○精神障害者保健福祉手帳 ○個人番号がわかるものと身元確認書類
紛失したり、破損したとき	●申請書 ○顔写真1枚（横3cm×縦4cm） ○身体障害者手帳（破損した場合） ○個人番号がわかるものと身元確認書類	●申請書 ○顔写真1枚（横3cm×縦4cm） ○療育手帳（破損した場合） ○個人番号がわかるものと身元確認書類	●申請書 ○顔写真1枚（横3cm×縦4cm） ○精神障害者保健福祉手帳（破損した場合） ○個人番号がわかるものと身元確認書類
住所等が変わったとき	●変更届出書 ○身体障害者手帳 ○個人番号がわかるものと身元確認書類	●変更届出書 ○療育手帳 ※岡山県外からの転入は、 ●申請書 ●申出書 ○顔写真 ○個人番号がわかるものと身元確認書類 ○場合により判定も必要です。	●変更届 ○精神障害者保健福祉手帳 ※市外からの転入は、 ●申請書 と○顔写真が必要です。 ○個人番号がわかるものと身元確認書類
死亡したとき、障害がなくなったとき（治癒したとき）	●返還届出書 ○身体障害者手帳 ○個人番号がわかるものと身元確認書類（障害がなくなったとき）	●返還届出書 ○療育手帳	●返還届出書 ○精神障害者保健福祉手帳
再判定年月日が近づいたとき （再認定対象者のみ）	3歳未満で認定された場合や障害程度に変化が予想される場合に再判定を行っています。 ●申請書 ○指定医師の診断書 ○顔写真1枚（横3cm×縦4cm） ○身体障害者手帳 ※障害が治癒した場合は、手帳と返還届出書を提出してください。 ○個人番号がわかるものと身元確認書類	事前に予約のうえ、直接、岡山市こども総合相談所または岡山市障害者更生相談所で再判定を受けてください。 ○療育手帳 ※再判定年月は手帳の再判定欄に記載されています。 ※再判定予約は「次の判定年月」の4か月前から受け付けています。	有効期限の3か月前から申請ができますので、必ず有効期間内に申請をしてください。 ●申請書 ○診断書または○障害年金証書の写しと ●同意書 ○顔写真1枚（横3cm×縦4cm） ○精神障害者保健福祉手帳 ○個人番号がわかるものと身元確認書類 ※有効期間は2年間です。

3. 年金・手当等

障害基礎年金 [問い合わせ] 各区役所 市民保険年金課

北区 ☎ 803-1130/FAX 803-1749 中区 ☎ 901-1617/FAX 901-1618
東区 ☎ 944-5022/FAX 943-4332 南区 ☎ 902-3517/FAX 902-3542

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にある場合に支給されることがあります。

- ・国民年金加入期間（保険料の納付要件があります。）
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

[年金額] 1級 1,039,625円 / 2級 831,700円

※上記の1級・2級という障害等級は国民年金法で定めてあり、身体障害者手帳の等級ではありません。

※初診日とは、障害の原因となった病気やケガで初めて医師等の診療を受けた日のことです。

※20歳前に初診日のある障害基礎年金の給付については、本人の所得による給付制限があります。

※子の加算があります（18歳に達する日の属する年度末までにある子…障害者は20歳未満）。

特別障害給付金 [問い合わせ] 各区役所 市民保険年金課（※連絡先は上記「障害基礎年金」と同じです。）

国民年金の任意加入対象期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者を対象に、福祉的措置として平成17年4月から創設された制度です。

[対象者] 国民年金に任意加入していなかった以下①②いずれかの期間内に初診日があり、現に国民年金の障害等級1級、2級程度の状態にある方

①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に厚生年金や共済組合等に参加（または受給等）していた方の配偶者

[給付額] 1級（月額） 56,850円 / 2級（月額） 45,480円

※65歳に達する日の前日までに障害状態に該当された方に限られます。

※65歳に達する日の前日までに請求してください。

※本人の所得による制限、受給中の年金との調整等があります。

岡山市重度障害者特別給付金

[窓口] 各福祉事務所、各支所

昭和57年1月1日前に20歳に達し、かつ重度障害者になっていた外国人など、年金制度の有する被保険者の資格等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度障害者に支給されます。

[給付額] 年額 300,000円

[必要なもの] ●岡山市重度障害者特別給付金支給（更新）申請書

●公的年金未受給状況等申立書（現在の公的年金受給額がわかる書類を添付してください）

○住民票(写)又は在留カード（特別永住者証明書）

○年金受給証書

○本人名義の振込口座がわかるもの

○身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳

特別障害者手当

[窓口] 各福祉事務所、各支所

障害が重複するなど精神または身体に著しく重度の障害がある在宅の20歳以上の方で、日常生活に常時特別の介護を必要とする方に支給されます。施設に入所している場合、病院や診療所などに3か月以上継続して入院している場合は対象になりません。また、本人または配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合は支給されません。

[手当額] (月額) 29,590円 (令和7年4月分～)

[必要なもの] ●認定請求書・所得状況届

●認定診断書(申請日以前3か月以内のもの)

○身体障害者手帳または療育手帳(手帳未交付の場合は不要)

○請求者本人の年金証書(写)及び年金受領額のわかるもの

○本人名義の振込口座がわかるもの

○個人番号が分かるもの(個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等)と身元確認書類

岡山市在宅重度障害者介護者慰労金

[窓口] 各福祉事務所、各支所

在宅で生活している重度障害者を常時介護している方に支給されます。ただし次の支給条件にすべて該当する場合に限ります。

[重度障害者] …満20歳以上65歳未満で、特別障害者手当の受給資格の認定を受けていて、認定の対象となった重度障害の状態が6か月以上続いている方

[介護者] ……重度障害者を現に在宅で介護している方(家政婦、介護ボランティアなどの介護を業とする方や介護に関し報酬を受けている方は除きます。)

支給条件	①上記に規定する障害者の介護者で、障害者と同居していること。 ②障害者・介護者とも岡山市内に6か月以上住所があること。 ③在宅で障害者を介護した期間が年度内(4月から翌年3月)に6か月以上あること。 ④申請前1年間に障害福祉サービス、地域生活支援事業の移動支援、地域活動支援センター及び介護保険の居宅サービス等を利用していない方
支給金額	年額 40,000円
必要なもの	●申請書 ○介護者名義の振込口座がわかるもの

※ 介護者が複数の場合、支給対象は主に介護をしている1名です。

特別児童扶養手当

[窓口] 各福祉事務所、各支所

精神、知的または身体に障害のある20歳未満の障害児を監護している保護者に支給されます（所得制限などの制約があります。）。障害児が施設に入所している場合、障害年金等を受給している場合は対象になりません。また、本人または配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合は支給されません。

[手当額] (月額) 1級 56,800円 / 2級 37,830円 (令和7年4月分～)

[必要なもの] ●認定請求書

●認定診断書（申請日以前3か月以内のもの）（省略できる場合があります。）

○身体障害者手帳または療育手帳（手帳未交付の場合は不要）

○戸籍謄本（外国籍の方は不要）（申請日より1か月以内のもの）

○保護者名義の振込口座がわかるもの（通帳）

○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類

障害児福祉手当

[窓口] 各福祉事務所、各支所

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます。施設に入所している場合、障害年金等を受給している場合は対象になりません。また、本人または配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合は支給されません。

[手当額] (月額) 16,100円 (令和7年4月分～)

[必要なもの] ●認定請求書・所得状況届

●認定診断書（申請日以前3か月以内のもの）

○身体障害者手帳または療育手帳（手帳未交付の場合は不要）

○本人（児童）名義の振込口座がわかるもの（通帳）

○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類

岡山市児童福祉年金

[窓口] 身体障害・知的障害…各福祉事務所、各支所
精神障害…保健所健康づくり課

児童・保護者共に市内に居住していて、次の表に該当する20歳未満の障害児を監護している保護者に支給されます。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	年金額（年額）
1～2級	A	1級	50,000円
3級	B（中度）	2級	33,000円

※ただし、障害児福祉手当を受給している児童、施設入所中の児童は除かれます。

[必要なもの] ●児童福祉年金支給申請書

○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

○保護者名義の振込口座がわかるもの（通帳）

児童扶養手当

[窓口] 各福祉事務所、各支所、各区役所、各地域センター

父親または母親がいない家庭（実質的に父親または母親が不在の状態にある家庭も含む）の児童について児童を監護する母、父、または父母に代わって児童を養育している方に対して支給されます。

また、父または母が重度の障害の状態にあり、母または父、それに代わる方が、18歳に到達して最初の3月を迎える前の児童（障害のある児童については20歳未満）を監護または養育している場合にも支給されることがあります。

※支給要件については、各福祉事務所等（児童扶養手当担当窓口）へお問い合わせください。

支給対象児童数	手当の全額を受給できる人（月額）	手当の一部を受給できる人（月額）
児童1人のとき	46,690円	11,010円 ～ 46,680円
児童2人目以降のとき	11,030円加算	5,520円 ～ 11,020円加算

※所得制限などの制約があります。

[必要なもの] ●認定請求書 ●認定診断書（省略できる場合があります。）

○戸籍全部事項証明書（謄本）

○本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）

○請求者名義の振込口座がわかるもの

○年金証書もしくは年金手帳

○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）

※外国籍の方が請求される場合は上記と異なりますので、詳しくは各福祉事務所等へお問い合わせください。

岡山市心身障害者扶養共済制度

[問い合わせ] 障害福祉課

障害のある方を扶養している保護者が、毎月掛け金を納めることにより、保護者が死亡（重度障害を生じた場合も含む）した場合、障害のある方に年金が支給されます。

保護者要件	障害のある方を扶養している65歳未満で、特別の障害または特定の疾病のない方		
障害のある方の範囲	①身体障害者障害程度等級表1～3級の方 ②こども総合相談所、障害者更生相談所等で知的障害と判定された方 ③精神または身体に永続的な障害があり、前2項と同程度の方（医師の診断）		
掛金額（一口）	加入（口数追加）時の保護者の年齢（毎年度の4月1日現在における年齢）	掛金（月額）	◆申請により、生活保護を受けている世帯は全額、市民税が課せられていない世帯または免除されている世帯は半額、掛金が免除されます。また、市民税の課税状況により、掛金が3割免除される場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。 （※掛金免除は一口目のみが対象です。） ◆二口まで加入できます。
	35歳未満	9,300円	
	35歳～39歳	11,400円	
	40歳～44歳	14,300円	
	45歳～49歳	17,300円	
	50歳～54歳	18,800円	
	55歳～59歳	20,700円	
	60歳～64歳	23,300円	
支給額	月額 1口加入：20,000円 2口加入：40,000円		
必要なもの	●加入等申込書 ●申込者告知書 ●障害証明書 ●年金管理者指定届出書（指定しない場合は不要） ○住民票(写)（加入者、障害者、年金管理者のもの） ○身体障害者手帳または療育手帳 ○印鑑		

障害福祉課、各福祉事務所、各支所にパンフレットを用意しています。

制度の概要については、（独）福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養保険事業」をご覧ください。



4. 医 療

自立支援医療

[窓口] 更生医療・・・各福祉事務所、各支所 育成医療・・・保健所健康づくり課
精神通院医療・・・各保健センター、御津・建部分室

障害を軽減・除去する手術や治療を指定自立支援医療機関で受ける場合に、自立支援医療を受けることができます。次のいずれも、費用の1割が自己負担となります（所得に応じた自己負担上限額があります。）。ただし、所得によっては非該当になる場合があります。

※世帯・収入状況によっては、必要な書類が追加となる場合もありますので、まずは各窓口にご相談ください。

更生医療

[対象者] 身体障害者手帳を所持する18歳以上の方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方。

（手術・治療例：血液透析、心臓手術、関節手術等）※呼吸器、膀胱・直腸機能障害には給付の適用がありません。

[必要なもの] ●申請書 ●医療機関の判定票 ●印鑑（自署の場合不要） ●身体障害者手帳（写しも可）
●個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類
●特定疾病療養受療証（人工透析・免疫療法の方のみ）（写しも可）
○加入医療保険がわかるもの（資格確認書、マイナポータルの資格情報画面のPDFを印刷したもの等）

育成医療

[対象者] 身体に障害がある18歳未満の方で、障害の除去や軽減が見込まれる医療を指定医療機関で受ける方

[必要なもの] ●申請書兼世帯・収入状況申告書 ●医療機関の意見書
●個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類
○加入医療保険がわかるもの（資格確認書、マイナポータルの資格情報画面のPDFを印刷したもの等）

精神通院医療

[対象者] 精神疾患のために、継続的な通院医療を要する方

[必要なもの] ●申請書 ●同意書及び収入申告書 ●診断書
●個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類
○加入医療保険がわかるもの（資格確認書、マイナポータルの資格情報画面のPDFを印刷したもの等）

心身障害者医療費助成制度

[窓口] 身体障害・知的障害・・・各福祉事務所、各支所、各区役所、各地域センター
精神障害・・・各保健センター、御津・建部分室

心身障害者に対して、医療費の自己負担分（保険診療分）から一部負担金（1割負担、保険の世帯の所得に応じて1ヵ月の限度額あり）を差し引いた額を助成します。 ※ただし、精神疾患による入院は1年までの療養が助成の対象

[対象者] ①身体障害者手帳1級、2級、3級の所持者 ②重度の知的障害（おおむねIQ35以下）の方
③精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証（精神通院）両方の所持者

※本人、配偶者及び扶養義務者に所得制限があります。

[申請に必要なもの] ○上記対象を証明するもの（①…身体障害者手帳 ②…療育手帳 ③…精神障害者保健福祉手帳かつ自立支援医療受給者証（精神通院））
○医療保険の加入状況が確認できるもの（健康保険証、資格確認書、マイナポータルの画面の写し等）もしくはマイナ保険証等 ○振込口座が分かるもの ○本人確認書類
○所得判定に必要な方の所得が公簿で確認できないときは、課税証明書等が必要になる場合があります。

[病院などを利用するとき]

◆「心身障害者医療費受給資格証」と「マイナ保険証等」を受診する窓口には必ず提示してください。

※国の公費負担医療制度（自立支援医療・難病・小児慢性など）の資格がある方は、該当の受給者証も併せて提示してください。なお、中学生・高校生等の方はそれらの制度の対象となる疾病に係る治療に限り、通院医療費の自己負担額が無料になります（高校生等とは、在学の有無に関わらず18歳に達した日以降の最初の3月31日までの方です）。

◆県外の医療機関等で受診したときは償還給付となります。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療で、満75歳から適用になりますが、一定の障害のある方は満65歳から申請により加入できます。

〔一定の障害のある方とは〕

- ◆国民年金法等における障害年金1・2級を受けている方
- ◆身体障害者手帳1級～3級及び4級の一部（音声機能または言語機能の障害、下肢障害の1号、3号または4号）の方
- ◆療育手帳Aの方
- ◆精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

〔必要なもの〕 ●後期高齢者医療障害認定申請書

○障害の状態が確認できる身体障害者手帳等

○健康保険証または資格確認書、マイナ保険証の方は資格情報のお知らせ

〔医療を受けるとき〕

- ◆1人に1枚、後期高齢者医療資格確認書が交付されます。医療機関の窓口に提示してください。
- ◆認定をされると、令和8年7月末までは資格確認書が交付されます。マイナ保険証または資格確認書を医療機関に提示してください。
- ◆窓口で支払うお金（一部負担金）の割合は、所得により1割、2割または3割です。
- ◆市民税非課税世帯の方は、申請により、医療費の自己負担限度額が低くとどめられ、入院等の食事代が安くなるよう、資格確認書に限度区分を併記することができます（マイナ保険証をお使いの方は申請の必要はありません）。

〔保険料について〕

- ◆岡山県下で統一された計算方法により決定されます。
- ◆年金からの天引きによる納付（特別徴収）が原則となりますが、天引きが開始になるまでの間は納付書または口座振替による納付（普通徴収）となります。口座振替については、今までの健康保険で口座振替にしていた方も、改めて口座振替依頼書の提出が必要です。

はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

〔窓口〕各福祉事務所、各支所

障害児・者が、はり・きゅう・マッサージの施術を受ける場合、市が発行する施術券により、施術に要する費用の一部を助成します（※市が指定した施術所に限ります。（市が指定した施術者に限り、自宅等で施術を受ける場合も使用できます。）1日につき1回、施術1回につき、施術券1枚しか使用できません。）。

〔対象者〕 市内に居住する在宅の障害児・者で次のような方（※市が指定した施術所に従事する方を除く。）

- ◆身体障害者手帳1～4級をもっている方
- ◆療育手帳Aをもっている方

〔支給枚数〕 年間18枚を限度（申請した月によって支給枚数が異なります。）

〔助成金額〕 施術券1枚につき 1,200円

〔必要なもの〕 ●はり・きゅう・マッサージ施術券交付申請書

○身体障害者手帳または療育手帳 ○印鑑（自署の場合印鑑不用）

（※代理人が申請する場合は、上記に加え、代理人の確認に免許証・保険証等の身分証及び印鑑（自署の場合印鑑不用）が必要です。）

産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供するなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

この制度に加入している分娩機関のお産に関連して重度脳性まひとなったお子様が、下表の①から③の基準を全て満たす場合、一時金と分割金を合わせ、総額3,000万円の補償金が支払われます。ただし、生後6カ月未満で亡くなられた場合は、補償対象となりません。

	2015年1月1日から2021年12月31日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に 出生したお子様の場合
①	在胎週数が <u>32週以上</u> で出生体重が <u>1,400g以上</u> , または 在胎週数が <u>28週以上</u> で <u>所定の要件を満たすこと</u>	在胎週数が <u>28週以上</u> であること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること	

補償申請期間は児の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。ただし、極めて重症で診断が可能と判断された場合は、生後6ヶ月から補償申請することができます。

本制度における重症度は、身体障害認定基準（身体障害者手帳の障害程度等級）を参考にしていますが、そのものによるのではなく、本制度としての専用診断書および診断基準によるものとしています。（手帳の等級や取得の有無は、審査の結果には影響しません）

【問い合わせ】 （公財）日本医療機能評価機構 産科医療補償制度専用コールセンター

☎ 0120-330-637 受付時間：9時～17時（土日祝日・年末年始除く）

ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

5. 障害福祉サービス等

① 障害福祉サービス

介護給付・訓練等給付・計画相談支援給付・地域相談支援給付

[窓口] 身体障害・知的障害・児童…各福祉事務所，各支所

精神障害・難病患者等…各保健センター，御津・建部分室，保健所健康づくり課

	サービス体系	提供サービスの概要
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	居宅における入浴，排泄，食事の介護等のサービス
	重度訪問介護	居宅における入浴，排泄，食事の介護や外出時の移動中の介護等の総合的なサービス（※原則として18歳以上で重度肢体不自由者又は強度行動障害者が対象）
	同行援護	強度の視覚障害者の人が外出する際に，移動の援護，外出先での視覚的情報の支援（代読，代筆を含む）を受けることができるサービス
	行動援護	知的又は精神障害により行動上生じ得る危険回避のための援護や外出時の介護等のサービス
	療養介護	医療と常時介護を要する方に医学的管理の下で医療と日常生活の介護サービス
	生活介護	障害者支援施設，又は障害福祉サービス事業所において，入浴，排泄，食事の介護や創作活動又は生産活動の機会を提供
	短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などに，障害者支援施設等で入浴，排泄，食事の介護等を提供
	重度障害者等包括支援	障害者福祉サービスの包括的な提供サービス （※介護の必要程度が著しく高く専門機関が判定した者が対象）
	施設入所支援	入所施設において，夜間に入浴，排泄，食事の介護サービス
訓練等給付	自立訓練	定められた期間において，身体機能・生活能力の向上に必要な訓練等を提供
	就労選択支援	障害者本人の希望や就労能力，適性などに合ったよりよい就労先や働き方が選択できるよう支援を行う ※令和7年10月から適用予定
	就労移行支援	定められた期間において，就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供
	就労継続支援	就労の機会の提供と知識・能力の向上に必要な訓練等を提供
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した障害者の就労の継続を図るために必要な企業・関係機関等との連絡調整等の支援を提供
	自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者，精神科病院等を退院した等の障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき，定期的な巡回訪問，又は随時通報を受けて，相談に応じ，必要な情報提供や助言等の援助を行う
	共同生活援助（グループホーム）	共同住居における夜間の相談，入浴，排泄及び食事の介護等のサービス
計画相談支援給付	計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ，最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し，サービス等利用計画を作成する
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等について地域生活に移行するための活動に関する支援を行う
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について常時の連絡体制を確保し緊急の際に相談，訪問その他必要な支援を行う

※介護保険給付対象者の方は，障害福祉サービスと同様の介護保険サービスがあるときは，介護保険サービスを受けることになります。障害福祉サービス受給中で65歳になる方は，要介護認定申請が必要です。管轄の窓口にご相談ください。

サービス利用・手続きの流れ

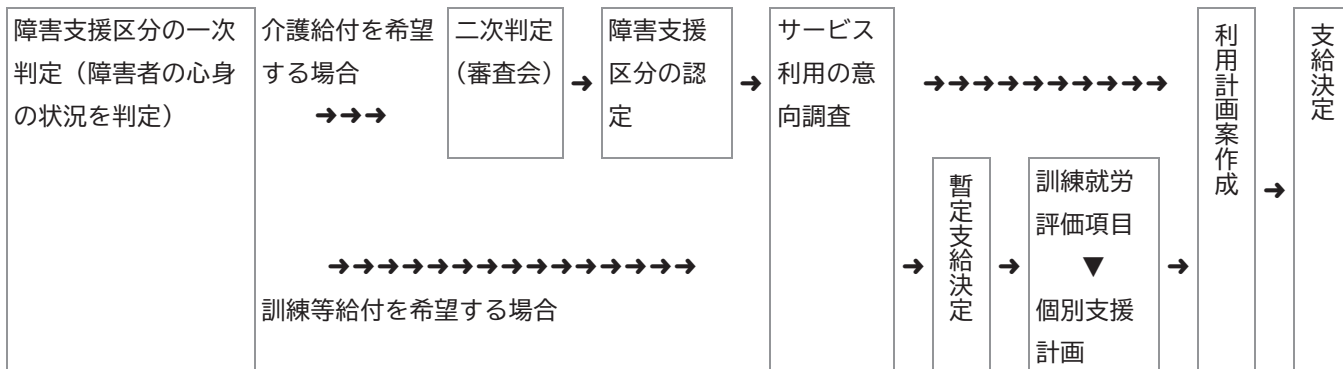
① 障害福祉サービスの利用申請

窓口にて備えてある利用申請書に必要事項を書いて、申し込んでください（※所得証明などが必要になる場合があります。）。

[必要なもの] ●利用申請書 ○障害者手帳 ○印鑑（署名の場合は不要） ○介護保険被保険者証（所持者のみ）
○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し等）と身元確認書類

② 申請内容の審査・支給決定

福祉事務所は申請者の障害の状況や希望等を聴いた上で、支給決定をします。介護給付を希望する場合は、障害支援区分の認定を行います。



③ 受給者証の交付

支給決定がされると、申請窓口から「受給者証」が交付されます。「受給者証」はサービスの申し込みのときに必要となります。

④ 利用の申し込みと契約

利用したい施設や事業所を選んで、サービスの利用契約を結びます。

[必要なもの] ●契約書または重要事項説明書 ○受給者証 ○印鑑

⑤ サービスの利用

契約を結んだ施設や事業所からサービスの提供を受けます。

⑥ 利用者負担額の支払い

利用者は、サービスに係る費用の一部を施設や事業者を支払います。利用者負担額については、原則としてサービスの1割を負担することになります（※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は無料。）。

⑦ 介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費の請求

介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費の請求と受け取りは、施設や事業者が利用者に代わって行います。

⑧ 介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費の支給

障害福祉課は、施設や事業者からの請求を審査して介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付費を支払います。

利用者負担

サービスの利用量と所得（負担能力）に着目して、原則として利用したサービスの定率1割を負担していただくことになります。ただし、所得区分に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない負担上限月額が設定されています（下記参照）。

所得区分	内容
生活保護	生活保護受給世帯
低所得	市町村民税非課税の世帯
一般1	【居宅で生活する方・20歳未満の入所施設利用者に限る】 市町村民税課税世帯で、市町村民税所得割額が16万円（障害児及び20歳未満の入所者にあつては28万円）未満のものであるもの
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1に該当しないもの

[利用者負担に関する配慮措置]

	入所施設利用者	グループホーム・宿泊型自立訓練等利用者	日中活動系利用者	訪問系サービス利用者	高額障害福祉サービス費 算定基準額
1. 利用者負担の月額上限設定（所得区分別）					
生活保護	0円	0円	0円	0円	0円
低所得	0円	0円	0円	0円	0円
一般1	障害児 (20歳未満) 9,300円	(18歳未満) —	(18歳未満) —	(18歳未満) 4,600円	37,200円*
	障害者 (20歳以上) 37,200円	(18歳以上) —円	(18歳以上) 9,300円	(18歳以上) 9,300円	37,200円
一般2	37,200円	37,200円	37,200円	37,200円	37,200円

2. 高額障害福祉サービス費（世帯での所得区分別負担上限）

同じ世帯の中で夫婦や複数の児童でサービスを利用し、利用者負担額、補装具購入（修理）及び介護保険のサービスの負担額の合計額が上記算定基準額を超えた場合、超えた分は高額障害福祉サービス費として支給される場合があります。（償還払い方式）。

*複数の児童でサービスを利用している場合、基準額が上限月額まで引き下げられる場合があります。

高齢障害者の方の利用者負担（平成30年4月以降利用分）軽減制度について

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所）を利用していた方で一定の要件（利用者及びその配偶者が市町村民税非課税者又は生活保護受給者等・障害支援区分2以上・介護保険法による保険給付を受けていない等）を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当する介護保険サービス（ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ等）の利用者負担額が支給される場合があります。（償還払い方式）

			3. 事業主の負担による就労継続支援事業（雇用型）の減免措置		
--	--	--	--------------------------------	--	--

4. 食費等実費の負担軽減措置（※入所施設利用者、日中活動系利用者のみ）

入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることになりますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、それを基準に補足給付を行うことで、負担の軽減を図ります。

--	--	--	--	--	--

5. 生活保護への移行防止の負担軽減措置

上記のどの負担軽減策を使っても定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる人については、生活保護の対象とならないようになる額まで、定率負担の月額上限を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護

事業所名	所在地	連絡先	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
アイリスヘルパーステーション	北区鹿田町 1-8-10 第5三信ビル 201	☎ 238-6158 / FAX 206-1120	○	○		
アメリカヘルパーステーション	北区西幸川 485-2 サンライフ宮 202	☎ 206-1924 / FAX 206-1925	○	○		○
医心館 訪問介護ステーション 岡山	北区北長瀬表町 3-15-22	☎ 236-8681 / FAX 236-8682	○	○		
うさぎ介護サービス	北区中仙道 60-117	☎ 805-6630 / FAX 805-6660	○	○		
えがおヘルパーステーション	北区高柳西町 2-17 2階	☎ 090-8816-3223	○	○		
えくぼホームヘルパーステーション	北区岡町 14-9 岡町ビル 202	☎ 801-5071 / FAX 801-5072	○	○		
岡山市社協居宅支援センター	北區大供 2-4-25 ひまわり福祉会館 2階	☎ 206-4976 / FAX 238-7757	○	○		○
(NP0)岡山自立生活センター	北区奉還町 4-7-12 共生ビル 1階	☎ / FAX 253-5100	○	○		
介護サービス るびなす	北区横井上 666-4	☎ 294-1161 / FAX 294-1162	○	○		
きずなヘルパーステーション	北区富田 329-4	☎ 206-3488 / FAX 206-2980	○	○	○	
きずなヘルパーステーション大安寺	北區大安寺南町 1-6-39 ブランタン大安寺 102	☎ 214-1570 / FAX 214-1580	○	○	○	
北ふれあい介護サービスセンター	北区谷万成 2-6-33	☎ 251-6505 / FAX 251-6506	○	○		
吉備タクシー (株)	北区平野字鳥貝 1012-17	☎ 293-1414 / FAX 292-4017	○	○		
共助グループ喫茶去居宅介護事業所	北区宿 230-2	☎ 201-1019 / FAX 201-1029	○	○	○	
(有)クレヨン	北区宿 423-5	☎ / FAX 228-2815	○	○	○	
ケアサポート みずのわ	北区奉還町 2-9-3	☎ 250-8278 / FAX 250-8279	○	○		○
ケアステーション ヴェル	北区平田 177-107 ホワイトパレス 301	☎ 259-2977 / FAX 259-2978	○	○		
ケアステーション コパン	北区檜津 675-3	☎ 728-5802 / FAX 728-5803	○	○	○	○
ケア21岡山県庁通り	北区内山下 2-1-12 西山ビル 1階	☎ 227-7621 / FAX 227-7721	○	○		
けあビジョンホーム岡山訪問介護 ※休止中(R7.10.31まで予定)	北区建部町市場 112	☎ 722-5585 / FAX 722-5586	○			
サンキ・ウエルビー介護センター撫川	北区撫川 438-1-2F	☎ 292-9711 / FAX 292-9712	○	○		
さんホームヘルパーステーション	北区南方 4-8-4	☎ 226-6668 / FAX 232-3427	○	○		
障害居宅介護サービス にっこり	北区田中 161-101 成和第3ビル	☎ 250-4155 / FAX 250-4175	○	○		○
スマイルらいふ訪問介護事業所 岡山	北区下中野 364-108	☎ 250-7365 / FAX 250-7366	○	○		
地域サポートセンター仲よし	北区広瀬町 10-9	☎ 223-1181 / FAX 223-1182	○		○	
ともにヘルパーステーション	北区今 5-5-16	☎ 250-5255 / FAX 250-7778	○	○		
ニチイケアセンター岡山南	北区下中野 324-118	☎ 805-3301 / FAX 805-3302	○	○		
ニチイケアセンター大供	北区西古松 604-1	☎ 801-0058 / FAX 801-0059	○			
ハッピーライフヘルパーステーション	北区撫川 440-1	☎ 292-0268 / FAX 903-3002	○	○		
ピーチおかやまヘルパーステーション	北区西古松 1-24-6	☎ 236-6033 / FAX 236-6034	○	○		
フォーシーアテンダントサービス	北区西崎 1-18-11	☎ 250-6039 / FAX 250-6027	○	○		
ヘルパーステーション あい	北区舟橋町 6-13	☎ / FAX 234-1137	○	○		○
ヘルパーステーション あさがお	北区奥田 2-2-6-102号	☎ 206-2500 / FAX 206-2201	○	○		
ヘルパーステーション 音〜OT0〜	北区庭瀬 269-1 MSDハイツ101号	☎ 080-6902-1014 / FAX 959-4366	○	○		
ヘルパーステーション うおーむ・ぱるーむ	北区富町 2-19-52-101号室	☎ 239-8300 / FAX 239-8301	○	○		
ヘルパーステーション オレンジベリー	北区岡町 6-7 401号	☎ 235-8055 / FAX 235-8066	○	○	○	○
ヘルパーステーション ショコラ	北区十日市中町 5-28	☎ 959-4041 / FAX 897-0297	○	○		○
ヘルパーステーション S I N	北区今保 572-1 A号室	☎ 259-4288 / FAX 259-4285	○	○		

事業所名	所在地	連絡先	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
ヘルパーステーション SelRean Okayama	北区十日市西町 8-4 シティコーポ十日市西 103	☎ 050-3647-0003/FAX 050-3588-8064	○		○	
ヘルパーステーションそわか	北区柳町 1-4-8-401	☎ 238-8530/FAX 238-8531	○	○		
ヘルパーステーション ともだち	北区鹿田町 1-7-10	☎ 234-9206/FAX 234-9231	○	○		
ヘルパーステーション バンビ	北区中仙道 60-117-2F	☎/FAX 242-3933	○	○		
ヘルパーステーション momo	北区下中野 363-102 成和第 2 ビル 203 号	☎ 250-2380/FAX 250-2387	○	○		
ヘルパーステーション ももの木	北区下中野 463-2	☎ 241-8677/FAX 241-8716	○	○		
ヘルパーステーションれんげ	北区三野 2-7-8-4	☎ 206-5006/FAX 206-5008	○	○		
ヘルパーステーション我が家岡山事業所	北区富田 514-1-203	☎ 235-3434/FAX 237-0114	○	○		
ヘルパーステーションワンステップ	北区奥田 2-5-1 スカトレ南高西 101	☎ 090-9091-3434	○	○		
ヘルパーステーションつなぐて	北区西崎1-22-1 西崎マンション306	☎ 230-6480/FAX 230-6478	○	○		○
訪問介護いちよう 岡山事業所	北区横井上 93	☎ 250-1883/FAX 250-1884	○	○		
訪問介護いろは	北区十日市西町 8-55-206	☎ 264-6915/FAX 225-0113	○	○		
訪問介護事業所 笠井の里	北区北方 3-5-15 グリーンパル北方 A102	☎ 206-1910/FAX 237-5015	○	○		○
訪問介護事業所 ゆき	北区田中 110-109 成和ビル 202	☎ 250-8110/FAX 250-8109	○	○		
訪問ヘルパー笑門	北区青江 5-15-10 ヤマガタビル 302	☎ 238-4457/FAX 263-0345	○	○		
ホームケア土屋岡山	北区今 6-6-26 井上ガラスビル 2F	☎ 050-3138-5107/FAX 050-6868-2630	○	○		
ホームヘルパーステーション旭川荘	北区祇園 866	☎ 275-8341/FAX 275-9301	○	○		
ホームヘルパーステーションたけバ	北区建部町建部上 557-2	☎ 722-0006/FAX 722-4488	○	○		
ホームヘルプステーション アスト岡山	北区十日市西町 11-6	☎ 233-0500/FAX 233-7773	○	○		
ユースタイルケア 岡山 重度訪問介護	北区内山下 2-11-26 日ナリ内山下3階	☎ 050-3189-0024/FAX 050-6875-6808	○	○		
ライフケアセンター	北区今 4-1-1-5F	☎ 239-3969/FAX 239-3966	○	○		
Re: eight Care	北区津島東 4-2-14	☎ 897-4172/FAX 364-4341	○	○		
わくわくサポートセンター	北区花尻ききょう町 14-108	☎/FAX 255-8483	○	○	○	
岡山ふれあい介護サービスセンター	中区桑野 715-2	☎ 274-5158/FAX 276-9033	○	○		
介護クラーク岡山	中区平井 6-19-12	☎ 230-1173/FAX 230-1183	○	○		
かのんケア B E G N E S	中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館 1F	☎ 270-6680/FAX 270-6681	○	○		
きずなヘルパーステーション平井	中区平井 3 丁目 1040-5	☎ 236-6388/FAX 236-6389	○	○		
居宅支援センターがってんだ	中区赤坂南新町 6-1	☎/FAX 272-0700	○	○	○	
サルピスピアセンター	中区東川原 242-1	☎ 270-1117/FAX 270-1153	○	○		○
サンキ・ウエルビー介護センター岡山東	中区小橋町 2-3-5	☎ 270-5833/FAX 270-5855	○	○		
ニチイケアセンター倉富	中区山崎 128-5	☎ 200-1681/FAX 200-1684	○	○		
ニチイケアセンター操山	中区西川原 336-1	☎ 270-8078/FAX 271-5133	○	○		
風花ヘルパステーション	中区今在家 374-1 Forest (C 棟)	☎ 275-3777/FAX 275-3778	○			
ヘルパーステーション ange	中区国富 2-5-43 外 国富 23 号室	☎ 070-4062-1000/FAX 238-4269	○	○		
ヘルパーステーション希心	中区倉田 667-4 TAKAHARA グリーンコーポ 2 H	☎ 238-2673/FAX 238-2879	○	○		
ヘルパーステーション グリーン	中区中井 2-1-7	☎ 207-6122/FAX 207-6123	○	○		
ヘルパーステーション 菜の花	中区平井 5-7-47-3	☎ 276-1358/FAX 276-1359	○	○		
ヘルパーステーション のえる	中区海吉 1794-3	☎ 237-0577/FAX 207-2643	○	○		
ヘルパーステーション望	中区原尾島 867-7 フロンティア C102	☎ 206-4534/FAX 206-4535	○	○		
ヘルパーステーション ひかり	中区国富 2-5-43 外 国富 303 号室	☎ 238-9930/FAX 238-9940	○	○		
ヘルパーステーション やすらぎ	中区中島 72-1	☎ 275-7702/FAX 275-1054	○	○		
ヘルパーステーション・レインボー	中区倉田 668-1	☎ 200-1720/FAX 200-1731	○			

事業所名	所在地	連絡先	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
訪問介護アルマ	中区新京橋 3-8-3	☎ 238-8933／FAX 238-8934	○	○		
訪問介護事業所ケア bee	中区米田 39-12	☎ 279-7788／FAX 279-7794	○	○		
訪問介護事業所 Korero	中区山崎 29-15 吉原山崎マンション 301	☎ 080-9796-2441	○	○		
訪問介護 皇	中区神下 127-5	☎ 206-3671／FAX 206-3673	○	○		○
訪問介護ステーションみち	中区浜 3-5-1	☎ 270-1663／FAX 270-1660	○	○		
訪問介護本舗 コネクト	中区関 330-4 コーポ山根 101 号	☎ 279-6370／FAX 279-6371	○	○		
訪問居宅やわら	中区長岡 471-1	☎ 279-5590／FAX 238-8871	○	○		○
やさしい手 倉田訪問介護事業所	中区倉田 453-1	☎ 050-1731-3916／FAX 050-3536-2104	○	○		
良心ケア	中区中井 3-22-14-101	☎ 206-7370／FAX 206-7372	○	○		
(NP0)まごころサービス岡山センター	中区関 19-1	☎ 278-2926／FAX 278-2966	○	○		
アップルウッドヘルパーステーション	東区金岡東町 1-1-38	☎ 942-1465／FAX 942-0556	○	○		
(有) アラミス	東区西大寺上 2-4-89 アルファライブ20-1F	☎／FAX 238-4748	○	○		○
サンキ・ウエルビー介護センター西大寺	東区西大寺中野 489-8-1 F	☎ 944-7551／FAX 944-7552	○	○		
サンズヘルパーステーション	東区西大寺中野本町 7-31	☎ 206-3100／FAX 899-8758	○	○		
三世庵	東区瀬戸町南方 205-4	☎ 953-9155／FAX 953-9156	○	○		
ドリームケアステーション	東区瀬戸町江尻 1360-1	☎ 952-9889／FAX 952-9888	○	○		
ニチケアセンター瀬戸中央	東区瀬戸町瀬戸 24	☎ 952-9100／FAX 952-9101	○	○		
ニチケアセンター広谷	東区広谷 474-16-1	☎ 942-7042／FAX 942-1042	○	○		
ニチケアセンター南古都	東区南古都 468 ヒカリマンション 101 号室	☎ 297-0081／FAX 297-8671	○	○		
へるぱーすてーしょん あいりんぐ	東区金岡東町 2-15-28	☎ 230-3610／FAX 230-3611	○	○	○	
ヘルパーステーション あかね	東区吉原 222	☎ 944-2352／FAX 944-2249	○	○		
ヘルパーステーション 味	東区金岡東町 1-15-39	☎ 206-6013／FAX 206-6014	○	○		
ヘルパーステーション たまねぎ	東区西大寺南 2-18-14	☎／FAX 943-0309	○			
ヘルパーステーション ブーケ	東区西大寺東 3-2-70-101 号	☎／FAX 948-2685	○	○		○
訪問介護 miu	東区西大寺中野 373-1-101	☎ 944-2627／FAX 944-2628	○	○		
「あさひ」ヘルパーステーション	南区福成 1-166-4	☎ 261-2370／FAX 261-2380	○	○	○	
アスモネ訪問介護	南区藤田 2006	☎ 239-1313／FAX 296-7646	○	○		
アネスト岡山訪問介護サービス	南区豊成 1-6-37-101	☎ 230-1931／FAX 230-1932	○	○		
アミューズ富永ヘルパーステーション	南区福富西 3-8-36 2F	☎ 902-1590／FAX 899-6213	○			
岡山南障害者地域生活支援センター「パンフルート」	南区福富西 1-14-21	☎ 261-9660／FAX 261-9662	○	○	○	
居宅介護ホウメイ	南区当新田 379-18	☎ 250-9230／FAX 250-9231	○	○	○	○
ケアサービスくるみ	南区浦安西町 35-11	☎ 261-6616／FAX 239-3916	○	○		
ケアサポートあいくる	南区新福 1-4-24 702	☎ 230-6578／FAX 230-6579	○	○		
ケアサポート グランデ	南区大福 1223-21	☎ 281-6771／FAX 897-2642	○	○		○
ケアサポート 小春日和	南区福島 4-12-11	☎ 250-0740／FAX 250-0980	○	○		
健ヘルパーステーション	南区福富中 2-16-44	☎／FAX 239-4733	○	○		○
サンキ・ウエルビー介護センター岡山	南区藤田 566-93	☎ 296-0520／FAX 296-0521	○	○		○
セントケア岡山南	南区三浜町 1-1-20 コソフォルミナ 1F 北端	☎ 264-1721／FAX 264-1671	○			
ニチケアセンター福田	南区福田 164-13	☎ 902-1950／FAX 262-5044	○	○		
ハーフспан訪問介護	南区福吉町 14-26	☎／FAX 289-5194	○	○		
ひまわりケアステーション	南区藤田 564-134	☎ 296-0170／FAX 296-0177	○	○	○	
ひまわりヘルパーステーション	南区福田 329-5	☎ 263-7800／FAX 264-8418	○	○		○

事業所名	所在地	連絡先	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護
ヘルパーステーション あゆむ	南区福田 164-9	☎ 250-3309／FAX 250-7086	○			
ヘルパーステーション エイト	南区南輝 2-17-31-1 南輝コーポ東棟 202号室	☎ 250-5141／FAX 250-5147	○	○		
ヘルパーステーション縁	南区当新田 370-41	☎ 259-1771／FAX 259-1772	○	○		
ヘルパーステーションきむら	南区福成 1-179-10 センザ福成 101	☎ 236-6516／FAX 236-6526	○	○		○
ヘルパーステーション輝星	南区泉田 5-9-16	☎ 250-3817／FAX 250-3828	○	○		
ヘルパーステーション スノー	南区灘崎町彦崎 2914-3 2F	☎ 259-3361／FAX 259-3362	○	○		
ヘルパーステーション太助	南区福田 1012-5 ハビネス 1 202 号	☎／FAX 263-8825	○	○		
ヘルパーステーション つむぎ	南区築港ひかり町 3-5-201	☎ 902-1120／FAX 902-1130	○	○		
ヘルパーステーション にこな	南区千鳥町 20-20 リすみコーポ 202号	☎ 368-2711／FAX 368-2712	○	○		
ヘルパーステーション はあと	南区福富西 1-13-21	☎ 262-3278／FAX 959-4612	○	○		
ヘルパーステーション ハートケア	南区豊成 2-3-36-205 号	☎ 259-1172／FAX 259-1173	○	○		○
ヘルパーステーションピオーネ ※休止中(R7.12.31 まで予定)	南区当新田 485-25	☎／FAX 246-6388	○			○
ヘルパーステーションプラスあるふぁ	南区古新田 604-2	☎ 282-7470／FAX 239-3240	○	○	○	○
ヘルパーステーションメルシー	南区洲崎 1-8-4 京橋コーポ 1 階 103 号	☎ 230-7575／FAX 230-7580	○			
ヘルパーステーション るりあん	南区浜野 1-2-47 B102	☎ 201-2031／FAX 201-2032	○	○		
ヘルパーライト	南区浜野 2-8-24	☎ 090-1351-6365／FAX 899-6209	○		○	
訪問介護サービス あおい	南区新保 589-7 エステート新保 B-101	☎ 250-5886／FAX 239-6816	○	○		
訪問介護事業所かけはし	南区泉田 422-23	☎ 363-1808／FAX 050-6865-7781	○	○		
訪問介護事業所 H A S P A L I ステーション	南区あけぼの町 20-6	☎ 250-3318／FAX 262-2879	○	○		
訪問介護ステーション ほがらか	南区西市 100-5	☎ 805-2880／FAX 805-2808	○	○		
訪問介護 はなはな	南区新保 654-13	☎ 250-5506／FAX 250-5507	○		○	
訪問ヘルパーステーション アイ・ケアサービス	南区泉田 365-15	☎ 236-9825／FAX 236-9824	○	○		○
南ふれあい介護サービスセンター	南区福田 690-1	☎ 261-7095／FAX 261-7266	○	○		

短期入所

事業所名	所在地	連絡先
愛育寮	北区祇園 866	☎ 275-4644／FAX 275-5645
あおば	北区中原 664-1 先	☎ 275-1626
旭川学園	北区祇園 866	☎ 275-4647／FAX 275-6249
旭川児童院	北区祇園 866	☎ 275-1951／FAX 275-1640
旭川療育園	北区祇園 866	☎ 275-1881／FAX 275-3800
いづみ寮	北区中原 664-1 先	☎ 275-1816／FAX 275-5646
おうちだ	北区撫川 848	☎ 238-1802／FAX 903-1115
吉備ワークホーム	北区祇園 866	☎ 275-2486／FAX 275-5643
光生病院医療型短期入所サービスおもいやり	北区厚生町 3-8-35	☎ 222-6806／FAX 225-9506
指定短期入所事業所 ももぞの学園	北区栗井 2789	☎ 299-0622／FAX 299-0618
障害者支援施設 ももぞの育成園	北区栗井 2786-2	☎ 299-0623／FAX 299-0670
障害者支援施設 ももぞの福祉園	北区栗井 2778-4	☎ 299-0630／FAX 299-0791
しょーとすてい おはな	北区津島福居 2-4-38-2	☎／FAX 250-7010
ショートステイスマイルファミリー	北区奥田西町 1-16 奥田ハイツ 206	☎ 897-5105／FAX 806-1205
竜ノ口寮	北区祇園 866	☎ 275-3216／FAX 275-5641
短期入所 岡山今保	北区今保 652-1	☎ 245-2800／FAX 245-2801

事業所名	所在地	連絡先
短期入所 岡山建部町	北区建部町中田 340-2	☎ 722-5575／FAX 722-5576
短期入所 岡山門前	北区門前 302-1	☎ 287-8711／FAX 287-8712
短期入所スターホーム OKAYAMA	北区牟佐 804	☎ 229-3370／FAX 229-3371
地域サポートセンター仲よし	北区広瀬町 10-9	☎ 223-1181／FAX 223-1182
特別養護老人ホーム宇甘川荘<ユニット型>総合自立支援	北区御津紙工 1410	☎ 726-0331／FAX 726-0332
なごみのいえ岡山北	北区西辛川 581-1	☎ 236-8105／FAX 236-8106
のぞみ寮	北区平田 407	☎ 805-3800／FAX 805-3801
番町仲よし	北区番町 2-7-10	☎ 206-1500／FAX 206-1145
みんな地域生活ホーム	北区田中 644-1	☎ 805-3804／FAX 805-3808
ライフケアももぞの	北区下足守 1627-1	☎ 295-2010／FAX 295-2012
わかくさ学園いちご	北区平田 407	☎ 805-3806／FAX 805-3807
わかば寮	北区平田 407	☎ 805-3804／FAX 805-3808
グループホーム R A S I E L 平井	中区平井 6-8-17	☎ 271-5551／FAX 271-5561
障害者支援施設ひゅうまん	中区赤坂南新町 6-1	☎ 272-0625／FAX 272-5751
しょーとすてい あいりとる城	中区円山 216-168	☎ 201-0892／FAX 201-0893
ショートステイ おさるさん	中区神下 546-3	☎ 070-7667-0363 ／FAX 897-5925
ショートステイ花はな	中区江並 481-3	☎ 090-6417-3305
ショートステイ優月	中区神下 127-4	☎ 238-8200／FAX 201-8028
短期入所ハレルヤ	中区さい東町 1-7-19-3	☎ 238-4035／FAX 238-4036
森のお母さん	中区高島新屋敷 280-1 201号	☎／FAX 207-2365
森のお母さんⅢ	中区高島新屋敷 280-1 C棟102号室	☎／FAX 207-2365
森のお母さんⅡ	中区中井1-4-13 ニューシティ66 103号	☎／FAX 207-2365
わくわくぎおん's	中区八幡 44-5	☎ 206-7500／FAX 206-7501
サニーウイング平島	東区東平島 1375 番地 3	☎ 230-2666／FAX 230-2521
サニーキャンバス平島	東区東平島 1373 番地 1	☎ 230-2520／FAX 230-2521
閑谷ライフステージ・せと	東区瀬戸町下 471-5	☎／FAX 201-1567
しょーとすてい あいりとる2	東区金岡東町 2-15-28	☎ 230-3610／FAX 230-3611
すだちホームかんざき	東区神崎町 1321-1	☎ 946-2300／FAX 946-2301
特別養護老人ホーム 中野けんせいえん	東区西大寺中野 677-1 番地	☎ 943-1701／FAX 943-1716
NO I E OKAYAMA	東区神崎町 148-1	☎ 238-7961／FAX 238-7962
泉学園共同生活援助事業所（短期入所）	南区豊成 3-14-8	☎ 259-3880／FAX 259-3881
泉の園	南区浦安本町 190	☎ 264-2882／FAX 264-2998
オハナ	南区東畦 684-9	☎ 259-5880／FAX 259-5881
グループホーム Coccole	南区浜野 4-14-20	☎ 090-4800-0904／FAX 263-6864
しょーとすてい あいりとる	南区福吉町 3-27	☎ 239-7192／FAX 239-7193
ショートステイぷらっとほーむ	南区古新田 956-1	☎ 250-3755／FAX 250-4188
特別養護老人ホーム プルミエ岡山	南区北浦 100	☎ 267-2323／FAX 267-2488
なごみのいえ岡山西	南区植松 641-5	☎ 236-7761／FAX 236-7762

共同生活援助

事業所名	所在地	連絡先
愛育寮地域生活ホーム	北区祇園 866	☎ 275-4644／FAX 275-5645
あおえ Hopeful	北区青江 3 丁目 1 番 9 号	☎ 224-7305／FAX 956-0792
いづみ寮地域生活ホーム	北区中原 664-1 先	☎ 275-1816／FAX 275-5646
おうちだ	北区撫川 848	☎ 238-1802／FAX 903-1115

事業所名	所在地	連絡先
ぎおんハイツ地域生活ホーム	北区中原 664-1 先	☎ 275-9701／FAX 275-2973
吉備地域生活ホーム	北区祇園 866	☎ 275-2486／FAX 275-5643
グリーンハーツ	北区表町 3-7-5	☎ 953-4446／FAX 953-4442
グループホーム I R O H A	北区野田 2-6-11	☎ 245-0168／FAX 245-0167
グループホーム一二三	北区富町 2-16-2	☎ 255-1585／FAX 252-7111
グループホーム リーフ	北区牟佐 942-6	☎ 289-6172
グループホーム事業所『ももぞの』	北区足守 1685-1-101	☎ 295-0632／FAX 295-0631
グループホームつどい	北区中井町 1-5-40	☎／FAX 289-5092
恵生会みなんの家	北区田中 185-103 ハビネス田中 301 号 401 号	☎／FAX 241-1212
さうざんど	北区津高 1507-194	☎ 244-0888／FAX 246-0999
スターホーム OKAYAMA	北区牟佐 804-3	☎ 238-7503／FAX 238-7504
生活支援ホームだいく	北区富田 522-6	☎ 235-2808／FAX 237-6601
ソーシャルインクルーホーム岡山今保	北区今保 652-1	☎ 245-2800／FAX 245-2801
ソーシャルインクルーホーム岡山建部町	北区建部町中田 340-2	☎ 722-5575／FAX 722-5576
ソーシャルインクルーホーム岡山門前	北区門前 302-1	☎ 287-8711／FAX 287-8712
テラシアサポート	北区七日市東町 6-15	☎ 230-1207／FAX 230-1208
番町仲よし	北区番町 2-7-10	☎ 206-1500／FAX 206-1145
ひまわりホーム・しらゆりホーム	北区谷万成 2-2-47	☎／FAX 363-1666
プラチナウイング	北区今 1-1-1 2-503	☎ 241-7078／FAX 241-7079
みなん地域生活ホーム	北区平田 407	☎ 805-3804／FAX 805-3808
みらいのたね岡山	北区七日市東町 6-15	☎ 230-1207／FAX 230-1208
ももっ子ハウス	北区中原 497-1	☎ 275-8333／FAX 275-0003
よつぱ院	北区三野 3-7-1-108	☎ 070-1745-2103
わかば寮地域生活ホーム	北区平田 407	☎ 805-3804／FAX 805-3808
グループホームアクラ	中区浜 3-2-17	☎ 090-6244-1126
グループホーム S O R T E	中区浜 3-5-55 103	☎ 201-2143／FAX 201-2159
グループホーム バディーズ平井	中区平井 1-17-26	☎ 230-1726／FAX 230-1736
グループホーム ハレルヤ	中区清水 2-8-51-8	☎ 206-6867
グループホームハレルヤ 日中サービス支援型	中区さい東町 1-7-19-3	☎ 238-4035／FAX 238-4036
グループホームひゅうまん	中区赤坂南新町 6-1	☎ 272-0625／FAX 272-5751
グループホームみらいえ	中区湊 157-6	☎ 206-7077／FAX 206-7277
グループホーム R A S I E L 平井	中区平井 6-8-17	☎ 271-5551／FAX 271-5561
生活支援なごみ荘	中区倉田 208-14	☎ 201-2154／FAX 274-3161
ペポロンのおうち	中区山崎 172-10	☎ 201-1169／FAX 201-1011
わんカーサ 1	中区清水 2-4-25 303	☎／FAX 273-4800
(公財)林精神医学研究所	中区浜 472	☎ 272-8811／FAX 273-9944
共同生活援助事業所 アンジョリロゼール	東区可知 1-381-18	☎ 090-9738-7185／FAX 946-1284
(NP0)けしごやま 勇気	東区松新町 208-4	☎ 942-3444／FAX 943-2752
グループホーム西大寺	東区西大寺中 1-8-10	☎ 942-2200／FAX 942-0822
グループホームのあ 岡山	東区可知 5-127 番地 13	☎ 070-5077-7577
閑谷ライフステージ・せと	東区瀬戸町下 471-5	☎／FAX 201-1567
すだちホームかんざき	東区神崎町 1321-1	☎ 946-2300／FAX 946-2301
NO I E OKAYAMA	東区神崎町 148-1	☎ 238-7961／FAX 238-7962
泉学園 共同生活援助事業所	南区福富西 1-14-21	☎ 259-3880／FAX 259-3881
オハナ	南区東畦 684-9	☎ 259-5880／FAX 259-5881

事業所名	所在地	連絡先
グループホームきりん	南区藤田 566-112	☎ 236-7072 / FAX 236-7073
グループホーム Coccole	南区浜野 4-14-20	☎ 090-4800-0904 / FAX 263-6864
グループホーム優しい里	南区新保 1152-8 サンジェルマン新保 1-107	☎ 050-3184-4915 / FAX 050-3588-1856
グループホーム ジュエル	南区豊成 3-19-15-701	☎ 090-6417-0039 / FAX 238-7978
コラル	南区万倍 111-1	☎ 250-2077 / FAX 250-2078
スマイルみはま	南区三浜町 2-10-16	☎ / FAX 262-6355
地域移行型ホーム コスモス	南区浦安本町 100-6	☎ 261-0131 / FAX 902-2252
12ぱーそんず	南区新保 509-1	☎ 259-0957 / FAX 259-2017
にこにこホーム	南区浦安本町 208-6	☎ 261-7228 / FAX 262-7179
プレシャスワン新福	南区新福 1-6-13-103	☎ 080-5358-4050 / FAX 06-4309-8457
ポコ ア ポコ	西市 476-6 ローザンヌ 103	☎ 070-9036-4518 / FAX 239-2538
RITAハウス 浜野事業所	南区浜野 2-3-57	☎ 239-5508 / FAX 363-0019
RITAハウス芳泉事業所	南区芳泉 2-5-56	☎ 239-5508 / FAX 207-2801
わおん岡山	南区浜野 4-19-25	☎ 070-3253-4068 / FAX 265-1508

療養介護・生活介護・就労選択支援・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立訓練・施設入所支援・自立生活援助

※「自立訓練」生活訓練…生／宿泊型自立訓練…宿／機能訓練…機

※「就労継続支援」雇用型（A型）…A / 非雇用型（B型）…B / 併用型（A型＋B型）…○

※「就労選択支援」については、令和7年10月から適用予定

岡山市障害者自立支援協議会え～んじゃネット事業所情報



事業所名	所在地	連絡先	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援助
愛育寮	北区祇園 866	☎ 275-4644 / FAX 275-5645		○	○					
あいのね	北区牟佐 900-10	☎ 238-9470 / FAX 238-9471						B		
あいびー岡山	北区北長瀬表町 2-17-80	☎ 486-4400 / FAX 486-4401						B		
あいぷらす	北区天神町 6-44	☎ / FAX 206-4678						B		
アイ・ライフワーク	北区大元 2-4-17 Macoビル1F	☎ 250-5401 / FAX 250-5402						B		
アイル	北区青江 1-6-26	☎ 222-2022						B		
あおば	北区中原 664-1 先	☎ 275-1626		○				B		
アクセスジョブ岡山南中央町	北区南中央町 12-3 1F	☎ / FAX 801-7807				生	○			
旭川学園	北区祇園 866	☎ 275-4647 / FAX 275-6249		○	○					
旭川児童院	北区祇園 866	☎ 275-8555 / FAX 275-5353	○							
旭川児童院 通園センター	北区祇園 866	☎ 275-0990 / FAX 275-5353		○						
旭川療育園	北区祇園 866	☎ 275-8555 / FAX 275-5353	○							
アショ・ボショ	北区鹿田町 1-8-10 101	☎ 238-6260 / FAX 238-6277						B		
あにまるず	北区檜津 1399-1	☎ 239-8018 / FAX 232-3769		○				B		
ありがとうファーム	北区表町 3-7-5	☎ 230-3010 / FAX 230-3011				生				
ありがとうファーム	北区表町 3-7-5	☎ 953-4446 / FAX 953-4442						○		
ANTワークス	北区撫川 1327-3	☎ 259-1881 / FAX 259-1882						B		
いづみ寮	北区中原 664-1 先	☎ 275-1816 / FAX 275-5646		○	○					
イロハジョブセンター	北区西古松 1-28-22	☎ 245-0168 / FAX 245-0167						B		
ウェルビー岡山駅前センター	北区内町 6-36 第一セントラルビル3階	☎ 201-4004 / FAX 201-4005					○			

事業所名	所在地	連絡先	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援助
ウェルビー岡山駅前第2センター	北区本町 1-2 炭屋ビル 3 階	☎ 201-5135／FAX 201-5136					○			
ウェルビーチャレンジ岡山駅東口センター	北区本町6-30 第一セントラルビル2 5F	☎ 230-0672／FAX 230-0673				生				
うらら	北区富町 2-7-30	☎／FAX 255-4060						B		
エース	北区御津金川 339-8	☎／FAX 724-5185						A		
エース	北区横井上 116-2 竹ノ木津高A 棟	☎／FAX 236-8108						B		
エスポアル・スター	北区福谷 53	☎ 284-8090／FAX 284-8006		○						
エスポアル・セルプ	北区福谷 53	☎ 284-8004／FAX 284-8006						B		
おあしす	北区東古松 1-1-28	☎ 206-1100／FAX 206-1101						A		
おうちだ	北区撫川 848	☎ 238-1800／FAX 903-1115		○						
おはな	北区表町 1-9-53	☎ 070-8353-0873						B		
(NP0)おかやま入居支援センター	北区広瀬町 2-11	☎ 230-1056／FAX 230-1057								○
かえで寮	北区平田 407	☎ 805-3802／FAX 805-3803		○	○					
カモノハシ	北区檜津 294-12	☎ 239-7817／FAX 239-7818						B		
カラーズ・ラボ岡山	北区野田 2-4-1 1 階	☎ 259-1920／FAX 259-1922					○			
北ふれあいデイサービスセンター	北区谷万成 2-6-33 2 階	☎ 251-6502／FAX 251-6512		○						
吉備ワークホーム	北区祇園 866	☎ 275-2486／FAX 275-5643			○			B		
きぼう	北区青江 5-17-27	☎／FAX 206-1992						A		
キャブラ・ウイッシュ・リクリエ	北区今8-14-13 ベスグロビル2階	☎ 230-6270／FAX 230-6271					○		○	
クリーンメイト	北区広瀬町 10-9	☎ 223-1181／FAX 223-1182						A		
(医) 恵生会中仙道デイサービスセンター	北区中仙道 1-1-43	☎／FAX 241-1212		○						
こだま	北区奉還町 2-4-13	☎ 252-7555／FAX 250-2560						B		
COMPASS アクセス	北区高松 131-15	☎ 905-0228／FAX 905-0229		○						
サスケ・アカデミー岡山	北区本町 10-22 本町ビル 5F	☎ 238-8661／FAX 238-8662						A	○	
サニー	北区富田 522-6	☎ 237-6600／FAX 237-6601						A		
サンクルール今事業所	北区今 8-6-14	☎ 246-7016／FAX 246-5763						A	○	
サンソレイユ	北区田中 145-101	☎ 805-3611／FAX 805-3612					○		○	
視覚障害者多機能型事業所みずのわ	北区西古松 136-7	☎ 230-0374／FAX 230-0384				生		B		
就労移行支援事業所オカヤマエール	北区天瀬 2-21	☎ 206-1682／FAX 206-1683					○			
就労移行支援センターフリーデザイン岡山	北区奉還町 3-15-8-105	☎ 214-3351／FAX 214-3352					○			
就労継続支援B型事業所青葉作業所	北区丸の内 1-2-12	☎／FAX 234-2530						B		
就労継続支援B型事業所カーザ	北区駅元町 13-25	☎ 728-0363／FAX 728-0364						B		
就労継続支援B型事業所グリーンデイズ	北区清輝橋 4-4-32 101 号	☎ 090-6419-8972						B		
就労継続B型事業所 恵那	北区奥田西町 16-11	☎ 953-4174						B		
就労センターもも	北区足守 1784-6	☎ 295-2810／FAX 295-2811						A		
就労定着支援事業所 ウェルビー岡山駅前センター	北区本町6-36 第一セントラルビル3階	☎ 201-4004／FAX 201-4005							○	
就労定着支援事業所 ウェルビー岡山駅前第2センター	北区本町 1-2 炭屋ビル 3F	☎ 201-5135／FAX 201-5136							○	
就労定着支援事業所 スピカ	北区伊福町 2-6-1 スピカビル	☎ 250-6161／FAX 250-6262							○	
就労定着支援センターフリーデザイン岡山	北区奉還町 3-15-8-105	☎ 214-3351／FAX 214-3352							○	
障害者支援施設 ももぞの育成園	北区栗井 2786-2	☎ 299-0623／FAX 299-0670		○	○					
障害者支援施設 ももぞの福祉園	北区栗井 2778-4	☎ 299-0630／FAX 299-0791		○	○			B		
しょうが屋	北区大供 1-2-25	☎ 224-7576／FAX 222-2132						A		
昭和町仲よし	北区昭和町 6-26	☎ 214-5103／FAX 214-5332		○				B		
ジョブサポートセンターあすなろ	北区表町 3-7-27	☎ 201-1432／FAX 201-1434							○	

事業所名	所在地	連絡先	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援助
ジョーマ	北区大供 1-5-2	☎ 221-1380／FAX 227-9887						B		
職場定着支援事業所オカヤマエール	北区天瀬 2-21	☎ 206-1682／FAX 206-1683							○	
自立生活援助事業所 よろずや	北区島田本町 1-6-42-202	☎ 070-7567-0800								○
自立生活援助事業所笑和	北区春日町 5-20 101 号室	☎ 238-7225／FAX 238-7224								○
すくすく yell	北区平田 102-108	☎ 244-2525／FAX 244-2526		○						
ステップハウスわ！	北区表町 1-4-64 上之町ビル 4 F	☎／FAX 222-8686					○	B	○	
スマイルクオ岡山西之町	北区西之町 9-116	☎ 244-2204／FAX 244-2205		○						
S M I L E くらーぱー	北区野田屋町 1-6-20 セとうちビル 2 3 階 4 階	☎ 237-3244／FAX 237-1777				生	○		○	
スマイルワーク	北区野田 3-13-37	☎ 244-7070／FAX 244-7575						B		
スローカフェタンポポ	北区奉還町 2-4-17	☎／FAX 253-8878						B		
西部仲よし	北区野殿西町 428-2	☎／FAX 250-0630						A		
ソアーレ	北区本町 3-6 401	☎ 206-4070／FAX 206-4071						A		
相談支援センター鹿田	北区鹿田本町 3-16	☎ 080-2944-8003／FAX 225-3855								○
たからさがし	北区御津高津 120-12	☎／FAX 724-5003						A		
多機能型事業所アート&ジョブセンター	北区幸町 10-25	☎ 230-2881／FAX 230-2887					○	A		
多機能型事業所 あいりすけ	北区中井町 1-1-12	☎ 230-1822／FAX 230-1823						B		
多機能型事業所あすなろ	北区表町 3-7-27	☎ 201-1432／FAX 201-1434					○	B		
多機能型事業所いち・にのさん	北区丸の内 1-2-12	☎／FAX 231-1197		○						
多機能型事業所土田の里 下中野	北区下中野 707-105	☎／FAX 239-9368		○						
多機能型事業所 きら星	北区伊福町 1-14-11	☎ 214-2828／FAX 214-2829				生				
多機能型事業所 スピカ	北区伊福町 2-6-1 スピカビル	☎ 250-6161／FAX 250-6262				生	○			
多機能型事業所 つむぎ	北区田町 2-1-3 B-HOUSE 4F	☎ 235-1188／FAX 235-1189				生	○			
多機能型事業所 ひまわり	北区谷万成 1-6-1	☎／FAX 252-9890				宿		B		
多機能型障害者福祉施設 ONE ONE	北区下中野 323-110	☎ 244-6989／FAX 244-6189		○				B		
竜ノ口寮	北区祇園 866	☎ 275-3216／FAX 275-5641		○	○					
中央仲よし	北区奥田 1-1-6	☎／FAX 226-0130						B		
つだか風の谷	北区横井上 1926-1	☎ 294-8500／FAX 294-8501						B		
つぼみ	北区原 1058-1	☎ 230-2737／FAX 230-2659		○						
デイサービスいちばん星	北区旭町 94	☎／FAX 230-0210		○						
デイサービス 笠井の里	北区畑鮎 117	☎ 228-0725／FAX 228-4408		○						
デイセンターあかしや	北区祇園 866	☎ 275-0711／FAX 275-0811		○						
デイセンターなずな	北区玉柏字森木 1701-3	☎ 206-6277／FAX 206-6288		○						
トモニ・きずな 平田	北区平田 407	☎／FAX 243-4838						○		
にじげん大元	北区上中野 1-19-45-101	☎ 250-6466／FAX 250-6467						B		
虹のはし	北区牟佐 1085-18	☎ 230-5333／FAX 230-5330						B		
のぞみ寮	北区平田 407	☎ 805-3800／FAX 805-3801		○	○	機				
ハートスイッチ岡山校	北区本町 6-36 5 階	☎ 212-1100／FAX 212-1101					○			
ハートスイッチ就労定着支援事業所岡山	北区本町 6-36 5 階	☎ 212-1100／FAX 212-1101							○	
ハッピーデイズ	北区撫川 439-5	☎ 903-3001／FAX 903-3002		○						
晴れの国	北区磨屋町 6-11-1 2F 201	☎／FAX 953-4424						B		
ピース	北区今 3-3-16	☎ 250-3200／FAX 250-3302						B		
ひらた旭川荘通園センター	北区平田 407	☎ 805-3810／FAX 805-3801		○						

事業所名	所在地	連絡先	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援助
ふぁみりお	北区下中野 246-4	☎ 259-1086／FAX 259-1087						B		
ふくしあ就労継続支援B型建部事業所	北区建部町建部上 320-1	☎ 722-5180／FAX 722-5181						B		
福祉型専攻科 Palja	北区伊福町 1-6-16	☎／FAX 250-2514				生				
福祉型専攻科 Palja	北区奉還町 3-16-24	☎／FAX 250-2514					○			
フレンズハウス	北区青江 5-1-12	☎ 206-7433／FAX 206-7480						B		
ホップ・ワン	北区神田町 1-9-46	☎ 238-8726／FAX 238-8736						B		
ホープ	北区青江 5-1-12	☎ 224-7677／FAX 232-1556						A		
ポプラの家	北区東古松 2-2-4	☎／FAX 231-3977						B		
みつば会	北区昭和町 14-12	☎ 254-6986／FAX 254-4295						B		
みどりの里	北区新庄下 875	☎ 287-9077／FAX 287-9090						A		
メリーピース	北区今 3-1-45	☎ 250-5200／FAX 250-5223						B		
ももっ子おかやま	北区中原 45-1	☎ 275-8333／FAX 275-0003						○		
ももっ子みつ	北区御津野々口 1205-1	☎ 724-5777／FAX 275-0003						A		
ものの里MADO	北区西辛川 264-3	☎ 080-5976-6154／FAX 221-3350						B		
森の会	北区中仙道 1-4-27-1 ニュ中仙道ビル103号	☎ 259-0167／FAX 259-0168						B		
ゆうあいファミリーあい	北区東古松 1-6-13	☎／FAX 231-2867						B		
夢心	北区奉還町 3-15-8	☎ 256-5020／FAX 201-9990						A		
ライフケアももぞの	北区下足守 1637-7	☎ 295-2010		○						
LITALICOワークス岡山	北区野田屋町 1-7-17 野田屋町 JNビル5F	☎ 236-1420／FAX 236-1421					○		○	
LITALICOワークス岡山駅南	北区柳町 1-1-1 住友生命岡山ビル1階	☎ 226-4524／FAX 226-4525					○		○	
療育センターももっこ	北区下足守 1627-1	☎ 295-2080／FAX 295-2012		○						
ワークランド虹	北区今 1-7-25	☎ 250-8951／FAX 250-8952						B		
わかば寮	北区平田 407	☎ 805-3804／FAX 805-3808		○	○					
わくわくワーク	北区一宮 339-6	☎ 286-0951／FAX 284-9364						B		
いちごプラス	中区平井 4-15-12	☎ 276-8550／FAX 276-8567		○						
エスポアール・クワノ	中区桑野 525-126	☎ 274-6677／FAX 274-6663		○						
Cafe' hanの木	中区東山二丁目 14-14	☎ 230-1294／FAX 230-1295						B		
喜楽	中区さい 3-4	☎ 207-6003／FAX 207-6005						B		
グランブリエ	中区神下 551-1	☎ 230-1880／FAX 230-1881						B		
クロスファーム東岡山	中区長岡 148-3	☎ 080-2928-6647						B		
桑野フレンドリーハウス	中区桑野 715-2 岡山ふれあいセンター内	☎ 274-5160／FAX 200-1350		○						
桑野ワークプラザ	中区桑野 715-2 岡山ふれあいセンター内	☎ 274-5160／FAX 200-1350						B		
岡星寮	中区土田 96-1	☎ 897-3655／FAX 897-3656		○	○					
コノハ	中区八幡 145-1	☎ 080-1643-0226						B		
こむぎ	中区桜橋 2-17-12	☎／FAX 442-9399						B		
作業所てんとう虫	中区古京町 1-5-8	☎ 201-1561／FAX 201-1562						B		
さくらもち	中区新京橋 1-4-8	☎ 270-5050／FAX 270-5070						B		
さくらんぼ	中区新京橋 3-4-25	☎ 270-5050／FAX 270-5070						B		
さくらんぼ	中区旭東町 1-2-28-1	☎ 270-5050／FAX 270-5070		○						
さすてなワーク 高島	中区藤原光町 3-14-2	☎ 230-2688／FAX 238-2687						B		
ジブンワーク	中区長岡 1-1	☎ 230-0906／FAX 368-1709		○				B		
就労継続支援B型事業所 R I T A	中区乙多見 279-3	☎ 080-8950-1095						B		
就労継続支援B型事業所 R U C O	中区兼基 360-26	☎ 230-2465						B		

事業所名	所在地	連絡先	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援助
就労支援ワークス長岡	中区長岡 87-3	☎ 206-7815／FAX 206-7816						A		
障害者支援施設ひゅうまん	中区赤坂南新町 6-1	☎ 272-0625／FAX 272-5751		○	○					
しんせきんち	中区藤崎 25	☎／FAX 277-7677						B		
ステップアップさい	中区さい 155-9	☎ 238-6530／FAX 238-6531						B		
スマイルユー	中区平井 1-12-28	☎ 206-2517／FAX 206-2517						B		
生活介護うい〜る	中区赤田 73-3	☎ 090-3377-4009		○						
生活介護ハレルヤ	中区原尾島 1-19-45	☎ 207-2342／FAX 207-2343		○						
多機能型事業所いち・にのさん	中区平井 6-7-28	☎／FAX 273-5090						B		
多機能型事業所みらいえ	中区平井 1-11-3	☎ 238-7022／FAX 238-7021		○						
デイサービスセンターすまいる	中区赤坂南新町 7-9	☎ 270-6755／FAX 270-6857		○						
デイサービスセンター 皇	中区神下 127-5	☎ 206-3671／FAX 206-3673		○						
トモニー・きずな 旭川	中区高島新屋敷 515-14	☎ 275-6759／FAX 275-4663						A		
なごみ	中区倉田 264-13	☎ 200-0753／FAX 200-0771						A		
菜のはな	中区神下 171	☎ 201-7087／FAX 201-7088						B		
菜の花	中区平井 5-7-47-3	☎ 276-1358／FAX 276-1359		○						
ハートスイッチ東岡山校	中区関 437-1	☎ 208-6300／FAX 208-6301				生	○			
ハートスイッチ就労定着支援事業所東岡山	中区関 437-1	☎ 208-6300／FAX 208-6301							○	
はれの国	中区江並 58-17	☎／FAX 806-5381						A		
ふくじゅう	中区沢田 145-1	☎／FAX 273-2910						A		
みち工房	中区浜 3-5-1	☎ 201-1195／FAX 270-1660						B		
MOMO	中区浜 475-5	☎／FAX 273-9692						B		
杜の家ファーム	中区兼基 107-2	☎ 279-0068／FAX 237-3077						A		
リープラス	中区山崎 226-11	☎ 250-4646／FAX 264-8923						B		
リハスタイル ぐんぐん	中区長岡 25-3	☎ 279-3306／FAX 279-3309						B		
ワークおまち	中区雄町 9-1 アスビル 2F	☎ 206-1545／FAX 206-1546						○		
ワークショップちどり	中区赤坂本町 1-2	☎ 271-2075／FAX 237-2647						B		
ワークハウス 皇	中区清水 1-6-27 オラント 清水 1F	☎ 206-3911／FAX 206-3921						B		
ワークハウス・わくわく！	中区東川原 1-1	☎ 270-5552／FAX 270-5554						B		
わくわく祇園's	中区八幡 44-5	☎ 206-7500／FAX 284-9364		○						
あおぞらやまびこ倶楽部	東区君津 1406	☎／FAX 948-0202		○						
R C F	東区草ヶ部 1346-1	☎ 297-5864／FAX 297-6767						A		
笑ワーク	東区西大寺中 1-4-15-202	☎／FAX 942-0822						B		
かがやき作業所	東区藤井 298-2	☎ 208-5567／FAX 279-6847						B		
colorful space しずたに	東区瀬戸町下 472-1	☎ 230-5255／FAX 230-5275		○						
カレッジ旭川荘	東区西大寺浜 609	☎ 944-6920／FAX 944-6988				生	○		○	
きぼうの会作業所	東区西大寺松崎 157-9	☎ 206-1972／FAX 206-1979						B		
クリエイトおひさま	東区西大寺東 2-1-50	☎ 201-4123／FAX 201-4091						A		
(NP0)けしごやま 希望	東区松新町 51-1	☎ 942-3444／FAX 943-2752						A		
西大寺仲よし	東区西大寺中 2-16-33	☎／FAX 942-1770						○		
西大寺ふれあいデイサービスセンター	東区西大寺中 2-16-33	☎ 944-1809／FAX 944-1825		○						
さわやか愛の家 さいだいじ館	東区西大寺南 2-10-17	☎ 944-0311／FAX 942-0578		○						
閑谷ワークセンター・せと	東区瀬戸町肩脊 43	☎ 952-2271／FAX 952-2298		○			○	B	○	
すだちの家	東区正儀 5089	☎ 946-9550／FAX 946-9551						B		

事業所名	所在地	連絡先	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援助
生活介護事業所 笑みの集い	東区可知 1-383-5	☎ 207-2015／FAX 207-2016		○						
生活介護施設おひさまPLUS瀬戸万富事業所	東区瀬戸町万富 950-1	☎ 953-0025／FAX 953-0026		○						
生活介護ちゃぶだい	東区瀬戸町万富 632-4	☎ 239-5695／FAX 250-0108		○						
就労継続支援B型事業所エール万富	東区瀬戸町万富 371-4	☎／FAX 737-4163						B		
就労継続支援B型事業所Lumo岡山東区店	東区西大寺松崎 156-8	☎ 050-1206-0314						B		
多機能型事業所のあ 岡山	東区西大寺中 2-8-15	☎ 201-6410／FAX 201-6415				生		B		
てまりん	東区瀬戸町沖 309-6 102 号室	☎ 259-0111／FAX 259-0067						○		
トライピース	東区西大寺上 2-9-29	☎ 206-6868／FAX 206-6997						B		
ドリーム・プラネット	東区草ヶ部惣利 458-1	☎／FAX 239-4447						A		
ドリームネスル	東区瀬戸町江尻 1360-1	☎ 952-9011／FAX 952-9012		○						
菜のはな	東区古都宿 1-1	☎ 201-7087／FAX 201-7088						A		
ひだまり	東区瀬戸町瀬戸 195-3	☎／FAX 959-1012						B		
フルーツバスケットB	東区益野町 12-7	☎／FAX 944-4045						B		
マルキュー	東区九幡 989-2	☎／FAX 948-4309						A		
ももたろうファームせと	東区瀬戸町森末 260-4	☎／FAX 952-0565						B		
ゆいまーる	東区松新町 169-8	☎／FAX 206-3935						B		
輪来	東区藤井 165-1	☎ 080-4062-6209						B		
アイズワーク	南区芳泉 1-11-27-101・102	☎ 246-8030／FAX 246-8020						B		
あおぞら若葉作業所	南区若葉町 19-19	☎ 239-0571／FAX 239-0572						B		
あどないん南	南区豊成 2-4-23	☎ 264-3701／FAX 264-3702						B		
あどワーク岡南	南区松浜町 3-2	☎ 250-6356／FAX 250-6357						B		
アネル妹尾	南区妹尾 876-3	☎ 806-5884／FAX 806-5885						B		
アネル陽だまり	南区妹尾 871-11	☎ 230-6963						B		
アノンド	南区福吉町 23-5	☎ 206-6227／FAX 206-6228		○						
aru work	南区彦崎 2914-3	☎ 259-0791／FAX 259-0792						B		
泉の園	南区浦安本町 190	☎ 264-2882／FAX 264-2998		○	○					
いろは就労継続支援B型事業所	南区松浜町 9-26	☎ 806-5431／FAX 806-5530						B		
おかやま共育・共働センターでんでん	南区古新田 956-1	☎ 250-3755／FAX 250-4188		○						
OZデイおかやま	南区若葉町 7-31	☎ 050-5835-2255／FAX 441-3656		○						
おやつラボ マハロ	南区西市 463	☎／FAX 250-7962						B		
オリーブ藤田	南区藤田 566-222	☎ 236-7799／FAX 296-6699						B		
K A E R U	南区藤田 566-126	☎ 238-0730／FAX 238-0731						A		
カリス	南区築港元町 13-2	☎ 250-5227／FAX 250-5228						A		
幸優庵	南区新保 951-10	☎ 230-2010／FAX 230-2011						○		
サニーライフ	南区箕島 1021-8	☎／FAX 250-4417						B		
サポートハウス実来	南区藤田 564-213	☎ 296-3778／FAX 239-3903						B		
就労継続支援A型事業所 スマイル	南区新保 674 番地 25	☎／FAX 243-1089						A		
就労継続支援B型事業所 はぴふるあゆむ	南区福田 164-9	☎ 250-8756／FAX 250-8758						B		
就労継続支援B型 優	南区千鳥町 5-18	☎ 238-0088／FAX 250-0246						B		
就労支援B型ツリー	南区福富西 3-8-40	☎ 259-3361／FAX 259-3362						B		
障がい者デイセンターさくら	南区福富西 1-14-29	☎ 261-0047／FAX 261-0057		○				B		
スマイルクック	南区新福 1-3-7 2 階	☎／FAX 230-7027						A		
生活介護事業所 ホウメイ	南区当新田 379-18	☎ 250-9230／FAX 250-9231		○						

事業所名	所在地	連絡先	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	就労定着支援	自立生活援助
西南仲よし	南区妹尾 880-1	☎/FAX 281-3075						B		
ZENKO	南区福浜町 20-1	☎ 265-1011/FAX 250-6263						A		
多機能型事業所クラシヲ	南区新保 1609-13	☎ 250-1161/FAX 250-1168		○		生				
多機能型障害者福祉施設おひさまPLUS三浜事業所	南区三浜町 2-18-1	☎ 250-3684/FAX 250-3685		○				B		
デイサービス はなはな	南区新保 654-13	☎ 250-5506/FAX 250-5507		○						
デイハウスかりん	南区藤田 1543	☎ 296-5050/FAX 296-6300		○						
DREAMER	南区新福 1-22-6	☎ 368-3186/FAX 899-6482					○	B		
にこにこパン	南区西市 476-6 ローザンヌ 103	☎ 239-2539/FAX 239-2538						A		
西ふれあいデイサービスセンター	南区妹尾 880-1	☎ 281-9615/FAX 281-9616		○						
ネイチャー ファーム	南区浦安本町 190	☎ 262-7711/FAX 262-7744						A		
ネクストステージ	南区西市 806-7	☎ 239-8656/FAX 239-8658						A		
ハートスイッチ岡山南校	南区西市 96-4	☎ 246-1700/FAX 246-1788				生	○			
ハートスイッチ就労定着支援事業所岡山南	南区西市 96-4	☎ 246-1700/FAX 246-1788							○	
ハローファクトリー	南区藤田字錦 1829-5	☎ 296-0370/FAX 296-2102						B		
ひまわりケアステーション	南区藤田 566-203	☎ 259-3335/FAX 259-3336		○						
ふくしあ就労継続支援B型事業所	南区泉田 1-16-10	☎ 238-2571/FAX 238-2583						B		
フルスイング	南区泉田 1-6-20	☎ 206-3346/FAX 206-3347						B		
ふれんずラボ	南区浜野 2-4-19	☎/FAX 259-1963						B		
ももたろうメダカ	南区下中野 1421-18	☎ 805-2282/FAX 805-2285						B		
ゆめこうば	南区片岡 2370-1	☎ 363-5105/FAX 363-5106						B		
リープ	南区築港新町 1-7-38	☎ 250-4646/FAX 264-8923						A	○	
リンクスライヴ妹尾	南区妹尾 876-14 1 階	☎ 250-7780						A		
ワークステーション・コンドル	南区浦安本町 208-6	☎ 261-7885/FAX 261-7886						B		
ワークネットにしきまち	南区市場1-1 市場ふくく通り 65 番	☎ 230-6543/FAX 230-6544						A		
ワークハウスアイビー	南区福富東 2-14-25	☎ 263-7311/FAX 201-7220						B		

計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援

事業所名	所在地	連絡先	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行支援	地域定着支援
アール相談支援	北区白河町 7-107 フレグランスアコオ101号	☎ 206-2268/FAX 206-2368	○	○	○	○
アイリス支援センター	北区鹿田 1-8-10-201	☎ 238-6175/FAX 206-1120	○	○	○	○
旭川児童院	北区祇園 866	☎ 275-4518/FAX 275-9323	○	○	○	○
旭川児童院通園センター	北区祇園 866	☎ 275-1951/FAX 275-1640	○	○		
Angelic side	北区弓之町 15-32	☎ 232-8700/FAX 232-8701		○		
おうちだ	北区撫川 848	☎ 238-1800/FAX 903-1115	○	○		
(NPO)おかやま入居支援センター	北区広瀬町 2-11	☎ 230-1056/FAX 230-1057	○		○	○
風彩（かぜいろ）相談支援センター	北区西崎 1-18-11	☎ 238-0016/FAX 250-6027	○	○	○	○

事業所名	所在地	連絡先	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行支援	地域定着支援
きずな相談支援事業所	北区富田 329-4	☎ 206-2977/FAX 206-2980	○	○	○	○
共助グループ喫茶去相談支援事業所	北区宿 230-2	☎ 201-1019/FAX 201-1029	○			
(有)クレヨン	北区宿 423-5	☎/FAX 228-2815	○	○	○	○
ぐるぐるめろん島相談支援事業所	北区奉還町 1-2-13	☎ 090-8993-7748/FAX 254-7768	○	○		
ケアステーション コパン	北区檜津 675-3	☎ 728-5802/FAX 728-5803	○		○	○
こども・みらい相談支援事業所	北区津島南 1-2-17-1 2階 5号室	☎ 090-7592-8000/FAX 078-330-1020		○		
サンソレイユ	北区田中 145-101	☎ 805-3611/FAX 805-3612	○	○		
スマイルらいふ相談支援事業所 岡山	北区下中野 364-108	☎ 070-1277-6118	○	○		
相談支援事業所 あいりんりん	北区撫川 353-2	☎ 362-7192/FAX 362-7193	○	○		
相談支援事業所 エスポアール	北区福谷 53	☎ 284-9002/FAX 284-8006	○	○	○	○
相談支援事業所 オレンジベリー	北区岡町 6-7 401	☎ 080-8244-1888/FAX 050-3488-6645	○	○		
相談支援事業所 かなりや	北区西古松 321-102	☎ 241-1415/FAX 241-3017		○		
相談支援事業所 笑和	北区春日町 5-20 アルファ春日町 101号室	☎ 238-7225/FAX 238-7224	○	○	○	○
相談支援事業所 ピース	北区岡南町 2-1-5 3階	☎ 080-1937-0107/FAX 899-6897	○	○		
相談支援事業所 ぷらすワン	北区西古松 1-8-1	☎/FAX 243-5435	○	○	○	○
相談支援事業所 Friends	北区西古松 321-121 メゾン西古松 202	☎ 090-6727-3070	○	○		
相談支援事業所 まな星	北区伊島町 2-1-32	☎ 214-3555/FAX 214-0558	○			
相談支援事業所 まな星	北区伊島町 2-1-32	☎ 214-0550/FAX 214-0558		○		
相談支援事業所 みちしるべ	北区西古松 268-1	☎ 250-9912/FAX 250-9913	○	○		
相談支援事業所 よろずや	北区島田本町 1-6-42 グレイス島田 202	☎ 070-7567-0800	○	○	○	○
相談支援センター 笠井の里	北区北方 3-5-15-102	☎ 206-1910/FAX 237-5015	○		○	○
相談支援センター 鹿田	北区鹿田本町 3-16	☎ 080-2944-8003/FAX 234-2639	○	○	○	○
相談支援センター ねこの手みつ	北区御津河内 934	☎/FAX 724-5188	○	○	○	○
相談のお部屋 colour (カラー)	北区高柳西町 2-17 2階	☎ 090-8068-0703	○	○		
地域サポートセンター 仲よし	北区広瀬町 10-27-2	☎ 230-0666/FAX 230-0665	○	○	○	○
つむぎ	北区原 1058-1	☎ 230-2737/FAX 230-2659	○	○		
ひらた旭川荘相談支援事業所	北区平田 407	☎ 245-7361/FAX 245-7385	○	○	○	○
みどり学園	北区中原 664-1 先	☎ 275-2119/FAX 275-9882	○	○		
みらい・プラス相談支援事業所	北区津島南 1-2-17-1 喜楽荘 2階 6号室	☎ 080-4388-6173		○		
わかくさ学園 いちご	北区平田 407	☎ 805-3822/FAX 805-3807		○		
旭竜相談支援事業所	中区中島 75-1	☎ 070-2362-1478/FAX 275-9850	○	○		
相談支援事業所 e n	中区平井 5-3-86-201	☎ 206-5551/FAX 206-5561	○	○	○	○
相談支援事業所 かなで	中区浜 472	☎ 272-8811/FAX 273-9944	○		○	○
相談支援事業所 という	中区江崎 31-3	☎/FAX 230-1992	○	○		
相談支援事業所 風車	中区今在家 374-1 Forest(C棟)	☎ 275-3777/FAX 275-3778	○	○	○	○
相談支援事業所 RITA	中区乙多見 279-3	☎ 090-3630-0029/FAX 206-5315	○	○	○	○
相談支援事業所 ルーン	中区海吉 1418-1 B-102	☎ 368-2674/FAX 368-2675	○	○		
相談支援センター あしすと	中区赤坂南新町 6-1	☎ 272-0625/FAX 272-5751	○	○	○	○
相談支援 ふる～る	中区海吉 1794-3	☎ 090-2862-2642/FAX 207-2643	○	○		
地域相談支援センター くるみ	中区藤崎 465	☎ 080-9294-2488/FAX 276-3864	○	○	○	○
ハウスけやき	中区東川原 18-1 北村コーポ 203号	☎ 206-7385/FAX 206-2801	○			
ばる・おかやま	中区浜 475-5	☎ 201-1720/FAX 201-1713	○		○	○
ひとむすび	中区兼基 107-2	☎ 279-0068/FAX 237-3077	○	○		

事業所名	所在地	連絡先	計画相談支援	障害児相談支援	地域移行支援	地域定着支援
Lico のぱらん	中区平井 7-6-8-3 第2オリオンコーポ 103	☎ 280-4929／FAX 280-4929	○	○		
アイ・ケア相談支援事業所	東区金岡東町 1-15-39	☎ 201-7160／FAX 278-4867	○	○	○	○
子どもと家族の相談支援事業所 ねっこ	東区瀬戸町下 554-1	☎ 090-8364-3675／FAX 959-4614		○		
サポートセンター かけはし	東区西大寺上 3-2-1 1階	☎ 206-3127／FAX 206-3128	○		○	○
相談支援事業所ベーシック	東区西大寺松崎 158-9 202 号室	☎／FAX 230-3398	○	○		
福祉のかどくら	東区南古都 134-145	☎ 0120-9876-23／FAX 050-3730-1458	○	○		
アイ・プランニング	南区福富中 2-8-22	☎ 259-5331／FAX 259-5332	○	○	○	○
アステル そうだん部屋	南区泉田 365-15	☎ 236-9814／FAX 236-9824	○	○		
アニーこども相談室	南区大福 667	☎ 250-1669／FAX 250-1698		○		
岡山中央相談支援事業所	南区当新田 379-18	☎ 250-9230／FAX 250-9231	○	○	○	○
岡山南障がい者相談支援センター	南区福富西 1-14-21	☎ 259-3888／FAX 259-3881	○	○	○	○
支援センター・コンドル	南区浦安本町 208-6	☎ 261-7228／FAX 262-7179	○		○	○
ステップ相談支援事業所	南区豊成 3-17-3-402	☎ 090-8509-7227	○		○	○
相談支援事業所うえまつ	南区植松 312-6	☎ 486-3640／FAX 486-3644		○		
相談支援事業所 舵	南区西市 466-6 南棟 106 号室	☎ 238-7780／FAX 238-7820	○		○	○
相談支援事業所 輝星	南区泉田 5-9-16	☎ 080-3658-2707／FAX 250-3828	○	○	○	○
相談支援事業所ファミリーサポートあそぼ	南区妹尾 2468-8	☎／FAX 282-3996	○	○	○	○
相談支援事業所プラスあるふぁ	南区大福 832-3-2	☎ 363-1064／FAX 238-0058	○	○	○	○
相談支援事業所 もも	南区築港新町 1-15-16	☎／FAX 262-1558	○	○		
相談支援事業所 優	南区千鳥町 5-18	☎／FAX 250-0426	○	○		
相談支援 sou	南区豊成 3-11-5 2F	☎ 728-0097／FAX 728-0851	○	○		
和・相談支援センター岡山	南区植松 641-5	☎ 236-7716／FAX 236-7762	○	○	○	○
ひまわりケアステーション	南区藤田 564-134	☎ 296-0170／FAX 296-0177	○	○		

② 地域生活支援事業

地域生活支援事業を利用するには、各福祉事務所・支所、保健所健康づくり課から交付される「地域生活支援受給者証」が必要です。

また、事業所ごとに利用料を定めていますので、市の求める利用料以外に費用がかかる場合があります。詳細については、それぞれの事業所にお尋ねください。

地域活動支援センター

〔窓口〕 身体障害・知的障害・・・各福祉事務所、各支所

精神障害・難病患者等・・・各保健センター、御津・建部分室、保健所健康づくり課

通所により、創作的活動・生産活動などの日中活動を行います。

(※いずれも介護保険の対象にならない18歳以上の方が対象になります。)

地域活動支援センターⅠ型

日中活動（創作的活動・生産活動）、地域住民ボランティアの育成や、医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整を行います（詳細については、それぞれの事業所にお尋ねください。）。

〔利用料〕 無料（※給食は自己負担になります。）

〔利用上限〕 1月あたりの実日数－8日

地域活動支援センターⅡ型

日中活動（創作的活動・生産活動）、機能訓練・社会適応訓練を行い、入浴や給食を提供します（詳細については、それぞれの事業所にお尋ねください。）。

〔利用料〕 無料（※給食は自己負担になります。）

〔利用上限〕 1月あたりの実日数－8日

地域活動支援センターⅢ型・小規模作業所

日中活動（創作的活動・生産活動）を行います。

〔利用料〕 無料

〔利用上限〕 1月あたりの実日数－8日

地域活動支援センター事業所名簿

(令和7年4月1日現在)

	事業所名	所在地	連絡先	定員
Ⅰ型	地域サポートセンター 仲よし	北区広瀬町10-27-2	☎ 230-0666／FAX 230-0665	20
	地域活動支援センター 旭川荘	北区祇園866	☎ 275-4518／FAX 275-9323	20
	ひらた旭川荘地域活動支援センター	北区平田407	☎ 245-7361／FAX 245-7385	20
	障害者生活支援センター こら〜れ	北区建部町福渡834-2	☎ 722-5200／FAX 722-5201	25
	地域活動支援センター ぱる・おかやま	北区表町3-7-27 2階	☎ 201-1720／FAX 201-1713	20
	サポートセンターかけはし	東区西大寺上3-2-1 1階	☎ 206-3127／FAX 206-3128	20
	支援センター・コンドル	南区浦安本町208-6	☎ 261-7228／FAX 262-7179	20

	事業所名	所在地	連絡先	定員
Ⅱ型	泉寿の里デイサービスセンター	北区三門中町1-2	☎ 214-0800／FAX 214-0333	35
	ねこの手みつきらめき	北区御津河内934	☎／FAX 724-4232	10
	デイサービスセンター プルミエ岡山	南区北浦100	☎ 267-2323／FAX 267-2488	10
	デイサービスセンター ほがらか	南区西市100-5	☎ 805-2880／FAX 805-2808	15
	地域活動支援センター こだま	玉野市木目1461	☎ 0863-71-0110／FAX 0863-71-3516	15
Ⅲ型	なでしこ共同作業所	北区建部町福渡465-1	☎／FAX 722-2388	15
	パステル	北区富町1-8-18	☎／FAX 255-6115	20
	ふりこの会共同作業所	北区清輝橋1-6-12	☎／FAX 225-1891	40
	ミニコラ	北区岩田町5-8	☎／FAX 227-1173	19
	(NP0)さつき会	東区西大寺中野本町3-6	☎／FAX 943-3959	20
	フレンズショップ	南区浦安本町100-2	☎ 262-1191／FAX 262-4448	17
	(NP0)工房かたつむり	倉敷市西坂1709	☎／FAX 086-463-9700	15
	同舟の園	玉野市番田2576-1	☎／FAX 0863-66-5179	10
小規模作業所	御津なかよし作業所	北区御津中泉272	☎ 724-3216	15
	さつき園	南区片岡176	☎／FAX 362-4847	10

移動支援

〔窓口〕 身体障害・知的障害・児童・・・各福祉事務所，各支所
精神障害・難病患者等・・・各保健センター，御津・建部分室，保健所健康づくり課

外出が困難な方にガイドヘルパーを派遣します（※重度訪問介護，同行援護，行動援護及び重度障害者等包括支援と併給できません。）。

〔対 象 者〕 視覚障害者(児)，下肢・体幹機能・移動機能障害１～４級の身体障害者(児)，知的障害者(児)，精神障害者(児)，難病患者等（対象要件があります。詳しくは事前にお問い合わせください。）

〔利 用 料〕 ３０分につき９０円（※生活保護・低所得世帯は無料） ※介護加算対象者は１日につき（加算）１００円

〔利用上限〕 １月あたり ５０時間

移動支援事業所名簿

（令和7年4月1日現在）

事業所名	所在地	連絡先	備考欄
アイリス ヘルパーステーション	北区鹿田町1-8-10 第5三信ビル102	☎ 238-6158／FAX 238-6277	
移動支援事業所 かけはし	北区牟佐1085-18	☎ 230-5333／FAX 230-5330	
うさぎ介護サービス	北区中仙道60-117	☎ 805-6630／FAX 805-6660	
えがおヘルパーステーション	北区高柳西町 2-17 2 階	☎ 090-8816-3223	視覚を除く
岡山市社協居宅支援センター	北区鹿田町 1-1-1	☎ 225-4051／FAX 222-8621	
(NP0)岡山自立生活センター	北区奉還町4-7-12	☎／FAX 253-5100	
介護サービス るびなす	北区横井上666-4	☎ 294-1161／FAX 294-1162	視覚を除く
きずなヘルパーステーション	北区富田329-4	☎ 206-3488／FAX 206-2980	視覚を除く
きずなヘルパーステーション大安寺	北区大安寺南町1-6-39 プラタ大安寺102	☎ 214-1570／FAX 214-1580	視覚を除く
北ふれあい介護サービスセンター	北区谷万成2-6-33	☎ 251-6505／FAX 251-6506	障害児・知的を除く
吉備タクシー(株)	北区平野1012-17	☎ 293-1414／FAX 292-4017	視覚を除く
共助グループ喫茶去居宅介護事業所	北区宿230-2	☎ 201-1019／FAX 201-1029	
クレヨン	北区宿423-5	☎／FAX 228-2815	
ケアサポート みずのわ ※休止中(R7.8.14まで予定)	北区奉還町2-9-3	☎ 250-8278／FAX 250-8279	視覚のみ

事業所名	所在地	連絡先	備考欄
ケアステーション ヴェル	北区平田177-107 ホワイトパレス301	☎ 259-2977／FAX 259-2978	視覚を除く
ケアステーション コパン	北区檜津675-3	☎ 728-5802／FAX 728-5803	視覚を除く
ケア2 1 岡山県庁通り	北区内山下2-1-12	☎ 227-7621／FAX 227-7721	
さんホームヘルパーステーション	北区南方4-8-4	☎ 226-6668／FAX 232-3427	視覚を除く
障害居宅介護サービスにっこり	北区田中161-101 成和第3ビル	☎ 250-4155／FAX 250-4175	
スマイルらいふ訪問介護事業所 岡山	北区下中野364-108	☎ 250-7231／FAX 250-7232	視覚を除く
地域サポートセンター 仲よし	北区広瀬町10-9	☎ 223-1181／FAX 223-1182	
ヘルパーステーション我が家岡山事業所	北区富田514-1-203	☎ 235-3434／FAX 237-0114	
フォーシーアテンダントサービス	北区西崎1-18-11	☎ 250-6039／FAX 250-6027	視覚を除く
ヘルパーステーションあい	北区舟橋町6-13	☎／FAX 234-1137	
ヘルパーステーションあさがお	北区奥田2-2-6-102	☎ 206-2500／FAX 206-2201	視覚を除く
ヘルパーステーションありがとう	北区撫川431-14 サンコー 城之内101	☎ 362-7475／FAX 239-5076	視覚を除く
ヘルパーステーション うおーむ・ばるーむ	北区富町2-19-52 ハーレール富町101号室	☎ 239-8300／FAX 239-8301	視覚を除く
ヘルパーステーション オレンジベリー	北区岡町6-7 401	☎ 235-8055／FAX 235-8066	
ヘルパーステーション ショコラ	北区十日市中町5-28	☎ 959-4041／FAX 897-0297	全身性障害を除く
ヘルパーステーション SIN	北区今保572-1 A号室	☎ 259-4288／FAX 259-4285	視覚を除く
ヘルパーステーション ちゃぶだい	北区今2-17-27 アルファシティ今公園1104	☎ 239-5695／FAX 250-0108	
ヘルパーステーションつなぐて	北区西崎1-22-1 西崎マンション306	☎ 230-6480／FAX 230-6478	
ヘルパーステーション ともだち	北区鹿田町1-7-10	☎ 234-9206／FAX 234-9215	
ヘルパーステーション トーン	北区上中野2-4-5	☎ 250-1638／FAX 250-1639	
ヘルパーステーションバンビ	北区中仙道60-117 2F	☎／FAX 242-3933	視覚を除く
ヘルパーステーション ももの木	北区下中野463-2	☎ 241-8677／FAX 241-8716	
ホームヘルパーステーション 旭川荘	北区祇園866	☎ 275-8341／FAX 275-9301	
ホームヘルパーステーションたけバ	北区建部町建部上557-2	☎ 722-0013／FAX 722-4488	視覚を除く
訪問介護いちよう 岡山事業所	北区横井上93	☎ 250-1883／FAX 250-1884	視覚を除く
訪問介護いろは	北区十日市西町8-55 206号	☎ 264-6915／FAX 225-0113	
訪問介護事業所 笠井の里	北区北方3-5-15 グリーンパレス Leo102 号	☎ 206-1910／FAX 237-5015	知的・精神・障害児を除く
ライフケアセンター	北区今4-1-1 ダイソン産業ビル5F	☎ 239-3969／FAX 239-3966	
わくわくサポートセンター	北区花尻ききょう町14-108	☎ 255-8483／FAX 284-9364	視覚を除く
ともにヘルパーステーション	北区今5-5-16	☎ 250-5255／FAX 250-7778	
移動支援所 ホウメイ	中区乙多見282番地2	☎ 250-9230／FAX 250-9231	視覚を除く
岡山ふれあい介護サービスセンター	中区桑野715-2	☎ 274-5158／FAX 276-9003	障害児を除く
かのんケアBEGNES	中区西川原251-1 おかやま西川原プラザ別館1F	☎ 270-6680／FAX 270-6681	
きずなヘルパーステーション平井	中区平井3-1040-5	☎ 236-6388／FAX 236-6389	
居宅支援センターがってんだ	中区赤坂南新町6-1	☎ 272-0625／FAX 272-5751	視覚を除く
さくらんぼ	中区新京橋3-4-25	☎ 941-7312／FAX 897-0574	
サルピス ピアセンター	中区東川原242-1	☎ 270-1117／FAX 270-1153	
サンキ・ウエルビー介護センター岡山東	中区小橋町2-3-5	☎ 270-5833／FAX 270-5855	
ケアbee	中区米田39-12	☎ 279-7788／FAX 279-7794	
訪問介護アルマ	中区新京橋3-8-3	☎ 238-8933／FAX 238-8934	
訪問介護本舗コネクト	中区関330-4 コーポ 山根101	☎ 279-6370／FAX 279-6371	
風花ヘルパーステーション	中区今在家374-1 Forest(C棟)	☎ 275-3777／FAX 275-3778	
ヘルパーステーション希心	中区倉田667-4 TAKAHARAマンション2 2H	☎ 238-2673／FAX 238-2879	視覚を除く
ヘルパーステーション ストロベリー	中区平井4-15-12	☎／FAX 276-8550	視覚を除く
ヘルパーステーション 菜の花	中区平井5-7-47-3	☎ 276-1358／FAX 276-1359	

事業所名	所在地	連絡先	備考欄
ヘルパーステーション のえる	中区海吉1794-3	☎ 237-0577/FAX 207-2643	視覚を除く
ヘルパーステーション望	中区原尾島867-7 フォンティアC 102	☎ 206-4534/FAX 206-4535	
ヘルパーステーションひかり	中区国富2-5-43 クレオ国富24号室	☎ 238-9930/FAX 238-9940	視覚を除く
ヘルパーステーション やすらぎ	中区中島72-1	☎ 275-7702/FAX 275-1054	
ヘルパーステーション レインボー	中区倉田668-1	☎ 200-1720/FAX 200-1731	
訪問介護ステーション みち	中区浜3-5-1	☎ 270-1663/FAX 270-1660	
訪問介護 皇	中区神下127-5	☎ 206-3671/FAX 206-3673	視覚を除く
訪問居宅 やわら	中区長岡471-1	☎ 279-5590/FAX 238-8871	
良心ケア	中区中井3-22-14 岡崎アパート101	☎ 206-7370/FAX 206-7372	視覚を除く
(有) アラミス	東区西大寺上2-4-89 アルファライ720-1階	☎/FAX 238-4748	
サンキ・ウエルビィ介護センター西大寺	東区西大寺中野489-8	☎ 944-7551/FAX 944-7552	
三世庵	東区瀬戸町南方205-4	☎ 953-9155/FAX 953-9156	
生活介護 ちゃぶだい	東区瀬戸町万富632-4	☎ 239-5695/FAX 250-0108	視覚を除く
ドリームケアステーション	東区瀬戸町江尻1360-1	☎ 952-9889/FAX 952-9888	
へるぱーすてーしょん あいりんぐ	東区金岡東町2-15-28	☎ 230-3610/FAX 230-3611	
ヘルパーステーションあかね	東区吉原222	☎ 944-2352/FAX 944-2249	
ヘルパーステーション ブーケ	東区西大寺東3-2-70-101号	☎/FAX 948-2685	
訪問介護 miu	東区西大寺373-1 マルバートビル101	☎ 944-2627/FAX 944-2628	視覚を除く
「あさひ」ヘルパーステーション	南区福成1-166-4	☎ 261-2370/FAX 261-2380	
アスモネ訪問介護	南区藤田2006	☎ 239-1313/FAX 296-7646	視覚を除く
岡山南障害者地域生活支援センター「パンフルート」	南区福富西1-14-21	☎ 261-9660/FAX 261-9662	視覚を除く
ケアサポート グランデ	南区大福1223-21	☎ 281-6771/FAX 897-2642	
ケアサポート 小春日和	南区福島4-12-11	☎ 250-0740/FAX 250-0980	
健ヘルパーステーション	南区福富中2-16-44	☎/FAX 239-4733	
サンキ・ウエルビィ介護センター岡山	南区藤田566-93	☎ 296-0520/FAX 296-0521	
ハーフスパン訪問介護	南区福吉町14-26	☎ 090-7978-7337	
ひまわりケアステーション	南区藤田564-134	☎ 296-0170/FAX 296-0177	
ひまわりヘルパーステーション	南区福田329-5	☎ 263-7800/FAX 264-8418	
ヘルパーステーションあゆむ	南区福田164-9	☎ 250-3309/FAX 239-7086	視覚を除く
ヘルパーステーションきむら	南区福成1-179-10 センチュリー福成101	☎ 236-6516/FAX 236-6526	
ヘルパーステーション輝星	南区泉田5-9-16	☎ 250-3817/FAX 251-3828	視覚・強度行動障害を除く
ヘルパーステーションきりん	南区浦安本町185-7	☎ 236-7072/FAX 236-7073	視覚を除く
ヘルパーステーション つむぎ	南区築港ひかり町3-5 二反田コーポ201	☎ 902-1120/FAX 902-1130	
ヘルパーステーションはあと	南区福富西1-13-21	☎ 262-3278/FAX 959-4612	視覚を除く
ヘルパーステーションプラスあるふあ	南区古新田604-2	☎ 282-7470/FAX 239-3240	視覚を除く
ヘルパーステーションハートケア	南区豊成2-3-36-205	☎ 259-1172/FAX 259-1173	
ヘルパーステーション 結	南区豊成3-17-3 プラザ 2F	☎ 070-3277-5098/FAX 250-8575	視覚を除く
ヘルパーステーション るりあん	南区浜野1-2-47	☎ 201-2031/FAX 201-2032	
ヘルパーステーションワンステップ	南区西市 567-6-204	☎ 238-1018/FAX 238-0166	視覚を除く
ヘルパーライト	南区浜野2-8-24	☎ 090-1351-6365/FAX 899-6209	視覚を除く
訪問介護サービスあおい	南区新保589-7 エステ新保B-101	☎/FAX 250-5886	視覚を除く
訪問介護 はなはな	南区新保654-13	☎ 250-5506/FAX 250-5507	精神を除く
訪問ヘルパーステーションアイ・ケアサービス	南区泉田365-15	☎ 236-9825/FAX 236-9824	視覚を除く
ヘルパーステーション スノー	南区豊成3-11-1	☎ 259-3361/FAX 259-3362	
南ふれあい介護サービスセンター	南区福田690-1	☎ 261-7095/FAX 261-7266	障害児を除く

事業所名	所在地	連絡先	備考欄
あしたば	倉敷市山地1730-1	☎ 086-463-0770/FAX 086-463-0780	
コンシェルジェ茶屋町	倉敷市帯高440-6	☎ 086-476-5757/FAX 086-476-6622	視覚を除く
さくら・介護ステーション倉敷中央	倉敷市松島1126-1 カルト中庄501	☎ 086-441-1196/FAX 086-441-1197	視覚を除く
創心会ヘルパーステーション倉敷	倉敷市茶屋町2102-1	☎ 086-420-1500/FAX 086-428-0946	
なないろ	倉敷市栗坂12-2	☎ 086-486-1705/FAX 086-463-2204	
ニチイケアセンター倉敷	倉敷市東町9-10 小池ビル2階	☎ 086-435-2466/FAX 086-421-1356	
P. P. P. エスコート！	倉敷市水島相生町16-6	☎ 086-441-0034/FAX 086-441-0344	視覚を除く
ヘルパーステーションきずな	倉敷市浜ノ茶屋2-4-3	☎ 086-430-3001/FAX 086-430-3003	
ヘルパーステーション花菜	倉敷市日ノ出町2-2-47	☎ 086-421-3580/FAX 086-421-9690	
ヘルパーステーションモアスマ	倉敷市西阿知387-5 2階	☎ 086-441-3097/FAX 086-441-3098	
ヘルパーステーション我が家	倉敷市西富井654-6	☎ 086-441-0028/FAX 086-441-1128	視覚を除く
ヒトノワ	都窪郡早島町早島3365-2	☎ 086-441-7804/FAX 086-441-6769	
ヘルパーステーション ビタミンⅡ	総社市下林1287-1	☎ 0866-90-0907/FAX 0866-90-0906	視覚を除く
ケアステーション ウィズ	赤磐市穂崎888-4	☎ 086-229-9300/FAX 086-229-9301	
サンキ・ウエルビィ介護センター山陽	赤磐市下市436-3	☎ 086-956-1451/FAX 086-956-1452	
玉野ホームヘルプステーション社協	玉野市築港 4-25-10	☎ 0863-31-7723/FAX 0863-32-4499	
(NPO)手毬の里 虹	玉野市迫間403-2	☎ 0863-71-1365/FAX 0863-71-1390	視覚を除く
まごころサービス倉敷	玉野市田井3-12-18	☎ 0863-31-6640/FAX 0863-31-5110	
ルネサンス	玉野市八浜町八浜1330-20	☎ 0863-51-3721/FAX 0863-51-3722	
サンキ・ウエルビィ介護センター笠岡	笠岡市十一番町1-20	☎ 0865-69-0530/FAX 0865-69-0531	
サポートセンター藤	和気郡和気町藤野1025-2	☎/FAX 0869-92-1051	視覚を除く
ホームヘルプサービス もみじの里	和気郡和気町尺所31-4	☎ 0869-93-2556/FAX 0869-92-4677	視覚を除く
ヘルパーステーションスマイルせとうち	瀬戸内市長船町長船土師147-1	☎ 0869-24-8881/FAX 0869-24-8880	
善通寺市社会福祉協議会	香川県善通寺市文京町2-1-4	☎ 0877-63-6310/FAX 0877-63-4482	
セントケア柏	千葉県柏市4-6-12 渋谷ビル201号	☎ 04-7162-2943/FAX 04-7162-2941	

日中一時支援 【窓口】 身体障害・知的障害・児童・・・各福祉事務所，各支所 精神障害・難病患者等・・・各保健センター，御津・建部分室，保健所健康づくり課

家族の就労支援と介護者の一時的な休息を提供します。

【対 象 者】 就労支援（タイムケア）・・・介護者が就労している就学中の障害児
一時的休息（レスパイト）・・・就労支援（タイムケア）の支給決定を受けていない介護保険の対象にならない
障害者（児）

【利 用 料】	利用時間	利用者負担	医療機関の場合	送迎加算(送迎サービスを有する事業所の場合) 利用者負担金・・・(片道) 50円
	1時間以上	200円	400円	
	以後30分増すごとに	(加算) 25円	(加算) 100円	

※生活保護・低所得世帯は無料

【利用上限】 就労支援（タイムケア）・・・1月あたり 23日 一時的休息（レスパイト）・・・1月あたり 8日

日中一時支援事業所名簿

(令和7年4月1日現在)

事業所名	所在地	連絡先	定員	レスパイト	者の利用	タイムケア
愛育寮	北区祇園 866	☎ 275-4644／FAX 275-5645	3	○		
あいりんご3	北区撫川 353-2	☎ 362-7192／FAX 362-7193	9	○		○
あいりんごS	北区中井町 1-1-12	☎ 230-1822／FAX 230-1823	8	○	○	○
アクティブスペースみらい辰巳店	北区辰巳 2-104	☎ 245-2626／FAX 250-4288	10	○		○
旭川学園	北区祇園 866	☎ 275-4647／FAX 275-6249	3	○		○
旭川児童院	北区祇園 866	☎ 275-4518／FAX 275-9323	6	○		○
旭川療育園	北区祇園 866	☎ 275-4518／FAX 275-9323	2	○		○
あそび王国 野田本部事業所	北区野田 3-6-7	☎ 236-6696／FAX 236-6697	8	○		○
いづみ寮	北区中原 664-1 先	☎ 275-1816／FAX 275-5646	2	○	○	
エスポアール・スター	北区福谷 53	☎ 284-8090／FAX 284-8006	7	○	○	○
エスポアール・セルブ	北区福谷 53	☎ 284-8004／FAX 284-8006	5	○	○	○
エスポアール・セルブ（北ふれあい）	北区谷万成 2-6-33 北ふれあいセンター内	☎／FAX 252-0723	2	○		
オハナ	北区弓之町 8-19	☎ 289-6316	15	○		○
かえで寮	北区平田 407	☎ 805-3802／FAX 805-3803	3	○	○	
ガジュマル	北区庭瀬 2-1-202	☎ 728-5811	7	○	○	○
草のアンテナ	北区田中 150-101	☎／FAX 259-2027	8	○		○
しん	北区北方 1-10-5	☎／FAX 953-4240	9	○		○
ステップハウスわ！	北区表町 1-4-64 上之町ビル 4 階	☎／FAX 222-8686	10	○		○
竜ノ口寮	北区祇園 866	☎ 275-3216／FAX 275-5641	2	○		
地域サポートセンター仲よし	北区広瀬町 10-9	☎ 223-1181／FAX 223-1182	20	○	○	
知的障害児施設ももぞの学園	北区粟井 2789	☎ 299-0622／FAX 299-0618	2	○		○
デイサービスいちばん星	北区旭町 94	☎ 070-9221-0513	6	○	○	○
デイサービスセンターハッピークラブ	北区撫川 440-1	☎ 903-3001／FAX 903-3002	5	○	○	○
デイサービスもみの木	北区足守 2389	☎ 230-7120／FAX 230-7121	10	○		○
トムソーヤ	北区上中野 2-4-5	☎ 243-6671／FAX 243-6681	5	○		○
日中一時支援 あねら	北区津島福居 2-4-38-2	☎／FAX 250-7010	6	○	○	○
日中一時支援 晴れる家	北区鹿田本町 7-24 ガザハビル 2F	☎／FAX 206-5587	10	○	○	○
日中一時支援 ひかり	北区田中 182-101	☎／FAX 239-8669	10	○		○
ねこの手みつきらめき	北区御津河内 934	☎／FAX 724-4232	10	○		○
パステル 田中事業所	北区田中 129-104	☎ 239-5656／FAX 239-3222	7	○		○
パステル 庭瀬事業所	北区平野 502-1	☎ 236-6868／FAX 236-6969	14	○		○
パステル 御南事業所	北区今保 240-6	☎ 230-6767／FAX 230-6868	6	○		○
晴る日 大安寺	北区大安寺南町一丁目 4-13	☎ 239-7688／FAX 239-7689	10	○	○	○
びーふらっと	北区今 6-14-20 プレハブⅡ 301 号室	☎／FAX 244-2423	6	○		○
梟	北区蕃山町 5-3	☎ 080-3053-0051	10	○		○
ぱらすワン大元	北区大元上町 10-28 メゾン旭	☎／FAX 243-4474	10	○		○
(NPO) まきば作業所	北区玉柏 277（梶原乳業内）	☎ 229-2911／FAX 229-1877	2			○
御津なかよし作業所	北区御津中泉 276	☎／FAX 724-3216	1			○
みのりの木	北区田中 613-2 ラフォーレ武番館 101	☎ 090-9966-4999	5	○	○	○
YAMARIBA	北区御津伊田 2379	☎ 080-7697-7112／FAX 230-3548	9	○	○	○
YORUTOKO	北区中井町 2-4-8	☎ 737-4093／FAX 941-7318	9	○	○	○

事業所名	所在地	連絡先	定員	レスパイト	者の利用	タイムケア
やわらぎば	北区大供表町 13-22	☎ 737-4549	4	○	○	
わかば寮	北区平田 407	☎ 805-3804／FAX 805-3808	2	○	○	
わくわくワーク	北区一宮 339-6	☎ 286-0951／FAX 284-9364	5	○	○	
あおぞら	中区倉田 264-13	☎ 200-1212／FAX 200-1218	15	○	○	○
あおぞら元気クラブ	中区倉田 264-13	☎ 200-1212／FAX 200-1218	10	○		○
ウィルケアみよし	中区海吉 1441-1	☎ 238-6360／FAX 238-6365	10	○		○
エスポアール・クワノ	中区桑野 525-126	☎ 274-6677／FAX 274-6663	5	○	○	○
おひさま 高島事業所	中区国府市場 1-6	☎ 275-8588／FAX 275-8881	4	○		○
キッズハウス いちご	中区平井 4-15-12	☎ 276-8550／FAX 276-8567	20	○		○
キッズハウスいちご しぜん	中区平井 6-17-27	☎／FAX 230-5910	8	○		○
さくらんぼ	中区新京橋 3-4-25	☎ 941-7312／FAX 897-0574	4	○	○	○
日中一時支援 あるてみす	中区中島 306-1 CASA NARITOM0102	☎ 090-4104-5670	10	○		○
日中一時支援事業所 という	中区江崎 31-3	☎ 230-1992／FAX 237-0845	11	○		○
日中一時支援チル ² ポッセ	中区平井 6-10-28	☎／FAX 289-5793	9	○	○	○
(NPO) 土田の里	中区土田 943-2	☎／FAX 279-5347	30	○	○	○
ドリームエイム	中区中島 128-4	☎ 230-2022／FAX 230-2023	5	○		○
日中一時支援 晴れる家 高島事業所	中区清水 2-534-2	☎ 207-6008／FAX 207-6011	29	○		○
日中一時支援ひゅうまん	中区赤坂南新町 6-1	☎ 272-0625／FAX 272-5751	1	○		
晴れバレキッズ高島	中区高島新屋敷 510-4	☎ 206-1221／FAX 206-1201	5	○		○
リハスタイル ぐんぐん	中区長岡 25-3	☎ 279-3306／FAX 279-3309	7	○		○
りゅうそう放課後ラボ	中区乙多見 101-6	☎／FAX 279-0970	10	○	○	○
あいりんご城	中区円山 216-168	☎ 201-0892／FAX 201-0893	15	○	○	○
あいりんご2	東区金岡東町 2-15-28	☎ 230-3610／FAX 230-3611	11	○		○
あいりんご5	東区南古都 400	☎ 206-1152／FAX 206-1153	8	○		○
あおぞら やまびこ教室	東区君津 1406	☎ 200-1212／FAX 200-1218	5	○		○
サニーウイング平島	東区東平島 1375-3	☎ 230-2666／FAX 230-2521	10	○	○	○
サニーキャンパス平島	東区東平島 1373-1	☎ 230-2520／FAX 230-2521	10	○	○	○
サニーフレンズ平島	東区東平島 1388-1	☎ 230-3512／FAX 230-0116	6	○	○	○
三世庵	東区瀬戸町南方 205-4	☎ 953-9155／FAX 953-9156	5	○	○	○
閑谷ワークセンター・せと	東区瀬戸町肩脊 43	☎ 952-2271／FAX 952-2298	10	○	○	○
(福)大樹の会	東区正儀 5089	☎ 946-9550／FAX 946-9551	7	○	○	○
あいりんご	南区福吉町 3-27	☎ 239-7192／FAX 239-7392	20	○	○	○
泉の園日中一時支援事業所	南区浦安本町 190	☎ 264-2882／FAX 264-2998	2	○		○
キッズファミリー あそぼ	南区妹尾 2468-7	☎／FAX 282-3996	10	○	○	○
こどもの部屋 きらり	南区豊成 3-23-23	☎ 265-7555／FAX 265-7566	5	○	○	○
デイサポート Lau	南区西紅陽台 2-58-418	☎ 236-8367／FAX 236-8368	6	○		○
スマイルキッズ	南区新保 708-17 うちだビル1 階	☎ 238-2150／FAX 238-2151	15	○		○
ちゃれんじ	南区平福 1-11-1 山名ビル 2 階	☎／FAX 221-5356	4	○		○
にこにこぴーす	南区西市 319-1	☎ 080-6307-5381	10	○	○	○
日中一時支援事業所 ホウメイ	南区当新田 379-18	☎ 250-9230／FAX 250-9231	6	○	○	○
日中一時支援事業所 りんどう	南区南輝 1-11-38	☎ 230-7851／FAX 230-7852	8	○		○
日中一時支援 うえまつ	南区植松 312-6	☎ 486-3640／FAX 486-3644	15	○		○
日中一時支援 スノーホース	南区福富西 3-8-40	☎ 259-3361／FAX 259-3362	4	○		○

事業所名	所在地	連絡先	定員	レスパイト	者の利用	タイムケア
日中一時支援 チル２ポッセ.K	南区郡 2980-98	☎/FAX 283-3018	9	○	○	○
日中一時支援 ひよっこ	南区松浜町 12-19	☎/FAX 250-2558	9	○		○
晴る日	南区万倍 16-15	☎ 259-5745/FAX 259-5746	15	○		○
晴る日 藤田	南区藤田 724-16	☎ 080-2947-0809/FAX 050-3588-7145	10	○	○	○
ひまわりケアステーション	南区藤田 564-134	☎ 296-0170	22	○	○	○
訪問介護 はなはな	南区新保 654-13	☎ 250-5506/FAX 250-5507	5	○	○	○
みどり	南区芳泉 4-4-33	☎/FAX 265-3610	3	○		○
めろでい	南区芳泉 2-9-2	☎ 242-0130/FAX 242-0134	4	○		○
特定非営利活動法人 なゆか	浅口市鴨方町本庄 632-1	☎/FAX 0865-54-0555	15	○	○	
王慈療護園	倉敷市児島下の町 2-12-24	☎ 086-474-9911/FAX 086-474-8811	8	○	○	○
カラフル	倉敷市中庄 1091	☎/FAX 086-441-3412	5	○		○
楽修空間 せるふいっしゅ	倉敷市茶屋町 1628-14	☎/FAX 086-429-0500	10	○		○
くらيف	倉敷市青江 850-1	☎/FAX 086-441-4765	5	○		○
これから	倉敷市徳芳 501-1	☎ 086-462-5100/FAX 086-462-5116	5	○		
すまいる倉敷	倉敷市安江 379-6	☎/FAX 086-423-1215	9	○		○
住倉学園	倉敷市玉島服部 3788-1	☎ 086-525-2522/FAX 086-525-2411	5	○	○	○
瀬戸内学園	倉敷市連島町矢柄 6092	☎ 086-448-1811/FAX 086-448-1812	8	○		○
日中一時支援事業所 そらふね	倉敷市茶屋町 167-6	☎/FAX 086-454-8336	15	○		○
ティータイムまろん	倉敷市四十瀬 123-3	☎ 086-486-3385	10	○		○
デイサービスセンターさち	倉敷市亀島 1-24-17	☎ 086-444-1162/FAX 086-444-1175	5	○		○
日中一時支援事業所 くろーばー	倉敷市広江 5-2-6	☎ 086-206-2268/FAX 086-206-2368	10	○	○	○
P. P. P. BBチャレンジャー!	倉敷市福田町福田 2122-1	☎ 086-476-8581	15	○		○
P. P. P. BBフリーダム!	倉敷市福田町福田 2122-1	☎ 086-476-8582	5	○		○
P. P. P. プラットフォーム!児島	倉敷市林 1138	☎ 086-485-5775	5	○	○	○
ワークハウス くるみ	倉敷市山地 1977	☎/FAX 086-463-3556	8	○		○
チャーム	倉敷市児島元浜町 2765	☎ 080-6347-0039	15	○	○	○
サポートセンター かがやき	総社市小寺 958	☎ 0866-94-3500/FAX 0866-94-3501	20		○	○
吉備路学園	総社市小寺 1553-1	☎ 0866-92-6580/FAX 0866-92-6612	4	○	○	
地域活動支援センターアラジンⅡ	総社市下林 1287-1	☎ 0866-90-0907/FAX 0866-90-0906	5	○	○	○
日中一時支援事業所にこここハウスであい	総社市上林 107	☎/FAX 0866-93-2288	15	○	○	○
わくわくハンド・ベル	総社市真壁 399	☎ 0866-94-9091/FAX 0866-94-9092	5	○	○	○
放課後等デイサービスことり	瀬戸内市邑久町山田庄 873-1	☎ 0869-24-8170/FAX 0869-24-8171	5	○	○	○
Mikatana	瀬戸内市牛窓町牛窓 3274	☎/FAX 086-924-8091	15	○		○
なついろGRIT	赤磐市山陽 3-2-9	☎ 086-958-5443/FAX 086-958-5447	10	○		○
和みの郷やがみLLC	赤磐市弥上 625	☎/FAX 086-995-1795	10	○	○	○
森の365日	赤磐市岩田 627	☎ 090-4143-0802/FAX 086-956-2359	10	○	○	○
多機能型事業所 あかつき	玉野市胸上 725	☎ 0863-41-3228/FAX 0863-41-2663	5	○	○	○
地域活動支援センターこだま	玉野市木目 1280-1	☎ 0863-71-0110/FAX 0863-71-3516	10	○	○	○
日中一時支援事業所 地域サポートおひさま	玉野市宇野 7-16-17	☎ 0863-33-6701/FAX 0863-33-2522	7	○		○
あいりんご6	都窪郡早島町早島 4116-64	☎ 086-441-0636/FAX 086-441-1251	8	○	○	○
(独法)国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島 4066	☎ 086-482-1121/FAX 086-482-3883	1	○		
めろでい 早島事業所	都窪郡早島町早島 229-5	☎ 086-483-0089/FAX 086-483-0189	5	○		○
閑谷デイサポート・わけ	和氣郡和氣町日笠上 72	☎ 0869-92-9250/FAX 0869-92-9230	5	○	○	

事業所名	所在地	連絡先	定員	レスパイト	者の利用	タイムケア
藤工房	和気郡和気町藤野 1025-2	☎ 0869-93-3898 / FAX 0869-93-3893	7	○	○	○
そらのいろ	高梁市伊賀町 8	☎ / FAX 0866-22-3611	15	○	○	○
いんべ通園センター	備前市伊部 974-12	☎ 0869-63-6001 / FAX 0869-63-6002	2	○	○	○
つむぎ吉備中央	加賀郡吉備中央町田土 3109-3	☎ 0866-54-0003	10	○		○

*網掛けの部分は、医療機関です。

福祉ホーム [窓口]身体障害・知的障害…各福祉事務所、各支所 精神障害・難病患者等…各保健センター、御津・建部分室、保健所健康づくり課

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者に対して、低額な料金で居室その他の設備利用や日常生活に必要な便宜を提供します。

【対象者】 居宅において生活することが困難であり、かつ、常時の介護・入院加療を必要とする状態にない障害者

【利用料】 1月につき 4,500円（※生活保護・低所得世帯は無料） ※その他食材料費等の実費負担あり

福祉ホーム事業所名簿 （令和7年4月1日現在）

事業所名	所在地	連絡先
広瀬町仲よし	北区広瀬町10-9	☎ 223-1181 / FAX 223-1182
吉備の里 希望	加賀郡吉備中央町上野2320-10	☎ 0866-56-8219 / FAX 0866-56-8224

訪問入浴サービス [窓口]各福祉事務所、各支所

居宅において入浴が困難な寝たきりの状態にある重度の身体障害者の居宅に訪問入浴車を派遣し、簡易浴槽等を用いて入浴の機会を提供することにより、その健康保持と保健衛生の向上を図ります。

【対象者】 寝たきりの状態にある重度の身体障害者（児）で、訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難な者。介護保険の対象者は除く。

【利用料】 全身浴 1回 1,260円

清拭 1回 880円（入浴当日に健康上の問題が生じた場合で、清拭を行うことが可能かつ必要な場合に限る。）

（※生活保護・低所得世帯は無料）

【利用上限】 月10回（原則1週間につき2回）

訪問入浴サービス事業所名簿 （令和7年4月1日現在）

事業所名	所在地	連絡先
アサヒサソクリーン在宅介護センター岡山	北区平野535番地の1 アーデン平野1階	☎ 050-3317-7688 / FAX 293-1602
アサヒサソクリーン在宅介護センター岡山東	東区西大寺上1-4-5 セジュールPART2 101号室	☎ 050-3508-3575 / FAX 230-5177
あうる訪問入浴サービス	東区松新町71番地1 内田ビル105	☎ 201-0026 / FAX 201-0640
セントケア岡山南	南区三浜町1-1-20 コンフォールミナ1F北端	☎ 264-1721 / FAX 264-1671
訪問入浴はあと	南区福富西1-13-21	☎ 262-3278 / FAX 959-4612

中途視覚障害者等生活訓練

〔窓口〕（福）岡山県視覚障害者協会 地域生活支援事業所みちしるべ

中途視覚障害者等の方へ、白杖歩行訓練やパソコン等の操作等、日常生活や社会生活に必要な訓練を実施します。

〔対象者〕 市内に居住している中途視覚障害者等で身体障害者手帳を所持し、訓練の必要な方

〔訓練内容〕

- （1）安全な移動方法、洗面・歯磨き・トイレの使い方等の身の回りの整容動作、整理整頓、食事、お茶入れ等、自宅等での日常生活に係る基本動作についての訓練
- （2）調理、掃除、洗濯等、家庭生活に必要な動作についての訓練
- （3）白杖歩行、電話・携帯電話・パソコン等の操作、買い物、外出、外食等、社会生活に必要な動作についての訓練

〔申込先〕 地域生活支援事業所みちしるべ（北区西古松268-1 岡山県視覚障害者センター内） ☎ 250-9912

重度障害者等就労支援

〔窓口〕身体障害・知的障害・・・各福祉事務所、各支所
精神障害・難病患者等・・・保健所健康づくり課

重度障害者等に対する就労支援として、通勤支援や職場等における支援を実施することにより、重度障害者等の就労の機会を拡大し、社会参加の促進を図ります。

〔対象者〕 岡山市から重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている者であって、民間企業に雇用される者又は自営業者。

〔利用料〕 1割負担（月額上限9,300円）（※生活保護・低所得世帯は無料）

③ 障害児支援

障害児通所支援

〔窓口〕 各福祉事務所、各支所

サービス体系	提供サービスの概要	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練を行う	主に就学前の障害児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う	肢体不自由があり，理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し，児童発達支援を行う	重度の障害の状態にあり，児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休業日において，生活能力の向上のため必要な訓練，社会との交流の促進を行う	就学している障害児
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し，当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う	保育所等に通う障害児で当該施設を訪問し専門的な支援が必要と認められた障害児

障害児入所支援

〔窓口〕 こども総合相談所

サービス体系	提供サービスの概要	対象者
福祉型障害児入所施設	保護，日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与	身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）のある児童
医療型障害児入所施設	保護，日常生活の指導，独立自活に必要な知識技能の付与及び治療	入所する児童のうち知的障害児，肢体不自由児，重症心身障害児

障害児相談支援

〔窓口〕 各福祉事務所、各支所

サービス体系	提供サービスの概要	対象者
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する障害児の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ，最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し，サービス等利用計画を作成する	障害児通所支援の利用者（利用予定を含む）

※「指定事業者名簿」については，41～43ページ参照。

サービス利用・手続きの流れ

① 障害児（通所・入所）支援の利用申請

窓口にて備えてある利用申請書に必要事項を書いて、申し込んでください（※所得証明などが必要になる場合があります。）。

【必要なもの】 ●利用申請書 ○障害者手帳 ○印鑑
○意見書(医師によるもの)（障害者手帳がない場合）
○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し）と身元確認書類



② 申請内容の審査・支給決定

窓口はお子様の障害の状況や希望等を聞いた上で、支給決定をします。



③ 受給者証の交付

支給決定がされると、申請窓口から「受給者証」が交付されます。「受給者証」はサービスの申し込みのときに必要となります。



④ 利用の申し込みと契約

利用したい施設や事業所を選んで、サービスの利用契約を結びます。

【必要なもの】 ●契約書または重要事項説明書 ○受給者証 ○印鑑



⑤ サービスの利用

契約を結んだ施設や事業所からサービスの提供を受けます。



⑥ 利用者負担額の支払い

利用者は、サービスに係る費用の一部を施設や事業者に支払います。利用者負担額については、原則としてサービスの1割を負担することになります（※生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は無料。）。



⑦ 障害児給付費の請求

障害児通所給付費・障害児入所給付費の請求と受け取りは、施設や事業者が、利用者に代わって行います。



⑧ 障害児給付費の支給

障害福祉課は、施設や事業所からの請求を審査して、障害児通所給付費・障害児入所給付費を支払います。

利用者負担

サービスの利用量と所得（負担能力）に着目して、原則として利用したサービスの定率1割を負担していただくことになります。ただし、所得区分に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない負担上限月額が設定されています（下記参照）。

所得区分	内容
生活保護	生活保護受給世帯
低所得	市町村民税非課税の世帯
一般1	【居宅で生活する方・20歳未満の入所施設利用者に限る】 市町村民税課税世帯で、市町村民税所得割額が28万円未満のもの
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1に該当しないもの

〔利用者負担に関する配慮措置〕

	障 害 児 通 所 支 援 利 用 者	障 害 児 入 所 支 援 利 用 者	
			高額障害福祉サービス費 算定基準額
1 利 用 者 負 担 の 月 額 上 限 設 定 （ 所 得 区 分 別 ）			
生活保護	0 円	0 円	0 円
低所得			
一般 1	4, 6 0 0 円	9, 3 0 0 円	3 7, 2 0 0 円*
一般 2	3 7, 2 0 0 円	3 7, 2 0 0 円	
2 就 学 前 障 害 児 の 発 達 支 援 の 無 償 化			
次のサービスと期間に該当する場合、利用者負担額が無料になります。			
①対象となるサービス			
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設。			
②対象となる期間			
満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学までの期間。			
3 利 用 料 の 多 子 減 免			
次のいずれかに該当する場合、減免の対象となります。			
対象①・・・市町村民税所得割合算額が 77,101 円以上の世帯であって障害児通所支援を利用している小学校就学前児童と同一世帯に保育所等に通園する小学校就学前の兄弟がいる世帯			
対象②・・・市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯であって障害児通所支援を利用している小学校就学前児童と生計を一にする兄弟がいる世帯（平成28年4月より拡大）			
減免内容は、次のとおりです。			
第2子通所児童…… 1 か月の障害児通所支援利用者負担額が総費用額の5％になります。			
第3子通所児童…… 1 か月の障害児通所支援利用者負担額が無料になります。			
4 高 額 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 費 （ 世 帯 で の 所 得 区 分 別 負 担 上 限 ）			
同じ世帯の中で保護者や複数の児童でサービスを利用し、利用者負担の合計額が上記算定基準額を超えた場合、超えた分は高額障害福祉サービス費として支給されます（償還払い方式）。			
＊複数の児童でサービスを利用している場合、基準額が負担上限月額まで引き下げられる場合があります。			
5 食 費 等 実 費 の 負 担 軽 減 措 置			
入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることになりますが、低所得者に対する給付の際には、施設における費用の基準を設定し、それを基準に補足給付を行うことで、負担の軽減を図ります。			
6 生 活 保 護 へ の 移 行 防 止 の 負 担 軽 減 措 置			
上記のどの負担軽減策を使っても、定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる人については、生活保護の対象とならないようになる額まで、定率負担の月額上限を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。			

児童通所支援（児童発達支援センター）

事業所名	所在地	連絡先	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等訪問支援
旭川児童院 通園センター	北区祇園 866	☎ 275-1951/FAX 275-1640	○	○	○
岡山かなりや学園	北区西古松 321-102	☎ 241-1415/FAX 241-3017	○		○
児童発達支援センター まな星	北区伊島町 2-1-32	☎ 214-0553/FAX 214-0660	○		○
みどり学園	北区中原 664-1 先	☎ 275-2119/FAX 275-9882	○		○
わかくさ学園いちご	北区平田 407	☎ 805-3822/FAX 805-3807	○	○	○
P. P. Pヒマワリ！児島	倉敷市児島味野 1-15-1	☎ 086-441-5515/FAX 086-441-5516	○		○
児童発達支援センター 倉敷学園	倉敷市栗坂 8	☎ 086-464-0012/FAX 086-464-0014	○		○
児童発達支援センター クムレ	倉敷市水島北幸町 2-4	☎ 086-441-7373/FAX 086-441-7374	○		○
児童発達支援センターめやすばこ	倉敷市西阿知町 988-3	☎/FAX 086-441-3416	○		○
玉島児童発達支援センター	倉敷市玉島八島 1436-1	☎ 086-522-0033/FAX 086-522-9000	○		○
児童発達支援センター さんぼるて	倉敷市鶴の浦 2-55-338	☎ 086-436-6922/FAX 086-436-6923	○	○	○
玉野市児童発達支援センター	玉野市用吉 1186-1	☎ 0863-71-0600/FAX 0863-71-0900	○	○	○
児童発達支援センターキッズみのり	津山市二宮 918	☎ 0868-28-3413/FAX 0868-28-0502	○		
子ども療育センター 笠岡学園	笠岡市金浦 746	☎ 0865-66-0844/FAX 0865-66-3451	○		
総社市立総社はばたき園	総社市小寺 365	☎/FAX 0866-92-2384	○		○
児童発達支援センターひよこ	瀬戸内市邑久町山田庄 873-1	☎ 0869-24-8170/FAX 0869-24-8171	○		○
児童発達支援センター くるーる	高梁市高倉町大瀬八長 1656-1	☎ 0866-56-3946/FAX 0866-56-3953	○	○	○
あかいわ児童発達支援センター	赤磐市桜が丘西 10-2-16	☎ 086-958-5571/FAX 086-958-5572	○	○	○
(独法)国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島 4066	☎ 086-482-1121/FAX 086-482-3883	○	○	

※ 網掛けの施設は指定発達支援医療機関として、「児童発達支援」のサービスを提供しています。

児童通所支援（児童発達支援センター以外）

事業所名	所在地	連絡先	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
あいぐらんアップ 大元教室	北区新屋敷町 3-5-21	☎ 259-4640/FAX 259-4641	○			
あいぐらんアップ 柳川筋教室	北区磨屋町 10-8	☎ 230-0975/FAX 230-0976	○			
あかね	北区岡町 16-9	☎/FAX 280-5468		○		
アクティブスペースみらい辰巳店	北区辰巳 2-104	☎ 245-2626/FAX 245-2625		○		
あそび王国 今事業所	北区今 2-18-15	☎/FAX 236-8036		○		
あそび王国 野田本部事業所	北区野田 3-6-7	☎ 239-0107/FAX 239-0117	○			
あそび王国 野田本部事業所	北区野田 3-6-7	☎ 236-6696/FAX 236-6697		○		

事業所名	所在地	連絡先	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
雨上がりの夜空に	北区今 2-3-18	☎/FAX 250-7367	○	○		
インクルーシブ教室 白ゆり	北区辛川市場 321-3	☎ 238-1110/FAX259-1001	○	○	○	
ウエルはにーばん	北区東島田町 2-7-10	☎ 230-3100/FAX 230-3108	○	○		
運動学習特化型児童発達支援・放課後等 デイサービスアルペン清和 大元上町教室	北区大元上町 11-17	☎ 250-3015/FAX 813-0225	○	○	○	
おうちだ	北区撫川 848	☎ 238-1804/FAX 903-1115	○	○	○	
岡山白ゆり発達支援センター	北区辛川市場 317-3	☎ 284-8121/FAX250-3351	○	○	○	
おひさま岡山ドーム前事業所	北区今 1-10-32	☎ 246-0808/FAX 246-0809		○		
おひさま K i d s	北区田中 164-114	☎ 244-6789/FAX 244-6799	○			
おれんじ村	北区奉還町 1-5-2	☎ 090-7133-7708/FAX 254-7768	○	○		
カヤノコ島	北区田中 150-101	☎/FAX 201-0109		○		
K I D S * F I R S T	北区弓之町 15-32	☎ 232-8700/FAX 232-8701	○	○		
きもちとことばのはぐくみ教室	北区厚生町 2-2-14 サンハイム厚生町 206	☎/FAX 224-6012	○		○	○
きゃんでい	北区平田 110-113	☎ 250-6056	○			
G L A D	北区番町 2-6-1 番町アパート 2 階	☎/FAX 230-1296	○	○		
こどもサポート教室「きらり」岡山平田校	北区平田 113-106	☎/FAX 728-5525	○	○		
こどもサポート教室「きらり」備前三門校	北区下伊福上町 15-20	☎/FAX 230-7533	○	○		
こども発達支援センター『ばんばん』	北区天瀬 2-21 2F	☎ 238-4715/FAX 238-4719	○		○	
こども発達支援センター『ばんばんLab.』	北区田中 182-106	☎ 728-5608/FAX 728-5609	○		○	
こども発達LABO. Proリハ 東古松	北区東古松 2-2-9 うてんて 103	☎ 080-5751-3472/FAX 050-3852-1940	○	○		
こども発達LABO. Proリハ 牟佐	北区牟佐 898-1	☎ 238-6212/FAX 238-6214	○	○		
COMPASSアクセス	北区高松 131-15	☎ 905-0228/FAX 905-0229	○	○	○	
COMPASS発達支援センター岡山	北区東古松 3-4-14	☎ 222-0178/FAX 206-3637	○			
COMPASS発達支援センター岡山	北区東古松 3-4-14	☎ 226-3388/FAX 206-3637		○	○	
サンクルール今事業所	北区今 8-6-14	☎ 246-7016/FAX 246-5763		○		
児童多機能型事業所 プラス・スタイル	北区奉還町 4-3-10	☎ 259-4670/FAX 259-4671	○	○		
児童デイサービス 『ももっこ』	北区白石西新町 6-108	☎ 250-5430/FAX 250-5431	○	○		
児童発達支援事業所ドルフィン庭瀬	北区平野 716-2 平野木下ビル 2 階	☎ 259-2235/FAX 259-2253	○			
児童発達支援事業所 POSTN	北区伊島町 1-9-42	☎/FAX 230-6342	○			
児童発達支援・放課後等デイサービス and	北区野田 1-14-30	☎ 236-9025/FAX 236-9035	○	○		
児童発達支援ゆめ	北区白石 547-1	☎ 250-8280/FAX 250-7634	○	○		
すくすく yell	北区平田 102-108	☎ 244-2525/FAX 244-2526	○	○		
すくすく塾 大元	北区大元 2-1-18	☎ 250-1463/FAX 250-1464	○	○		
すたさぼ	北区番町 1-14-34	☎ 232-8808/FAX 232-8807	○	○		
聖さくら学院 コメットアカデミー	北区今 3-16-19	☎ 250-5557/FAX 250-5571	○	○	○	
多機能型事業所 あいりすけ	北区中井町 1-1-12	☎ 230-1822/FAX 230-1823	○	○		
多機能型事業所 きら星	北区伊福町 1-14-11	☎ 214-2828/FAX 214-2829		○		
多機能型事業所 土田の里 下中野	北区下中野 707-105	☎/FAX 239-1084	○	○		
ダブルレインボー	北区下伊福上町 16-7	☎ 363-1130/FAX 363-1131		○		

事業所名	所在地	連絡先	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
つぼみ	北区原 1058-1	☎ 230-2737 / FAX 230-2659		○		
でいさーびす あいりんご3	北区撫川 353-2	☎ 362-7192 / FAX 362-7193	○	○		
デイサービスもみの木	北区足守 2389	☎ 230-7120 / FAX 230-7121	○	○		
てらびあぼけっと 岡山中仙道教室	北区田中 124-107	☎ 259-2127 / FAX 259-2128	○			
TOIROAD+岡山校	北区富田町 1-9-17 富田町共同ビル 101	☎ 231-5050 / FAX 231-5051		○	○	
DOSUCOI	北区岩井 2-9-17	☎ 080-2925-4198 / FAX 244-0684	○	○		
トムソーヤ 大元教室	北区上中野 2-4-5	☎ 250-1638 / FAX 250-1639	○	○		
トムソーヤ 十日市教室	北区十日市西町 6-8	☎ 070-3189-1577 / FAX 363-1199	○	○		
トムソーヤ 野田教室	北区野田 3-18-40 丸山ビル 1F	☎ 363-1144 / FAX 363-1199		○		
nico 新屋敷	北区新屋敷町 2-8-23 新屋敷町 2 丁目事務所 101 号室	☎ 259-2321 / FAX 259-2322	○		○	
にこまる	北区一宮 154-3	☎ 284-8880 / FAX 284-8881	○	○		
ネクスト晴る日	北区大安寺南町 1-4-13	☎ 898-2900 / FAX 898-2907		○		
パステル田中事業所	北区田中 129-104	☎ 239-5656 / FAX 239-3222		○		
パステル庭瀬事業所	北区平野 502-1	☎ 236-6868 / FAX 236-6969		○		
パステル御南事業所	北区今保 240-6	☎ 230-6767 / FAX 230-6868		○		
ハック	北区新屋敷町 3-19-26	☎ 080-7183-4646 / FAX 250-1639		○		
発達サポートスペース オット	北区庭瀬 498-2	☎ 239-7739 / FAX 239-7740	○	○		
発達サポートスペース オット いま	北区今 3-1-45	☎ 236-6877 / FAX 236-6878	○	○		
発達サポートスペース オット つしま	北区津島東 4-19-27	☎ 259-1620 / FAX 259-1621	○	○		
発達支援事業ハロウU	北区門前 395-6	☎ 080-3874-0086 / FAX 0866-92-0086		○		
HAPPY SMILE 2nd	北区撫川 1187-16	☎ / FAX 250-4220	○	○		
晴る日 高柳事業所	北区高柳西町 9-3	☎ 239-7688 / FAX 239-7689	○	○		
晴る日 西崎事業所	北区西崎 2-1-8	☎ 363-1333 / FAX 363-1334	○	○		
ばんばん Plug.	北区今 8-14-13 バスグロビル 2 階 B	☎ 236-9337 / FAX 236-9338		○		
びーふらっと	北区今 6-14-20 プロキシオンⅡ 1F 西号室	☎ 244-2423 / FAX 259-4459	○	○		
ひらた旭川荘通園センター	北区平田 407	☎ 805-3810 / FAX 805-3801	○	○		
ぷらすワン大元	北区大元上町 10-28 メゾン旭 101	☎ / FAX 243-4474	○	○		
ふる一つ村	北区奉還町 1-2-12	☎ / FAX 254-7768	○	○		
放課後等デイサービス ウイズ・ユー西古松	北区西古松 232-101 1F 西テナント	☎ 239-8261 / FAX 239-8262	○	○		
放課後等デイサービス campus	北区北方 3-6-20 YS ハイッツ北方 2 階	☎ 230-2277 / FAX 230-2288		○		
放課後等デイサービス しん	北区北方 1-10-5	☎ / FAX 953-4240		○		
星とたんぼぼ	北区奥田南町 4-59	☎ 236-8808 / FAX 236-8809	○			
bon Jr.	北問屋町 26-104 2F	☎ 250-1215 / FAX 250-1216		○		
まなてい	北区岡南町 2-1-5 3 階	☎ 226-4000 / FAX 899-9050	○	○		
みのりの木	北区田中 613-2 ラフォーレ式番館 101 号室	☎ 090-9966-4999 / FAX 050-3488-8644	○	○		
めろん島	北区奉還町 1-2-13	☎ 090-4658-7738 / FAX 254-7768	○		○	
もりもりめろん広場	北区東花尻 396-1	☎ 080-1916-8215 / FAX 293-7758	○	○	○	
YAMARIBA	北区御津伊田 2379	☎ 080-7697-7112 / FAX 230-3548	○	○		
YORUTOKO	北区中井町 2-4-8	☎ / FAX 230-3547	○	○		
療育センターももっこ	北区下足守 1627-1	☎ 295-2017 / FAX 295-2012	○	○		

事業所名	所在地	連絡先	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
ワルツ	北区富町 1-2-4	☎ 250-6450 / FAX 250-6452	○	○		
あおぞら	中区倉田 264-13	☎ 200-1212 / FAX 200-1218		○		
いちごプラス	中区平井 4-15-12	☎ 276-8550 / FAX 276-8567		○		
インクルすくうる	中区赤坂南新町 7-9	☎ 272-0625 / FAX 272-5751	○	○		
ウィルケアたかや	中区高島 183-1	☎ 238-6863 / FAX 238-6858		○		
ウィルケアひらい	中区湊 120-4	☎ 238-3820 / FAX 238-3821		○		
ウィルケアみよし	中区海吉 1441-1	☎ 238-6360 / FAX 238-6365		○		
おひさま 高島事業所	中区国府市場 1-6	☎ 275-8588 / FAX 275-8881	○	○		
おひさま 八幡事業所	中区高島新屋敷 381-4	☎ 206-2766 / FAX 206-2767		○		
キッズハウスいちご アトリエ	中区平井 1-1-13	☎ 230-3317 / FAX 276-8567		○		
キッズハウスいちご おしごと	中区平井 4-13-29	☎ 238-5188 / FAX 276-8550		○		
キッズハウスいちご こどもベヤ	中区平井 4-6-44	☎ 230-0270 / FAX 276-8567	○	○		
キッズハウスいちご しぜん	中区平井 6-17-27	☎ / FAX 230-5910		○		
こどもサポート教室「きらり」岡山高島校	中区清水 495-3	☎ / FAX 206-6833	○	○		
こどもサポート教室「きらり」岡山円山校	中区円山 70	☎ / FAX 200-2501	○	○		
こどもみらい光	中区高島 480-5	☎ / FAX 090-8609-3715	○	○	○	
3 B A S E 幡多スタジオ	中区赤田 14-2	☎ / FAX 206-4910		○		
多機能型事業所ひかり 操明	中区藤崎 709-5	☎ 206-2571 / FAX 206-2527	○	○		
(NP0)土田の里	中区土田 943-2	☎ / FAX 279-5347	○	○		
土田の里チャイルドストライプ	中区さい東町 1-14-28 林ツグマンション1F	☎ / FAX 897-2383	○	○		
でいさーびす あいりんご城	中区円山 216-168	☎ 201-0892 / FAX 201-0893	○	○		
とくのば	中区原尾島 3-9-18 原尾島コーポ 1階・2階	☎ 737-4093 / FAX 941-7318	○	○		
晴る日 円山事業所	中区円山 90-9	☎ 201-7098 / FAX 201-7898	○			
晴る日 海吉事業所	中区海吉 1822-1	☎ 230-2188 / FAX 230-2189	○	○		
晴れバレキッズ今在家	中区今在家 11-10	☎ 080-3055-0650 / FAX 206-5246	○	○		
晴れバレキッズ高島	中区高島新屋敷 510-4	☎ 206-1221 / FAX 206-1201	○	○		
ひまわり畑	中区藤崎 440	☎ 274-1236 / FAX 206-1249	○	○		
B L U E M O U S E	中区徳吉町 2-11-25	☎ 273-3880		○		
マルベリー旭川荘	中区桑野 715-2	☎ 274-5155 / FAX 274-5103	○			
モーネのデイ	中区湊 378-1	☎ / FAX 274-4789	○	○		
りずむ畑	中区倉田 451-3	☎ 201-1369 / FAX 201-2874	○	○		
リハスタイル ぐんぐん	中区長岡 25-3	☎ 279-3306 / FAX 279-3309	○	○		
りゅうそう放課後ラボ	中区乙多見 101-6	☎ / FAX 279-0970		○		
WAKU-WAKU pixie	中区関 461-12	☎ 230-3122 / FAX 230-3123	○			
AMK i d s あみか	東区西大寺中野 483-4	☎ 897-6270 / FAX 897-2547	○	○		
こども発達 L A B O . P r o リハ	東区瀬戸町下 585-12	☎ 952-9048 / FAX 237-6667	○	○	○	
サニーウイング平島	東区東平島 1375-3	☎ 230-2666 / FAX 230-2521		○		
サニーキャンバス平島	東区東平島 1373-1	☎ 230-2520 / FAX 230-2521		○		
サニーフィールド平島	東区東平島 1389-7	☎ 230-0115 / FAX 230-0116	○	○		
サニーフレンズ平島	東区東平島 1388-1	☎ 230-3512 / FAX 230-0116	○	○		

事業所名	所在地	連絡先	児童発達支援	放課後等 デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
サニーロード平島	東区東平島 1389-2	☎ 230-3511 / FAX 230-0116		○		
さわやか愛の家 さいだいじ館	東区西大寺南 2-10-17	☎ 944-2200 / FAX 942-0578		○		
さわやか愛の家 さいだいじ式番館	東区西大寺松崎 447-69	☎ 944-7077 / FAX 944-7078		○		
児童発達支援・放課後等デイサービス 子どもの未来を育む ねっこ	東区瀬戸町下 554-1	☎ / FAX 959-4151	○	○		
児童発達支援・放課後等デイサービス ファーストペンギン	東区西大寺中野 881-3	☎ 942-0050 / FAX 737-4804	○	○		
3 B A S E	東区中川町 290-1	☎ 737-4282 / FAX 206-5913		○		
多機能型事業所ひかり 西大寺支部	東区西大寺東 3-6-12-1	☎ 206-7733 / FAX 206-7737	○	○		
でいさーびす あいりんご2	東区金岡東町 2-15-28	☎ 230-3610 / FAX 230-3611	○	○		
でいさーびす あいりんご5	東区南古都 400	☎ 206-1152 / FAX 206-1153	○	○		
なな星	東区東平島 1595-29	☎ 050-8893-3630 / FAX 080-8893-3640	○	○		
Pana・くおーり	東区瀬戸町下 328-15 C棟	☎ 230-1419 / FAX 237-0556	○	○		
放課後等デイサービスファーストペンギンスタジアム	東区西大寺中野 875-5	☎ 944-6001 / FAX 944-6002		○		
放課後等デイサービス pono	東区西大寺松崎 157-5	☎ 230-1337 / FAX 230-1338	○	○		
放課後等デイサービス マイカ	東区東平島 1131-1	☎ 206-3124 / FAX 206-3125		○		
まんまるカチカチ	東区益野町 215	☎ 238-2500 / FAX 238-2510	○	○	○	
夢門塾ゆうゆう西大寺	東区西大寺中野 5-1	☎ 238-3392 / FAX 238-3393		○		
よつばのクローバー西大寺	東区金岡西町 387-3	☎ 206-2931 / FAX 206-2932		○		
WAKU-WAKU	東区上道北方 697-1	☎ 230-5488 / FAX 230-5499	○	○		
アートチャイルドケアSEDスクール岡山豊成	南区豊成 1-1-18	☎ 238-6330 / FAX 238-6331	○		○	
アクティブスペースみらい万倍店	南区万倍 43-1	☎ 239-6700 / FAX 243-6681	○	○		
あそび王国 南輝事業所	南区南輝 3-18-14	☎ 236-7604 / FAX 236-7605		○		
アニーの家	南区大福 667	☎ 250-1669 / FAX 250-1669	○	○	○	
OZデイおかやま	南区若葉町 7-31	☎ / FAX 728-5662	○	○		
こどもサポート教室「きらり」岡山福富校	南区福富西 3-7-40	☎ / FAX 363-1636	○	○		
児童発達支援事業所 ひかり	南区築港元町 13-25 MARUGOビル 2F	☎ 362-7440 / FAX 362-7441	○	○		
児童発達支援・放課後等デイサービス アイデア 泉田事業所	南区泉田 2-6-15 福電ビル 203	☎ / FAX 236-9399	○	○		
児童発達支援・放課後等デイサービス アイデア 豊成事業所	南区豊成 3-17-3	☎ 250-3858 / FAX 250-3859	○	○		
就職準備型放課後等デイサービス みらい万倍店	南区万倍 54-6	☎ 070-4032-1515 / FAX 243-6681		○		
ジョブトレ晴る日	南区万倍 78-4	☎ 250-9953 / FAX 250-9954		○		
すくすく塾 新保	南区新保 673-24	☎ 236-9656 / FAX 236-9657	○	○		
セカンド晴る日	南区万倍 16-5	☎ 289-6222 / FAX 050-3588-7145	○	○		
多機能型事業所りんどう	南区南輝 1-11-38	☎ 230-7851 / FAX 230-7852	○	○		
ちゃれんじ	南区平福 1-11-1 山名ビル 2F	☎ 230-6586 / FAX 230-6587	○	○		
でいさーびす あいりんご	南区福吉町 3-27	☎ 239-7192 / FAX 239-7392	○	○		
デイサービス はなはな	南区新保 654-13	☎ 250-5506 / FAX 250-5507	○	○		
デイサポート Lau	南区西紅陽台 2-58-418	☎ 236-8367 / FAX 236-8768		○		
トータルサポートえん	南区曾根 737-3	☎ / FAX 298-3034	○	○		
晴る日	南区米倉 68-6	☎ 259-5745 / FAX 259-5746		○		
晴る日 泉田事業所	南区泉田 1-8-36	☎ 227-3510 / FAX 050-3606-6877	○	○		
晴る日 当新田事業所	南区当新田 455-25	☎ 239-8930 / FAX 239-8931	○			

事業所名	所在地	連絡先	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
晴る日 豊成事業所	南区豊成 2-5-31	☎ 236-7160 / FAX 239-7161	○	○		
晴る日 藤田事業所	南区藤田 724-16	☎ 250-2089 / FAX 250-2099	○	○		
びーふらっと 福成店	南区福成 3-6-10	☎ 250-2791 / FAX 250-2792		○		
ひまわりケアステーション	南区藤田 564-145	☎ 296-0170 / FAX 296-0177	○	○		
ひよっこ	南区並木町 1-1-37	☎ / FAX 250-2558	○	○	○	
放課後等デイサービス・児童発達支援 あそぼ	南区妹尾 2468-7	☎ / FAX 282-3996	○	○		
放課後等デイサービス・児童発達支援 あそぼⅡ	南区妹尾 2407-35	☎ 090-8609-3996 / FAX 282-3996	○	○		
星とたんぽぽ いっぱずつ	南区芳泉 2-15-6	☎ 259-5805 / FAX 259-5815	○		○	
ミライク 岡山南教室	南区芳泉 4-19-14	☎ 236-9410 / FAX 236-9420		○		
めろでい	南区芳泉 2-9-2	☎ 242-0130 / FAX 242-0134		○		
ライトキッズ	南区浜野 2-8-24	☎ 080-5373-9855 / FAX 899-6209	○	○		
R a p o L a b *	南区東畦 30-13	☎ 250-6319 / FAX 236-6127		○		
わおん ふじた教室	南区藤田 2000-6-2-B101	☎ 250-7025 / FAX 250-7026	○			

障害児入所支援

施設名	所在地	連絡先
ももぞの学園	北区粟井 2789	☎ 299-0622 / FAX 299-0618
旭川学園	北区祇園 866	☎ 275-4647 / FAX 275-6249
津山ひかり学園ひかりの風	津山市川崎 1508	☎ 0868-26-7518 / FAX 0868-26-1124
旭川療育園	北区祇園 866	☎ 275-1881 / FAX 275-3800
旭川児童院	北区祇園 866	☎ 275-1951 / FAX 275-1640
(独法)国立病院機構南岡山医療センター (指定発達支援医療機関)	都窪郡早島町早島 4066	☎ 086-482-1121 / FAX 086-482-3883

※ 網掛けの施設は医療型の障害児入所支援を、その他の施設は福祉型の障害児入所支援を提供する施設です。

6. 情報・コミュニケーションの支援

手話通訳者・要約筆記者の派遣

〔申請窓口〕手話通訳者…障害福祉課（☎/FAX 803-1237, Eメール syuwahaken@city.okayama.lg.jp）
要約筆記者…岡山要約筆記クラブ（FAX 952-1336 携帯電話 080-1633-2570）

コミュニケーションの手段に主として手話又は要約筆記（ノートテイク）を用いている聴覚障害者又は音声・言語機能障害者の方に、公的機関・医療機関・教育機関等へ出向く等社会生活上通訳が必要不可欠な場合及び社会参加促進の観点から通訳が必要と認められる場合等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

それぞれの申請窓口へ、連絡先（住所・氏名・FAX番号）、派遣希望日時及び内容を明記の上、利用申請してください（※利用料は無料ですが、派遣の対象外となる場合がございますので、詳しくは申請窓口へお問い合わせください。）。

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣（岡山県の事業）

〔申請窓口〕岡山盲ろう者友の会 派遣事務所（☎ 080-1105-1694/FAX 086-227-5004）

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害があり、身体障害者手帳1・2級の重度身体障害者）の方に、移動介助、コミュニケーション支援、情報保障（病院・買物・会議などの通訳介助、代筆・代読など）のために盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。派遣を受けるためには、事前の利用登録等が必要ですので、詳しくは、申請窓口へお問い合わせください。

失語症者向け意思疎通支援者の派遣（岡山県の事業）

〔申請窓口〕倉敷平成病院 言語聴覚科（☎ 086-427-1111/FAX 086-427-1183,
Eメール heiseist@heisei.or.jp）

岡山県内に住居を有し、失語症によりコミュニケーションに不安を感じている方に、公的機関・医療機関・教育機関等へ出向く場合等に失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。（身体障害者手帳の有無は問いません。）派遣を受けるためには、事前の利用登録等が必要ですので、詳しくは、申請窓口へお問い合わせください。

点字新聞購読料の助成

〔申請窓口〕各福祉事務所、各支所

視覚障害者向けの点字新聞（点字毎日）を購読している視覚障害者に、その購読料の一部を助成します。

〔対象者〕市内に住所を有する視覚障害2級以上の身体障害者手帳を持っている方

〔助成額〕購読料の2/3（千円未満切り捨て）

〔必要なもの〕 ●点字新聞購読料助成申請書兼請求書 ○購読料支払い済領収書（新聞社発行のもの）
○申請者名義の振込口座がわかるもの

点字市政だより・声の広報の発行

〔申込先〕広報広聴課（☎ 803-1024）

市政に関する情報や話題等を視覚障害者に提供し、市政への理解を深めていただくために、点字市政だより及び声の広報（CD（デージー版））を毎月1回発行しています。

点字市議会だより・声の市議会だよりの発行

〔申込先〕議会事務局政策調査課（☎ 803-1535）

市議会の動きを知っていただくため、点字市議会だより及び声の市議会だより（テープ、CD（デージー版））を発行しています。また、声の市議会だより及び本会議のインターネット中継を岡山市議会のホームページで配信しています。

〔発行予定〕5月1日号（2月定例市議会）、7月1日号（5月臨時市議会）、8月1日号（6月定例市議会）、
12月1日号（9月定例市議会）、2月1日号（11月定例市議会）

電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある方と、きこえる方との会話を、通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で双方向につなぐ公共インフラサービスです。

24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能となります。

利用には（一財）日本財団電話リレーサービスへの利用者登録が必要です。

【問合せ先】 （一財）日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター

☎ 03-6275-0912／FAX 03-6275-0913 メール info@nftrs.or.jp

【ホームページ】 <https://nftrs.or.jp/>

文字表示電話サービス「ヨメテル」

ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人（以下、きこえにくい人）へのサービスとして、通話相手の声を文字にする電話アプリです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。通話相手の声を文字にすることで、電話でのコミュニケーションをスムーズにする、法律に基づいた公共インフラサービスです。

【問合せ先】 文字表示電話サービス（ヨメテル）カスタマーセンター

☎ 0120-328-123

メール・文字チャット・ビデオ通話

<https://www.yometel.jp/contact>

【ホームページ】 <https://www.yometel.jp/>

録音図書・市販CDの貸出

【申込先】岡山市立中央図書館（北区二日市町56 ☎ 223-3373/FAX 223-0093,

メール chuuoutoshokan@city.okayama.lg.jp ホームページ<https://www.ocl.city.okayama.jp/>）

視覚に障害のある方や、病気やその他の理由で字を読むことが困難な方に録音図書などの貸出をしています（視覚障害者の方には、録音図書・市販CDの郵送貸出を無料で行っています）。中央図書館に来館、または電話でお申込みください。所蔵している録音図書の目録（冊子版・テープ版・デジター版）をお送りします。

録音図書目録から希望のものを選び、電話・Fax・ハガキ・Eメールなどでお申し込みください。Eメールをご利用の場合は、題名を「録音図書リクエスト」としてください。中央図書館にない録音図書も、他の施設等から取り寄せることができます。

また、岡山市立図書館のホームページで所蔵検索・予約もできます（予約するには、事前にパスワードの取得が必要です）。

貸出期間は、市立図書館所蔵の録音図書は1か月、市販CDと他の施設等から取り寄せた録音図書は2週間です。貸出点数は、朗読作品以外の市販CDは10点まで、市販朗読CDと録音図書はそれぞれの期間でお聴きになれるだけ借りられます。

代読サービス（対面朗読）

【申込先】岡山市立中央図書館（北区二日市町56 ☎ 223-3373／FAX 223-0093）

中央図書館で、ご希望の図書や雑誌などを音訳ボランティアが代読します。あらかじめご希望の日時を申し出てください。中央図書館には、メモ用に、デジター録音のできるプレクストークを用意しています。また、グーグルミートを利用した代読サービスも行っています。ご自宅のパソコンと中央図書館の対面朗読室のパソコンをグーグルミートでつなげ、ご自宅で代読サービスが利用できます。

視覚障害者用機器の設置

[申込先] 岡山市立中央図書館（北区二日市町56 ☎ 223-3373／FAX 223-0093）

中央図書館に下記の機器を設置しています。ご利用の際は職員にお申し出ください。

機器の種類	性能等・備考
拡大読書器	カラー，白黒対応で，ピントが自動で合います。 （※幸町・瀬戸町は携帯型，灘崎・建部町は卓上型を置いています。）
デージー再生録音機	デージーの再生ができます。また，CD-R等に録音することもできます。
音声読書器	〔製品名：「よむべえ」〕印刷された活字文書を音声で読み上げます。

視聴覚障害者情報提供施設

点字・録音刊行物の図書・字幕付きビデオテープ等の閲覧，貸出や朗読サービス，点字出版など，視覚・聴覚障害者のための情報提供施設です。

施設名	所在地	連絡先
岡山県視覚障害者センター	北区西古松268-1	☎ 244-1121／FAX 244-1043
岡山ライトハウス点字出版所	北区今一丁目7-25	☎ 241-4226／FAX 243-8644
岡山県聴覚障害者センター	北区南方二丁目13-1	☎ 224-0221／FAX 224-0236

7. 福祉用具の支援

補装具購入費等の支給

〔窓口〕身体障害・・・各福祉事務所、各支所

難病患者等・・・保健所健康づくり課、各保健センター、御津・建部分室

日常生活の能率の向上を図るため、必要に応じて、障害がある身体機能を補完及び代替する用具の購入等にかかる費用を支給します。ただし、治療用装具を支給されている場合等該当しない場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

〔対象者〕 市内に住所を有し、身体障害者手帳を持っている方又は難病の方

〔本人負担〕 1割（※生活保護受給世帯・低所得世帯は無料）。所得区分による負担上限月額があります。

区 分	世 帯 の 状 況	負担上限月額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯、又は、市民税非課税世帯	0円
一般世帯	市民税課税世帯	37,200円

自己負担額と障害福祉サービス利用者自己負担額の合計が37,200円を超えた場合、超えた分は高額障害福祉サービス費として支給されます。

〔必要なもの〕 ●補装具費支給申請書 ○身体障害者手帳

○個人番号がわかるもの（個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写し）と身元確認書類

※医師の意見書や岡山市障害者更生相談所の判定が必要な場合がありますので、まずは各福祉事務所、各支所、保健所健康づくり課にご相談ください。

〔補装具種目〕

障害種別	肢体不自由	義足 義手 下肢装具 体幹装具 上肢装具 靴型装具 姿勢保持装置 車椅子 電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ（一本杖を除く） 車載用姿勢保持装置 起立保持具（児） 排便補助具（児） 重度障害者用意思伝達装置
	視覚障害	視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡
	聴覚障害	補聴器 人工内耳（人工内耳音声信号処理装置の修理に限る）

※ 介護保険給付対象の方は、車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえについては、介護保険制度の福祉用具（既製品）の貸与等を受けることになります。ただし、福祉用具（既製品）では対応できない場合に限り、補装具として支給を受けることができます。

難聴児補聴器購入費の助成

〔窓口〕各福祉事務所、各支所

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に、補聴器等購入費の一部を助成します。

対 象 者	次のいずれにも該当する方 ① 市内に住所を有する18歳未満の難聴児であること ② 両耳の聴力レベルがいずれも30デシベル以上であること ただし、医師が装用の必要性を認めた場合は、30デシベル未満であっても対象とする。 ③ 身体障害者手帳の交付対象ではないこと
助成額	購入費と市が定める基準価格とを比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額
必要なもの	〔申請するとき〕●申請書 ○指定自立支援医療機関に属する医師が作成する意見書（※様式は窓口にあります。） ○（該当する場合）身体障害者手帳交付に係る却下決定通知書の写し ○認定補聴器専門店が作成した見積書 〔請求するとき〕●請求書 領収書

日常生活用具の給付 [窓口] 身体障害・知的障害・・・各福祉事務所、各支所 精神障害・難病患者等・・・各保健センター、御津・建部分室、保健所健康づくり課

障害者（18歳以上）・障害児（18歳未満）の日常生活をより円滑に行えるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。
[対象者] 市内に住所を有する障害児・者（※障害者の属する世帯の世帯員に、市民税所得割の額が46万円以上の方がいる場合は、給付の対象になりません。障害児の属する世帯の所得制限は令和6年4月1日より撤廃されました。）

[本人負担] 1割（※生活保護受給世帯・低所得世帯は無料）。所得区分による負担上限月額があります。

区 分	世 帯 の 状 況	負担上限月額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯、又は、市民税非課税世帯	0円
一般世帯	市民税課税世帯	37,200円

◆基準価格を超える場合、超えた額は全額本人負担になります。

◆点字図書の場合、一般図書の購入価格に相当する額が本人負担になります。

[必要なもの] ●日常生活用具給付申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳
○登録業者の見積書（カタログ等があればお持ちください。）○印鑑（自署の場合は印鑑不要）

◆呼吸器機能障害1級又は3級と同程度の障害者（児）が電気式たん吸引器を申請される場合は、医師が作成する「電気式たん吸引器給付意見書」（様式は窓口にあります。）が必要になります。

◆点字図書を申請される場合は、厚生労働大臣が指定する点字図書給付対象出版施設が発行する点字図書発行証明書が必要になります。

◆3歳以上で乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害又は乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方が新規に紙おむつ等を申請される場合は、指定自立支援医療機関に属する医師が作成する「紙おむつ等給付意見書」（様式は窓口にあります。）が必要になります。

◆居宅生活動作補助用具を申請される場合は、工事図面、改修工事見積書、改修前の状況を示す写真及び借家の場合は家主の承諾書が必要になります。

◆人工内耳用電池を申請される場合は、人工内耳装用者カードの写しが必要になります。

◆人工内耳用音声信号処理装置を申請される場合は、指定自立支援医療機関に属する医師が作成する「人工内耳用音声信号処理装置給付意見書」（様式は窓口にあります。）及び人工内耳装用者カードの写しが必要になります。

◆難病患者等で申請される場合は、医師の意見書が必要です。保健所健康づくり課にご相談ください。

[その他] ◆介護保険の対象となる方は、表中の◎印の種目については、介護保険制度における福祉用具の貸与若しくは購入を受けることになる場合があります。

◆前回の給付決定日より下表の耐用年数を経過していない場合は、障害の程度に変更があり給付された用具が使用できなくなったとき、成長に伴って用具が身体に合わなくなったとき、修理不能により用具の使用ができなくなったときに限り、申請に基づき再給付を受けることができます。下表の耐用年数を経過している場合は、すでに給付された用具が使用できるときを除き、申請に基づき再給付を受けることができます。

[種目]

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用年数
◎特殊寝台	身体障害 [者・児] 寝返り、起き上がり及び立ち上がりが困難で下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者 難病患者等 寝返り、起き上がり及び立ち上がりが困難な状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度、高さを調整できる機能を有するもの。	8
訓練用ベッド	難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8
◎特殊マット	身体障害 [者・児] 寝返り、起き上がり及び立ち上がりが困難で常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の18歳以上の者及び下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で3歳以上の者 知的障害 [者・児] 重度の知的障害で失禁のある者・児 難病患者等 寝返り、起き上がり及び立ち上がりが困難な状態にある者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	5

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用年数
◎特殊尿器	身体障害〔者・児〕 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害２級以上で学齢児以上の者 難病患者等 自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5
◎体位変換器	身体障害〔者・児〕 下肢又は体幹機能障害２級以上で自力で体位変換ができないため、介助者の支援を要する学齢児以上の者 難病患者等 寝たきりの状態にある者	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、障害者の体位を容易に変換できる機能を有するものであって、介助者が容易に使用し得るもの。	5
訓練イス	身体障害〔児〕 下肢又は体幹機能障害２級以上の児童であって原則として３歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるもの。	5
◎移動用リフト	身体障害〔者・児〕 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害２級以上で３歳以上の者 難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体を吊り上げること等により介護者が障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4
入浴担架	身体障害〔者・児〕 下肢又は体幹機能障害２級以上で入浴に介助を要する３歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5
◎入浴補助用具	身体障害〔者・児〕 下肢又は体幹機能障害３級以上で入浴に介助を要する３歳以上の者 難病患者等 入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8
◎便器	身体障害〔者・児〕 下肢又は体幹機能障害２級以上で学齢児以上の者 難病患者等 常時介護を要する者	次のいずれかに該当するもの。 (1)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2)便座の上に置いて高さを補うもの (3)居室での利用が可能で移動可能なもの	8
火災警報器	身体障害〔者・児〕 単一障害で２級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 知的障害〔者・児〕 重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 精神障害〔者・児〕 精神障害１級又は障害支援区分３以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8
自動消火器	身体障害〔者・児〕 単一障害で２級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 知的障害〔者・児〕 重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 精神障害〔者・児〕 精神障害１級又は障害支援区分３以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 難病患者等 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数
頭部保護帽	身体障害〔者・児〕 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で頻繁に転倒する3歳以上の者 知的障害〔者・児〕 重度の知的障害児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 精神障害〔者・児〕 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者でてんかん等の発作等により頻繁に転倒する者	スポンジ、革等を主材料に製作されたヘルメット型のもので、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3
歩行補助つえ （一本杖）	身体障害〔者・児〕 下肢又は体幹機能障害のある学齢児以上の者 難病患者等 下肢が不自由な者	障害者が容易に使用し得るもの。ただし、折りたたみ式を除く。	3
◎移動支援用具	身体障害〔者・児〕 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者 難病患者等 下肢が不自由な者	次の性能を有する据置式の手すり又はスロープ等であるもの。 ア 障害者の身体機能の状態を十分ふまえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの。 ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8
特殊便器	身体障害〔者・児〕 上肢障害2級以上で排便後の処理が困難な学齢児以上の者 知的障害〔者・児〕 重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 難病患者等 上肢機能に障害のある者	リモコンのボタン操作により温水温風を出し得るもの及び知的障害児・者を介助している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8
電磁調理器	身体障害〔者〕 視覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯 知的障害〔者〕 重度の知的障害者のみの世帯、重度の知的障害者を含む知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	音声ガイド機能、点字による表示が付属し、障害者が容易に使用し得るもの。	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	身体障害〔者・児〕 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長する機能を有するもの。	10
聴覚障害者用屋内信号装置	身体障害〔者〕 聴覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚まし時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）。	10
視覚障害者用音声ＩＣタグレコーダー	身体障害〔者〕 視覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	タグに登録した音声内容を専用機により読み上げる機能を有するもの。	5
透析液加温器	身体障害〔者・児〕 腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析を行っている3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数
ネブライザー	身体障害〔者・児〕 呼吸器機能障害３級以上で３歳以上の者 難病患者等 呼吸器機能に障害のある者	障害者が容易に使用し得るもの。	5
電気式たん吸引器	身体障害〔者・児〕 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害で医師の意見書により必要と認められる者（児） 難病患者等 呼吸器機能に障害のある者	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5
酸素ボンベ運搬車	身体障害〔者・児〕 医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10
視覚障害者用体温計（音声式）	身体障害〔者・児〕 視覚障害２級以上で学齢児以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	検温結果を音声により伝える機能を有するもの。	5
視覚障害者用体重計	身体障害〔者〕 視覚障害２級以上の単身者又は視覚障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	計測結果を音声により伝える機能を有するもの。 ※商品は、岡山市が指定したものになりますので、詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。	5
視覚障害者用音声血圧計	身体障害〔者〕 視覚障害２級以上の者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む）に属する視覚障害２級以上で満40歳以上の者（ただし、一世帯につき1台のみとする。）	計測結果を音声により伝える機能を有するもの。 ※商品は、岡山市が指定したものになりますので、詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。	5
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	難病患者等 人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用しうるもの	5
携帯用会話補助装置	身体障害〔者・児〕 音声機能若しくは言語機能障害を有する学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5
ＩＴ機器関連周辺機器	身体障害〔者・児〕 上肢障害又は視覚障害３級以上で当該用具を接続し、配置できる本体（パーソナルコンピュータ）を所有する学齢児以上の者	上肢障害若しくは視覚障害に対応したＩＴ機器関連周辺機器及びソフトウェア。ただし、単体で使用できるものを除く。	5
点字プリンタ・点字ディスプレイ	身体障害〔者・児〕 視覚障害２級以上又は視覚及び聴覚の重複障害２級以上で市長が必要と認める学齢児以上の者。（単体で使用できるものは視覚及び聴覚の重複障害２級以上の者とする。）	点字プリンタ及び文字等のコンピュータ画面情報を点字により示すことができる点字ディスプレイであって、障害者が容易に使用し得るもの。	5
点字器	身体障害〔者・児〕 視覚障害２級以上で学齢児以上の者	点字用紙を挟んで固定する板と点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの。	標準型 7 携帯型 5
点字タイプライター	身体障害〔者・児〕 視覚障害２級以上で学齢児以上の者	点字に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの。	5

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用年数
視覚障害者用ポータブルレコーダー ※録音再生機又は再生専用機若しくはテープレコーダーとし、重複しての給付は行わない。	身体障害〔者・児〕 視覚障害２級以上で学齢児以上の者	〔録音再生機〕音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な機能を有するもの。 〔再生専用機〕音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音された図書の再生が可能な機能を有するもの。 〔テープレコーダー〕点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の２倍又は４倍間の時間の録音が可能な機能を有するもの。	6
視覚障害者用活字文書読上げ装置	身体障害〔者・児〕 視覚障害２級以上で学齢児以上の者	活字と同一紙面上に掲載された当該活字をコード化した情報（ＳＰコード）を読み取り、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの。	6
視覚障害者用拡大読書器	身体障害〔者・児〕 視覚障害で、本装置によらなければ文字等を読むことができない学齢児以上の者	画像入力装置により、拡大された画像又は音声で文字等を読むことができるもの。	8
視覚障害者用時計	身体障害〔者〕 視覚障害２級以上の者（音声式は原則として触知式時計の使用が困難な者）	障害者が容易に使用し得るもの。	10
聴覚障害者用通信装置	身体障害〔者・児〕 聴覚障害児・者又は音声機能若しくは言語機能障害を有し、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者の属する世帯	一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であって、障害者が容易に使用し得るもの。	5
聴覚障害者用情報受信装置	身体障害〔者・児〕 聴覚障害児・者のうち補聴器等によってはテレビの視聴が困難な者の属する世帯	映像、字幕及び手話通訳つき番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急通報情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの。	6
人工喉頭	身体障害〔者・児〕 音声機能若しくは言語機能又はそしやく機能障害を有し、喉頭摘出等により発音が困難な３歳以上の者で人工喉頭を使用することにより発音が得られる者	〔笛式〕呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 〔電動式〕顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器を含む）。	笛式 4 電動式 5
福祉電話	身体障害〔者〕 所得税非課税世帯又は生活保護法第１条の規定に基づき生活保護を受けている世帯であって、かつ、外出困難な２級以上の身体障害者のみの世帯、聴覚又は音声言語機能障害３級以上でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる障害者のみの世帯、これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯		—
点字図書	身体障害〔者・児〕 視覚障害者・児で主に情報の入手を点字によっている者	点字により作成され、月刊や週刊等で発行される雑誌を除いた図書	—

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数
人工内耳用電池	身体障害〔者・児〕 聴覚障害を有し、人工内耳を装着している者	人工内耳装用者が、人工内耳用として使用するもの。	専用 充電 池3 専用 充電 器3
人工内耳用音声 信号処理装置	身体障害〔児〕 聴覚障害を有し、人工内耳を装着している児で医師が必要と判断した者。（ただし、医療保険や民間保険が適用される場合を除く）	障害児が容易に使用し得るもの。	5
ストマ用装具	身体障害〔者・児〕 内部障害を有し人工肛門若しくは人工膀胱を設けている者・児	ストマ用品であって障害者が容易に使用し得るもの（ストマ用品とは、収納袋、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものをいう。）。	—
紙おむつ等	身体障害〔者・児〕 3歳以上で次のいずれかに該当する者 （１）治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためにストマ用装具を装着することができないもの （２）先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの （３）乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害又は乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師の意見書により必要性があると認められた者	次のいずれかのもので障害者が容易に使用し得るもの。 （１）紙おむつ （２）サラシ、ガーゼ、脱脂綿 （３）洗腸装具 ※家庭ごみの有料指定袋の減免（97ページ）紙おむつの給付を受けている方について、年間150枚の無料配布を受けることができますので、詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。	—
収尿器	身体障害〔者・児〕 常時失禁状態にある排尿機能障害で3歳以上の者	採尿器と収納袋で構成され、尿の逆流防止装置が付いているもの。	1
◎居宅生活動作 補助用具	身体障害〔者・児〕 下肢又は体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する学齢児以上の者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替をする場合は上肢障害2級以上の者） 難病患者等 下肢又は体幹機能に障害のある者	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので次に掲げるもの （１）手すりの取付 （２）段差の解消 （３）滑り防止及び移動の円滑化等のための通路面及び床材の変更 （４）引き戸等への扉の取り替え （５）和式便器から洋式便器等への便器の取替 （６）その他前号に付帯して必要な工事	—

（注） 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 障害者本人を除く世帯員が学齢児以下であるもの

イ 障害者本人を除く世帯員が介護保険法に基づく介護認定により要介護4以上と認定されているもの

ウ 障害者本人を除く世帯員又は障害者本人いずれかが同一敷地外で別居しているもの

エ 障害者本人が週5日（概ね40時間）において日中独居となるもの（日中とは8時～17時までの時間帯をいう。）

オ その他市長が特に必要と認めた世帯

3 複合機能が付帯した福祉用具については、主たる機能が実施要綱に示すものと合致しない場合、日常生活用具給付対象としないものとする。

車いすの貸出

[窓口] 各福祉事務所，各支所

歩行が困難で車いすを必要とする方（補装具としての車椅子交付申請中の方など）に，無料で車いすの貸出を行っています（※台数に限りがありますので，貸出できない場合があります。）。

[貸与期間] 原則として3か月までとします。

（※3か月以降も必要と認められる場合は，向こう3か月まで貸与期間を延長することができます。）

[必要なもの] ●車いす貸出申請書

車いすの貸出（短期）

[窓口] 岡山市社会福祉協議会

高齢者または障害者（児）を在宅で介護している家族等へ短期で車いすを貸出しています。

[内容] 貸出期間は，最長10日間です。利用料は無料です。

[問い合わせ] ひまわり福祉会館 ☎ 201-0171

8. 暮らしの支援

① 日常生活の援助

成年後見制度

[窓口] 岡山家庭裁判所

成年後見制度とは、知的障害、精神障害、認知症などによって物事を判断する能力が十分ではない方のために、財産管理や福祉サービスの利用契約などを成年後見人等が代わりに行うことにより、このような方の財産や権利を保護し支援する制度です。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度

◆判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が適切な支援者を選ぶ制度です。本人の判断能力に応じた、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型があります。

	後 見	保 佐	補 助
本人の判断能力	全くない	著しく不十分	不十分
援助者（法定後見人）	成年後見人	保佐人	補助人

◆家庭裁判所に申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族などです。

※本人、配偶者、4親等内の親族などの申立てをする人がいない場合には、市長も申立てをすることができます。

◆家庭裁判所は、必要に応じて、成年後見監督人を選任し、後見人等の事務の監督をさせます。

◆詳しくは岡山市成年後見センター、岡山家庭裁判所にお問い合わせください。

法定後見制度の手続きの流れ

◆判断能力が十分でない方が、福祉サービスの契約をしたい、家売りしたい、遺産分割をしたいが、一人ではできない、一人では不安があるとき



◆後見等開始の申し立て 家庭裁判所に後見・保佐・補助の開始の申し立てを行います（申立人は本人、配偶者、4親等内の親族など）。



◆調査・審問 家庭裁判所調査官が事情を尋ねたり、問い合わせたりします。必要に応じ、裁判官が直接事情を尋ねます。本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。



◆審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）



◆成年後見人等の援助 裁判所が選任した成年後見人等が利用者本人の身の回りに配慮しながら、援助します。



◆後見監督人等の選任 成年後見人等の仕事を監督します（選任しない場合もあります）。

任意後見制度

◆将来、自分の判断能力が不十分になったときに備えて、自分の後見人になってもらいたい人（任意後見受任者）を自ら選任し、その人と契約をしておく制度です。

◆その契約（任意後見契約）は、公証人が作成する公正証書によらなければなりません。

◆家庭裁判所は、任意後見監督人を必ず選任し、後見人の事務の監督をさせます。

※詳しくは、以下の公証役場にご相談ください。

岡山公証人合同役場（北区中山下一丁目2-11 清寿会館ビル5階）

☎ 232-7624 / FAX 232-7080

岡山公証センター（北区野田屋町一丁目7-17 野田屋町JNビル4階）

☎ 223-9348 / FAX 225-5874

任意後見制度の手続きの流れ

◆任意後見契約 本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約を結びます。



◆本人の判断能力の低下



◆任意後見監督人の選任の申し立て 家庭裁判所に後見・保佐・補助の開始の申し立てを行います（申立人は本人、配偶者、4親等内の親族など）。



◆任意後見監督人の選任 任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。



◆任意後見人の援助 任意後見人が利用者本人の身の回りに配慮しながら、援助します。

問い合わせ

成年後見制度に関する相談	岡山市成年後見センター 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館9階） ☎ 225-4066（岡山市社会福祉協議会）
成年後見制度の申立て手続き （申立書用紙なども置かれています。）	岡山家庭裁判所 北区南方一丁目8-42 ☎ 222-6771
成年後見制度に関する相談 （障害者の方の成年後見制度利用支援）	障害者基幹相談支援センター、障害者基幹相談支援センターサブセンター（11ページをご覧ください。）
市長による申立てに関する相談窓口 （本人や親族による申立てができない場合などで、特に必要な場合は、市長が申立てることもできます。）	障害福祉課（知的障害者に関する申立て） 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館7階） ☎ 803-1234
	保健管理課（精神障害者などに関する申立て） 北区鹿田町一丁目1-1（岡山市保健福祉会館7階） ☎ 803-1251

成年後見制度利用助成金支給事業

〔窓口〕福祉援護課

低所得の方の後見人等への報酬を助成します。

〔対象者〕 次の要件を満たす方

- ◆生活保護受給者、又は年収150万円以下で現金・預貯金等の資産が150万円以下で負担能力のある者に扶養されていないなど
- （2人以上の世帯は、世帯員が1人増えるごとに年収、資産とも50万円を加算した額以下）

〔助成金額〕

家庭裁判所における報酬の付与の審判において決定した額とする。ただし、上限額は次のとおり	
在宅者	施設等入所者
28,000円/月	18,000円/月

〔必要なもの〕○成年後見制度利用助成金支給申請書

○成年後見等報酬付与の審判書の写し

○家庭裁判所に提出した被後見人等に係る財産目録及び年間収支予定表の写し

○（生活保護の受給無の場合）預貯金通帳の写し、年金振込通知書の写し、その他収入・資産の分かる書類

○現況報告書

※その他、申請者の状態により、申請時に必要な書類が追加されることがあります。

詳しくは、窓口へお問い合わせください。

〔問い合わせ〕福祉援護課 ☎ 803-1216

ご自分の判断で福祉サービスの利用や日常的な金銭のやりとりに不安のある方が、地域で安心した生活が送れるように、利用者と社会福祉協議会が利用契約をむすんだ上で、生活支援員（利用者のところに訪問する人）を派遣します。

〔対象者〕 知的障害者、精神障害者などで次の要件すべてに当てはまる方

①判断能力が不十分な方、②このサービスを利用する意思がある方、③この契約内容が理解できる方

〔サービス内容〕

①福祉サービスの利用援助

・福祉サービスについての情報提供や助言 ・福祉サービスを利用する時の手続き	・福祉サービスについての苦情を解決するための手続き
--	---------------------------

②日常的金銭管理サービス

・年金や福祉手当の受領に必要な手続き ・福祉サービスの利用料や医療費を支払う手続き	・税金や社会保険料、公共料金などを支払う手続き ・預貯金の出し入れや解約などの手続き
--	---

③書類等の預かりサービス

保管できる書類や印鑑・・・貯金通帳、証書（年金証書、権利証、契約書、保険証書）、実印、銀行印など。

〔利用料〕 ◆①と②は、1時間あたり1,100円。生活支援員の交通費は別途（実費）必要です。

◆③は年額5,000円。

◆生活保護を受給中の方は①②のみ無料です。

〔問い合わせ〕 岡山市社会福祉協議会 ☎ 225-4051／FAX 222-8621

生活福祉資金貸付制度

〔申請窓口〕岡山市社会福祉協議会（☎ 231-8228／FAX 222-8621）

必要な資金の融資を他から受けることが困難な低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の生活安定・向上のために民生委員の相談支援により目的に応じた貸付をします（※原則、連帯保証人が必要です。資金の種類ごとに貸付額や返済期間などが決められており、貸付に際して審査があります。）。

緊急通報システム

〔申請窓口〕各福祉事務所、各支所

家庭での事故や急病、災害等の緊急を要するときに、助けを求めることのできる緊急通報装置を取り付けます。（所得に応じて一部負担金が必要です。） ※ペンダントのボタンを押すと事前に届出された協力員に連絡を行います。

〔対象者〕 ◆ひとり暮らしの重度身体障害者等

◆重度身体障害者等のみの世帯に属する方

◆重度身体障害者等とおおむね65歳以上の病弱な高齢者のみの世帯に属する方

（※重度身体障害者等・・・上肢、下肢、体幹機能障害の2級以上、または心臓機能障害3級以上の方）

〔必要なもの〕 ●緊急通報システム利用申請書（近隣の親戚、知人等の中から3名の協力員の確保が必要です。）

●緊急通報時器物破損等承諾書

●家屋所有者緊急通報システム機器設置等承諾書（借家に住んでいる場合）

●緊急通報システム機器設置等承諾申請書（市営住宅に住んでいる場合）

○身体障害者手帳

重度心身障害者給食サービス

◆まごころ給食サービス

日常生活に援護を必要とする重度心身障害者の食生活の安定と改善，および健康の増進のため，栄養のバランスがとれた食事を，市から委託を受けた民間業者が配食します。（※一食あたり400円。）

【利用対象者】 市内に居住している身体障害者手帳1，2級及び療育手帳Aの交付を受けていて調理することが困難，または援護が得られない方で，次のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らしの方
- ②重度心身障害者だけの世帯の方
- ③高齢者と重度心身障害者だけの世帯の方

【利用日】 毎週月曜日～金曜日（※お盆・年末年始・祝日は除く。）

【利用回数】 一日につき1回（昼食）

【必要なもの】 ●給食サービス利用（変更）申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳

【実施学区】（令和7年4月現在）

岡北・足守・香和・西大寺・上道・東山・高松・竜操・興除・藤田・富山・妹尾・福田・桑田・京山・中山・福浜・芳泉・光南台・上南・山南・岡輝・芳田・操南・瀬戸・岡山中央・石井（三門・大野小学校区に限る）・御南・操山・旭東・灘崎・吉備・高島・御津・福南（南輝小学校区に限る）の各中学校区

【問い合わせ】 高齢者の方（高齢者福祉課） ☎ 803-1230／FAX 803-1754

障害者の方（障害福祉課） ☎ 803-1236／FAX 803-1755

◆ひまわり給食サービス

下記の実施学区を対象に，学区のボランティアのみなさんが居宅まで定期的に届けます（※一食あたり400円。建部中学校区のみ，一食あたり410円。）。

【利用対象者】 まごころ給食サービスに同じ。

【利用日】 毎週月曜日～金曜日（※お盆・年末年始・祝日は除く。）

【利用回数】 一日につき1回（昼食）

【必要なもの】 ●給食サービス利用（変更）申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳

【実施学区】（令和7年4月現在）

建部中学校区・石井・福島の小中学校区

【問い合わせ】 岡山市社会福祉協議会（石井・福島の小中学校区） ☎ 225-4051／FAX 222-8621

建部町在宅福祉サービスセンター（建部中学校区） ☎ 722-4500／FAX 722-9030

選挙

[窓口] 北区選挙管理委員会事務局 (☎ 803-1655) 中区選挙管理委員会事務局 (☎ 901-1601)
東区選挙管理委員会事務局 (☎ 944-5006) 南区選挙管理委員会事務局 (☎ 902-3500)

◆郵便等による投票(在宅投票)

次の対象障害が記載されている身体障害者手帳をお持ちの方は、自宅等で投票し、郵便等で各区選挙管理委員会事務局へ送り返すという制度を利用できます。ただし、あらかじめ各区選挙管理委員会事務局で登録手続が必要です。

[対象障害] ◆両下肢、体幹、移動機能の障害…1, 2級

◆心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸の障害…1, 3級

◆免疫、肝臓の障害…1～3級

※介護保険で要介護状態区分が要介護5に該当する人も郵便等による投票ができます。

(上記の郵便等による投票の該当者で、さらに上肢1級もしくは視覚障害1級にも該当する方は、あらかじめ各区選挙管理委員会事務局に届け出た代理記載人による代筆ができます。)

◆指定病院等における不在者投票

都道府県選挙管理委員会が不在者投票ができる施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設等(以下「指定病院等」という。)に入院、入所している方で、不在者投票事由に該当する方は、入院、入所している指定病院等で投票することができます。ただし、前もって指定病院等に依頼するなどして、投票用紙等を請求する必要があります。

◆投票所での代理投票、点字投票

心身の故障等により自分で投票用紙に記入できない方には、投票所の事務従事者が代筆する代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票をすることができますし、足の不自由な方には、投票所に車いすを用意してあります。いずれも、ご希望の方は、投票所の係員にお申し出ください。

※以下のコミュニケーションボードは、投票所に備え付けてあり、必要な際には見ていただけるようになっています。

とうひょうしよ
投票所

コミュニケーションボード

なに 何か、お困りではありませんか？

1

にようじようけん
入場券がありません。

2

こうとうしよ
投票の方法がわかりません。

3

こうとうしよ
候補者がわかりません。

4

じが書けません。

5

じが小さくて読めません。

6

こうとうしよ
候補者の名前を書き間違えました。

7

かき方がわかりません。

8

トイレはありますか？

9

こうとうしよ
相談したいことがあります。

おうたいほうほう
応対方法

コミュニケーションボード

1

こうとうしよ
住所・氏名・生年月日を記入してください。

2

ききだい
記載台で記入後、投票箱に入れてください。

3

ききだい
記載台に氏名が書いてあります。
選挙公報もお貸しできます。

4

たいてい
補助者
代理投票ができます。

5

かくたい
拡大鏡をお貸しします。

6

にじゅうせん
投票用紙
二重線で訂正して書き直してください。

7

こうとうしよ
候補者の氏名を書きます。

8

あんない
ご案内します。

9

なげん
筆談ができます。

メールまたはFAXからの110番・119番通報

聴覚に障害がある方や言葉が不自由な方が事件や事故にあったとき、岡山県警察、または、岡山市消防局への緊急通報に、メールまたはFAXを利用して通報することができます。

◆110番（警察への事件・事故の急報）

〔FAX110番〕 086-221-0110

〔メール110番〕

岡山県警の次のホームページで、案内しています。

〔ホームページ〕 <https://www.pref.okayama.jp/page/550793.html>

メール110番 岡山

検索



◆携帯電話からの110番通報

〔110番アプリシステム〕

※ 利用には、アプリのダウンロードと氏名、電話番号、パスワード等の事前登録が必要です。

110番アプリ

検索



◆119番（火事・救助・救急車）

〔FAX119番〕 119（※局番はありません。）

岡山市消防局の次のホームページで、通報用紙のダウンロードが可能です。

〔ホームページ〕 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000004729.html>

通報用紙 岡山

検索



携帯電話からの119番通報（Net119通報）

聴覚に障害がある方や言葉が不自由な方が、携帯電話のインターネット機能を利用して火災や救急等の通報を行うことができます。

※利用するには、事前申請が必要です。申込書によるほか、オンラインからの申請も可能です。

岡山市消防局の次のホームページで、案内しています（申込書のダウンロードも可能です。）。

〔ホームページ〕 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000018299.html>



Net119 岡山

検索



避難行動要支援者名簿・個別避難計画に関すること [問い合わせ] 危機管理室

災害時に自ら避難することが困難な方の避難行動要支援者名簿への掲載や個別避難計画の作成に関することは、危機管理室までお問合せください。

[問い合わせ] 危機管理室 ☎ 803-1082 / FAX 234-7066

[所在地] 岡山市北区鹿田町一丁目1-1 保健福祉会館8階

福祉避難所に関すること

[問い合わせ] 保健福祉企画総務課

福祉避難所は、高齢者福祉施設や障害者支援施設等の中に開設される避難所で、障害者用トイレやスロープ、手すり等の設置や、相談員の配置など、福祉的な配慮がなされた避難所のことを言います。

福祉避難所の場所や避難方法等の情報については、岡山市ホームページをご確認ください。

[ホームページ] <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000003818.html>

[問い合わせ] 保健福祉企画総務課 ☎ 803-1204 / FAX 803-1779



ヘルプマーク

[問い合わせ] 障害福祉課 [配布場所] 各福祉事務所、各支所、各保健センター

「ヘルプマーク」は、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、かばんなどに付けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

[配布対象者] 義足や人工関節を利用している方、内部障害や知的障害の方など、援助や配慮を必要としている方

[配布場所] 各福祉事務所・各支所・保健センターなどの窓口

[必要なもの] ヘルプマークが必要な方の氏名と住所がわかるもの（運転免許証、保険証等）

[問い合わせ] 障害福祉課 ☎ 803-1236 / FAX 803-1755



ヘルプマーク

ヘルプカード

[問い合わせ] 障害福祉課 [配布場所] 各福祉事務所、各支所、各保健センター

「ヘルプカード」は、障害のある方などが、日常生活等の中で困ったときに、周囲に自己の障害などへの理解や支援を求めるためのものです。

[利用について] カードを利用することで、障害のある方などが、主に外出時に困りごとが起こったときに、「困っていること」や「手助けしてほしいこと」を周囲の人に伝え、支援を受けやすくなります。

[支援について] カードを持っている人を見かけたら、まずは声をかけてください。ご本人に聞いたり、カードに記載されている方法を確認することにより、適切に支援を行うことができます。

[配布場所] 各福祉事務所・各支所・保健センターなどの窓口

※ご自由にお持ち帰りいただけます。

[問い合わせ] 障害福祉課 ☎ 803-1236 / FAX 803-1755



ヘルプカード

② 交通・移動の援助

J R 旅客運賃の割引

[窓口] J R 各駅・乗車券販売窓口

身体障害者手帳、療育手帳又はマイナポータルに連携されている障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示して割引乗車券などを購入してください。

なお、ご乗車の際は身体障害者手帳又は療育手帳を必ず携帯してください。

「第1種」及び「第2種」の区別については、身体障害者の方の場合、交付された身体障害者手帳の障害程度欄にあらかじめ明記されています。

また、知的障害者の方の場合、療育手帳の優遇減免等証明欄に「第1種」か「第2種」に該当するか明記されています。

※『航空旅客運賃の割引』（下記），『バス運賃の割引』（82ページ）も同様の扱いになります。

割引対象者		「第1種」障害者		「第2種」障害者	
		障害者が 単独で乗車	障害者が 介護者とともに乗車	障害者が 単独で乗車	12歳未満の障害者が 介護者とともに乗車
乗車券の種類	普通乗車券	障害者：5割引 (片道101km以上)	障害者：5割引 介護者：5割引 (距離制限なし)	障害者：5割引 (片道101km以上)	
	定期乗車券		障害者：5割引 ※通学定期の場合は、無割引 の通学定期の5割引 ※小児定期乗車券は割引なし 介護者：5割引 (ただし通勤定期乗車券のみ)		介護者：5割引 (ただし、通勤定期乗車券のみ)
	普通回数乗車券		障害者：5割引 介護者：5割引		
	普通急行券(特別急行券を除く)		障害者：5割引 介護者：5割引		

精神障害者割引の導入（J R 旅客運賃割引）

[窓口] J R 各駅・乗車券販売窓口

■令和7年4月1日から、J R グループにて精神障害者割引制度が導入されました。

■割引制度の概要

(1) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、介護者の方と一緒に利用する場合

① 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類が必要です。

② 割引となる介護者は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券 ・普通回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割

- (2) 手帳をお持ちの方が1人で利用する場合
片道101km以上を利用する場合に限られます。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・第1種精神障害者の方 ・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

■対象者

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの）をお持ちの方。

※ご乗車の際は、有効な精神障害者保健福祉手帳を必ず携帯してください。

※お手持ちの手帳が以下の場合、割引が適用とならないため、ご注意ください。

- ・旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載がない手帳
- ・顔写真が貼付されていない手帳
- ・有効期限が切れた手帳

バス運賃の割引

〔窓口〕各バス会社営業窓口

◆路線バスの場合・・・料金を支払う際、先に身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。（写真貼付のあるものに限りま。コピーは不可です。）なお、割引の対象とならない路線バスも一部ありますので、詳しくは、各バス会社営業窓口へお問い合わせください。

◆乗車券、定期乗車券を購入する場合・・・発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（写真貼付のあるもの）を提示してください（バスご利用時にもご持参下さい。）。

（「第1種」及び「第2種」の区別については、81ページの『JR旅客運賃の割引』の図表枠外上の括弧書き内をご参照ください。）

割引対象者		「第1種」障害者		「第2種」障害者
		障害者が単独で乗車	障害者が介護者とともに乗車	
路線バス	乗車券 ICカード等 (運賃)	障害者：5割引 (小学生以下は小児運賃の5割引)	障害者：5割引 (小学生以下は小児運賃の5割引) 介護者：5割引	障害者：5割引 (小学生以下は小児運賃の5割引)
	定期 乗車券	障害者：3割引 (中学生以上の障害者)	障害者：3割引 (中学生以上の障害者) 介護者：各バス会社へ問い合わせ	障害者：3割引 (中学生以上の障害者)

- ・小学生以下の障害児の場合、定期乗車券は小児定期乗車券となり、これに対する割引はありません。
- ・精神障害者保健福祉手帳については、1級が第1種障害者、2級以下が第2種障害者と同じ扱いになります。
- ・療育手帳については、障害の程度Aが第1種障害者、Bが第2種障害者と同じ扱いになります。
- ・介護者の割引は、「第一種」障害者の同伴のみに限ります。
- ・運賃の割引後、10円未満は切り上げとなります。
- ・ミライロID対応のバス会社はアプリ画面の提示でも割引利用可能となります。

リフト付きバス（貸切）

車椅子に乗ったまま乗り降りできる貸切バスがあります。予約が必要です。車椅子固定時は乗車定員が減ることがあります。詳しくは、事業者へお問い合わせください。

事業者名（問い合わせ先）	所在地	定員（人）	固定可能な車椅子台数（台）
美袋交通（☎ 0866-99-1281）	総社市美袋	51	1
大原観光交通（☎ 0868-78-2315）	美作市古町	45	4
	兵庫県佐用郡	49	4 ※岡山県への配車可能
ライズイン（ロウズ観光） （☎ 086-466-6411）	倉敷市片島町	41	2
		45	2

航空旅客運賃の割引

[窓口] 航空券販売窓口

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳を提示して航空券を購入してください。割引の対象となるのは，下記に該当する場合です。

割引対象者	手帳所持者は満12歳以上の方に限ります。 全ての「本人・介護者」に適用 ※割引対象となる介護者は1名です。
適用区間	国内の定期航空路線の全区間

※適用開始時期，割引額等については航空会社により異なります。詳細は，各航空会社にお問い合わせください。

フェリー運賃の割引

[窓口] 各運営会社営業窓口

フェリーを利用する際に，身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示すると，運賃の割引を受けることができる場合があります（※自動車運賃を除く。）。対象者・割引率は，各運営会社によって異なりますので，あらかじめ各運営会社へお問い合わせください。

路面電車（岡山市内）運賃の割引

[窓口] 岡山電気軌道（株）営業窓口

運賃を支払う際に身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください（※「第1種」及び「第2種」の区別については，81ページの『JR旅客運賃の割引』の図表枠外上の括弧書き内をご参照ください。）。

割引対象者	「第1種」障害者		「第2種」障害者
	障害者が単独で乗車	障害者が介護者とともに乗車	
乗車券（運賃）	障害者：5割引	障害者：5割引 介護者：5割引（1人のみ）	障害者：5割引 介護者：5割引（1人のみ）

※精神障害者保健福祉手帳については，1級が第1種障害者，2級以下が第2種障害者と同じ扱いになります。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は，保健所健康づくり課，各保健センターへお尋ねください。

※平成29年4月1日から，乗車券のみ，小人も割引の対象となります。

ハレカハーフによる運賃の割引（路線バス・路面電車等）

岡山市では、令和3年10月1日より、高齢者及び障害者（難病患者を含む）の方を対象とした路線バス・路面電車等の運賃半額割引を実施しています。半額割引でご利用いただくには、割引専用のICカード「ハレカハーフ」が必要となりますので、まずはカードの交付申し込みをお願いします。詳しくは、岡山市ホームページをご確認ください。



- 【対象者】① 65歳以上の岡山市民（満65歳となる2週間前から申し込みできます）
② 身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，
特定医療費（指定難病）受給者証，障害福祉サービス受給者証をお持ちの岡山市民

【割引】半額

- 【条件】路線バス・路面電車等をハレカハーフで利用した場合，かつ乗車または降車いずれかが岡山市内の場合（対象②に該当する方は市外で利用した場合も半額）
※障害者用のハレカハーフで路線バス・路面電車をご利用の場合，障害者手帳の提示は必要ありません
※第1種障害者の方は，同乗の介助人の方1名も半額となり，まとめ払いが可能です。

- 【対象】①路面電車
②路線バス
＜全線で利用可能＞中鉄バス，宇野自動車，両備ホールディングス
岡山電気軌道，下津井電鉄，八晃運輸
＜一部で利用可能＞備北バス・・・地頭線（天満屋⇄地頭）
中鉄北部バス・・・勝山線（天満屋⇄勝山）
③定期船 宝伝一犬島航路（宝伝港⇄犬島港）

- 【申込】下記のいずれかの方法で申し込みいただき，受理後，2週間程度で住民票に登録された住所にハレカハーフを郵送します。
手軽な簡単なWEBでの申し込みをお勧めします。

＜郵送＞岡山市役所交通政策課宛に交付申込書を郵送
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

- ＜WEB＞岡山市電子申請サービスから申し込み
STEP1) 岡山市電子申請サービスへアクセス
STEP2) 手続き名に「ハレカハーフ」を入力し，「個人が利用できる手続き」を選択し，申し込みフォームへ移動
STEP3) 申し込みフォームを入力し，顔写真データを添付し申し込み



＜窓口＞各区役所（総務・地域振興課）に交付申込書を提出
※写真が貼付されていない場合は窓口で受け付けできませんのでご注意ください。

- 【申込書】申込書は，以下の場所で入手できます。
岡山市本庁舎（1階市民情報コーナー），岡山市保健福祉会館（1階受付），各区役所，支所・地域センター，市民サービスセンター，各区福祉事務所，保健センター，路線バス・路面電車の車内，交通事業者の市内窓口，岡山市ホームページからダウンロード

【問い合わせ】交通政策課 ☎ 803-1376／FAX 234-0435

タクシー運賃の割引

[窓口] 各タクシー会社

タクシーを利用する際に、身体障害者手帳または療育手帳（障害者手帳アプリ「ミライロID」を含む）を提示すると、運賃の割引を受けることができます。ご利用前に各タクシー会社・運転手へ確認してください。

[対 象 者] 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

[割 引 率] 運賃・料金の1割引

リフト付きタクシー

[窓口] 各タクシー会社

車椅子などに乗ったまま利用できるリフト付きなどのタクシーがあります。いずれも、予約が必要です。

高松タクシー（☎ 287-2009）	車椅子2台、ストレッチャー1台が固定できる車両があります。折りたたみ式車椅子も1～2台乗せられます（この場合、座席に移ります。）。同時に乗せられる車椅子、ストレッチャーの台数については、車両により異なりますので、各タクシー会社営業窓口におたずねください。
下電タクシー（☎ 262-7733）	車椅子1台が固定できるスロープ式の車両があります。
平和タクシー（☎ 223-4040）	車椅子に乗ったまま利用できるスロープ式の車両が15台あります。車椅子の大きさによって対応車種が異なるので、事前に（2日前までに）お問い合わせください。
旭タクシー（☎ 242-0001）	車椅子に乗ったまま利用できるスロープ式、車椅子1台を固定できる車両があります。
新光タクシー（☎ 943-1500）	車椅子1台が固定できる車両、スロープ式車両があります。

※利用する場合は、料金システムなどの詳細を確認してください。

福祉タクシー

[申請窓口] 各福祉事務所、各支所

外出にタクシーを利用する重度の心身障害者の負担を軽くするため、利用券を交付することにより、タクシーの乗車料金を助成します（※利用券は1回の乗車につき1枚しか使用できません。）。

対 象 者	次の要件にすべて該当する方 （1）市内に住所を有する在宅の方 （2）身体障害者手帳1，2級又は療育手帳Aの方 （3）所得税非課税世帯の方（※住民票を分けていても、同一生計の場合は同じ世帯として取扱います）
必要なもの	●福祉タクシー利用券交付申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳 ○印鑑（自署の場合印鑑不用） （※代理人が申請される場合は、上記に加え代理人の確認に、免許証や保険証等の身分証及び印鑑（自署の場合印鑑不用）が必要です。）
交付枚数	1月あたり4枚（申請した月によって交付枚数が異なります。） ただし、対象者のうち、特定疾患医療受給者証又は特定医療費（指定難病）受給者証所持者で週2回以上通院している方、血液透析受療者で週2回通院している方には1月あたり8枚交付し、血液透析受療者で週3回以上通院している方には1月あたり12枚交付します。
助成金額	1回の乗車につき利用券1枚630円まで

単独で電車やバス等の交通機関の利用が困難な方のために、低廉な料金で福祉車両等を使用して送迎するサービスです。利用するには、事前に下記の各事業者に登録する必要があります。登録後は、予約して利用できます。利用できる方の条件・利用料金・営業日・時間等は事業所によって異なりますので、詳しくは、各事業者へお問い合わせください。

〔対象者〕 他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であって、次のいずれかに該当する者

- ①身体障害者(身体障害者福祉法第4条) ②精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条)
 ③知的障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号) ④要介護認定を受けている者(介護保険法第19条第1項)
 ⑤要支援認定を受けている者(介護保険法第19条第2項)
 ⑥基本チェックリスト(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準)に該当する者
 ⑦その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

〔事業所一覧〕 (令和7年4月現在)

事業所	所在地	電話	FAX	対象
じんや	北区今2-17-27 アルファシティ今公園 1104	239-5695	—	①②③④⑤
イドラック	北区今保 557-16	362-7639	—	①②③④⑤⑥
ヘルパーステーションともだち	北区鹿田町 1-7-10	234-9206	—	①②③④⑤
わくわくサポートセンター	北区花尻ききょう町 14-108	286-0951	284-9364	①③④
地域サポートセンター仲よし	北区広瀬町 10-9	223-1181	223-1182	①②③
ケアサポートみずのわ	北区奉還町 2-9-3	250-8278	—	①
特別養護老人ホーム足守荘	北区下足守 1898	295-1800	295-1700	①④⑤⑦
旭水荘福祉有償サービス	北区建部町福渡 1005-1	722-2511	—	①④
ハッピーライフヘルパーステーション	北区撫川 440-1	903-3001	—	①③④⑤
ケアハウスさえずり	北区檜津 429-1	284-1237	284-1247	④⑤
特別養護老人ホーム憩いの丘	北区日近 1807	295-1155	295-0223	①②③④⑤⑦
特別養護老人ホーム宇甘川荘	北区御津紙工 1410	726-0331	—	②④⑤
福祉有償運送かけはし	北区牟佐 1085-18	230-5333	230-5330	①②③⑦
翔洋会福祉移送サービス	中区海吉 2306-1	200-1050	274-4111	①②③④⑤
コンパス娘息子代行サービス岡山支部	中区円山 1027-14	206-4165	206-6541	④⑤⑥
特別養護老人ホーム阿知の里	東区下阿知 1180	946-1165	946-1140	④⑤⑦
福祉有償運送しらさぎ	東区宿毛 745-3	946-2606	946-2613	①③④⑤
ヘルパーステーションあかね	東区吉原 222	944-2352	943-3493	①②④
福祉のかどくら ※旭川より東の区域のみ	東区南古都 134-145	0120-9876-23	050-3730-1458	①②③④⑤
ヘルパーステーションあじさい	南区浦安本町 182-1	261-2984	261-2982	④⑤
健寿会	南区北浦 100	267-2323	267-2488	①④⑤
ヘルパーステーションつむぎ	南区築港ひかり町 3-5	902-1120	250-9231	①②③④⑤
パンフルート (岡山南障害者地域生活支援センター)	南区福富西 1-14-21	261-9660	259-3881	①②③
有償運送 ホウメイ	南区当新田 379-18	250-9230	250-9231	②
(NPO)アール・ケアスタイル ※南区のみ	玉野市東高崎 25 番地 34	0863-73-9211	—	①④⑤
こうなん福祉会 ※南区のみ	玉野市八浜町大崎字天神 169-13	0863-53-9333	—	④⑤
養護老人ホーム楽々園	瀬戸内市邑久町北池 169	0869-22-0165	0869-22-0880	④⑤⑦
藤花会 福祉移送サービスせとうち	瀬戸内市邑久町福中 1180	0869-22-2006	0869-22-2828	①②③④⑤
コンシェルジェ茶屋町	倉敷市帯高 440-6	086-476-5757	—	①②③
なないろ	倉敷市栗坂 12-2	086-486-1705	086-463-2204	①②③
ももぞの学園 吉備自立支援センター	総社市下林 1287-1	0866-90-0907	0866-90-0906	①②③⑤

身体に障害のある方（聴覚に障害のある方を含む。）が自動車の運転免許を取得する場合は、事前に岡山県運転免許センターで「運転の適性に係る相談」を受けてください。（身体障害者手帳の交付を受けている方は、手帳を持参してください。）

運転の適性に係る相談の結果に基づいて交付される「安全運転相談者審査票」を持って、それぞれの自動車教習所等で入所の手続きをしてください。

身体に障害のある方（聴覚に障害のある方を除く。）

- ・身体の状態により運転免許に条件が付く場合があります。

聴覚に障害のある方

- ・補聴器等を使用することなく、両耳の聴力が10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる場合
全ての運転免許を取得することができます。（運転免許に条件は付きません。）
- ・補聴器等を使用することにより、両耳の聴力が10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえる場合
全ての運転免許を取得することができます。（運転免許に「補聴器」条件が付きます。）
- ・補聴器等を使用しても、両耳の聴力が10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない場合
第一種運転免許のうち準中型自動車免許、普通自動車免許を取得することができます。（運転免許に「特定後写鏡等」条件が付きます。）
- ・運転免許証に「特定後写鏡等」の条件を付された方が、準中型自動車及び普通自動車を運転する場合は、車両に「聴覚障害者標識」を付けなければなりません。

*大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許については、聴覚に関係なく取得することができます。

詳しいことは、下記までお問い合わせください。

聴覚障害者標識



[問合せ先] 岡山県運転免許センター（岡山市北区御津中山444-3） ☎ 724-2200 / FAX 724-2440

安全運転相談窓口 専用ダイヤル #8080（シャープハレバレ）

[相談受付] 毎週月曜日～金曜日（祝・休日・12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

・来場相談 8時30分～16時00分 ・電話相談 10時00分～17時00分

※身体障害に関する相談については、実際に身体の状態を確認させていただきますので事前の予約が必要となります。

自動車運転免許の取得費の助成

[申請窓口] 各福祉事務所、各支所

障害者が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します（ただし、免許の交付日が属する年度内の申請に限りま

対象者	次のいずれの要件にも該当する方 ※所得制限があります。 (1) 市内に住所を有し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方 (2) 自動車運転免許を取得することによって、就労など社会参加が見込まれる方 (3) 市税を完納していること
助成額	自動車運転免許の取得に直接かかった費用の3/5（1,000円未満切り捨て）※限度額100,000円
必要なもの	[申請するとき]（※申請者は障害者本人） ●申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳 ○申請者が市税の滞納がないことを証明するもの（滞納無証明書） [請求するとき] ●請求書 ○運転免許証の写し ○申請者名義の領収書等（所要経費を証明できるもの） ○申請者名義の振込口座がわかるもの

障害者自動車改造費の助成

[申請窓口] 各福祉事務所、各支所

就労等のため、障害者本人が所有し運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある方に、改造費の一部を助成します（ただし、改造を行った日の属する年度内に申請したものに限りします。）。

対象者	次の要件にすべて該当する方。ただし、以前に決定を受けた方は7年間は新たな助成を受けることはできません。 （１）市内に住所を有し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方 （２）就労等のため、障害者本人が所有し運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある方 （３）市税を完納していること ※所得制限があります。
助成額	改造にかかる費用の3／5（1,000円未満切り捨て） ※ただし、100,000円を限度とします。
必要なもの	[申請するとき]（※申請者は障害者本人） ●申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳 ○運転免許証の写し ○改造を行う業者の見積書（改造箇所、経費がわかるもの） ○申請者が市税の滞納がないことを証明するもの（滞納無証明書） [請求するとき] ●請求書 ○車検証（※注1） ○申請者名義の振込口座がわかるもの（通帳） ○申請者名義の領収書等（所要経費を証明できるもの） ○改造後の自動車の写真（プレート番号がわかる全体と改造部分のもの） （※注1「所有者の氏名又は名称」の記載のない電子車検証の場合、申請者が保有する電子機器等により確認可能。また、従来の車検証と同等の情報が記載されている「自動車検査証記録事項」により確認することも可能）

障害者介護用自動車改造費の助成

[申請窓口] 各福祉事務所、各支所

※改造済自動車（福祉車両）の購入も対象になります。

車椅子等を利用する障害者が乗り降りしやすいように、所有する自動車を改造又は改造済自動車を購入しようとする介護者の方に、改造費の一部を助成します（ただし、改造を行った日の属する年度内に申請したものに限りします。）。

対象者	次の要件にすべて該当する方。ただし、以前に決定を受けた方は7年間は新たな助成を受けることはできません。 （１）市内に住所を有し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けかつ移動に介護を必要とする状態が継続する障害者と同居又は生計を一にしている方（障害者と別世帯にある場合、出稼ぎ、勤務の都合上形式的に別世帯になっているときを除き、生計を一にするとはいえません。） （２）障害者が安全容易に乗降でき、車椅子等が車内に収納・固定できるようにこれから改造、またはその装備のある自動車を購入する方（道路運送車両法の保安基準に適合する自動車であること） （３）申請者（介護者）が市税を完納していること ※所得制限があります。
助成額	改造にかかる費用の3／5（1,000円未満切り捨て） ※ただし、100,000円を限度とします。
必要なもの	[申請するとき]（※申請者は介護者） ●申請書 ○身体障害者手帳又は療育手帳 ○自動車の改造計画書（改造前と改造後のカタログ） ○自動車の改造見積書（改造または販売を行う業者の見積書で、標準車、改造箇所と改造にかかる経費を明らかにしたもの） ○車検証（※注1）及び改造前の自動車の写真（現に所有する自動車を改造する場合のみ） ○申請者（介護者）が市税の滞納がないことを証明する納税証明書（滞納無証明書） [請求するとき] ●請求書 ○改造または購入後の車検証（※注1） ○申請者名義の領収書等（所要経費を証明できるもの） ○申請者（介護者）名義の振込口座がわかるもの（通帳） ○改造又は購入後の自動車の写真（プレート番号がわかる全体と改造部分のもの） （※注1「所有者の氏名又は名称」の記載のない電子車検証の場合、申請者が保有する電子機器等により確認可能。また、従来の車検証と同等の情報が記載されている「自動車検査証記録事項」により確認することも可能）

有料道路における障害者割引

【申請窓口】 各福祉事務所、各支所、（※）オンライン申請

【問い合わせ】 NEXCO西日本お客さまセンター（24時間） ☎ 0120-924-863（フリーダイヤル）

本州四国連絡高速道路お客さま窓口（9:00～17:30） ☎ 078-291-1033（通話料有料）

（※）高速道路会社によるオンライン申請受付サイト（<https://www.expressway-discount.jp>）

- ・自家用車を事前登録のうえ、ETC 利用申請される方が対象
- ・マイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要
- ・詳しくはオンライン申請受付サイトをご確認ください。



有料道路における障害者割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、通行料金の割引措置をさせていただくものです。

事前に本割引の登録手続きを行い、有料道路の料金所で手帳を提示することで通常料金の半額割引を受けることができます（自動車を登録のうえ、併せて申請することで、登録した自動車を利用する場合に限り、ETCノンストップ走行でも割引を受けることができます。）。

対象となる方の範囲	区分	対象となる方
	障害者ご本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けている方
	障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が乗車する場合（以下、「介護運転」といいます。）	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受け、かつ、重度障害者の方（※①重度障害者は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲になります。※②15歳未満の重度身体障害者について、その保護者が代わって身体障害者手帳の交付を受けられ、身体障害者ご本人が乗車していない場合、割引の対象になりません。）
対象となる自動車の範囲	【事前登録できる自動車】 ※障害者1人につき自動車1台まで ◆乗用自動車（自動車検査証等の「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。） ◆貨物自動車（自動車検査証等の「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。） ◆特種用途自動車（自動車検査証等の「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。） ◆二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。） ※本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（重度障害者で、上記の方が自動車を所有していないときは、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方）が所有する自動車、障害者1人につき1台に限る。ただし、営業用の自動車を除く。 ※ETCノンストップ走行での割引申請を行うためには、自動車の事前登録が必要です。	
	【事前登録できない自動車】 ◆レンタカー（貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。） ◆借用自動車（車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。） <重度障害者の方に限る> ◆介護・福祉タクシー、一般タクシー（道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車のうち、「自家用・事業用の別」に「事業用」と記録されているもの。） ◆福祉有償運送車両（道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車） ※ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは割引を受けることができませんので、タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ず申し、利用できるか確認したうえで乗車ください。	

	※対象とならない自動車 ◆割賦契約（ローン）や貸借契約（リース車やレンタカー）等により自動車を利用している場合以外で、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に法人名が記録されているもの（ただし、重度の障害をお持ちの方が介護運転として利用される、タクシーや福祉有償運送車両を除きます。）。なお、法人名義の自動車を個人的に利用する場合や、営業や事業の手段として自動車を利用する場合も本割引の対象となりません。 ◆軽トラック、バス、乗合タクシー、デマンドタクシー等 ◆貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しがされているもの ◆外見上営業のために使用していることが明らかであるもの（ただし、重度の障害をお持ちの方が介護運転として利用される、タクシーを除きます。）							
割引額	通常料金の半額							
事前登録で必要な書類	書類名	手続き内容						必要なケース
		事前申請において 自動車を登録する場合			事前申請において 自動車を登録しない場合			
		新規	変更	更新	新規	変更	更新	
	障害者ご本人の手帳	○	○	○	○	○	○	常に必要
	手帳に自動車登録番号等の記載を受けられようとする自動車の自動車検査証等（注１）	○	○	○	×	×	×	自動車を登録する場合
	割賦契約書又はリース契約書	○	○	○	×	×	×	割賦購入又は長期リースにより自動車を利用されている場合
	ＥＴＣカード（注５）	○	○（注２）	×	×	×	×	ＥＴＣ無線通信での利用をされる場合
	ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等（注６）	○	○（注３）	×	×	×	×	ＥＴＣ無線通信での利用をされる場合
	運転免許証	○	×	×	○	×	×	本人運転をされる場合
（注１）「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、申請者の方が保有する電子機器等により確認します。 また、従来の車検証と同等の情報が記載されている「自動車検査証記録事項」により確認することも可能です。 （注２）カード名義、番号を変更する場合のみ（注３）車載器管理番号を変更する場合のみ （注４）前回申請から変更しない場合のみ （注５）未成年の重度障害者の方がご本人以外の方の運転による本割引の適用を受け、かつご本人の運転による本割引の適用を受けない場合は、親権者又は法定後見人（家庭裁判所が選任した未成年後見人等）名義のものも対象になります。 （注６）ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるものをお持ちください。								
登録手続	本割引の対象である旨（障害者ご本人が運転される場合は「道路」、障害者ご本人以外の方の運転が認められる場合は「道路介護」と赤で記載）及び割引有効期限等を記載したシールを貼付けいたします。 【有料道路における障害者割引制度のご案内１．（５）①i）参照】							
有効期限	申請日から、対象者の２回目の誕生日まで（更新申請の場合は約２年間） ※更新申請は有効期限の２カ月前から可能です（ＥＴＣ利用の場合、３週間前までに更新申請をしてください。）。							
【ご利用の際の注意事項】 ◆有料道路をご利用時は、必ず手帳を携行してください。 ◆㈱ミライロが提供する障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」を提示していただくことで、手帳の提示の代わりとすることができます。（有料道路でのミライロＩＤご利用の場合、マイナポータルとの連携が必要です。） 通信状況等により料金所での確認ができない場合は、手帳を提示してください。 ◆介護運転においては、いかなる場合でも障害者ご本人が乗車されていない場合は割引の適用にはなりません。 ◆虚偽の申告によって通行料金割引登録をしたり、手帳の貸与や譲渡など不正行為及び不正通行があった場合には、当該障害者に対する割引を５年間停止します。 ◆ＥＴＣ利用登録をされている場合でも、ＥＴＣレーンが点検等で通過できない場合は、一般レーンで必ず係員に手帳を提示してください。手帳の提示がない場合は割引の適用にはなりません。								

市営駐車場の駐車料金の減額

下記の市営駐車場を利用する方がそれぞれの対象者に該当する場合、駐車料金の2分の1が減額されます。

◆天神町駐車場、駅元町北駐車場、駅南駐車場、城下地下駐車場、西大寺駅駐車場、妹尾駅駐車場、瀬戸駅駐車場、万富駅駐車場、福渡駅駐車場、南区役所駐車場、浦安総合公園東駐車場、北長瀬未来ふれあい総合公園駐車場

対象者	(1)身体障害者の方で、自動車税、軽自動車税の減免措置を受けている自動車を自ら運転し、もしくは生計を一にする方の運転に同乗し、駐車場を利用する場合 (2)身体障害者手帳1級又は2級、戦傷病者手帳特別項症・第一項症・第二項症を所持している方で、自ら運転し、駐車場を利用する場合 (3)身体障害者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症・第一項症・第二項症、療育手帳A、又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方を同乗し、駐車場を利用する場合 【障害者手帳アプリ「ミライロID」のご提示でも減免が適用されます】	
利用方法	天神町駐車場、城下地下駐車場	精算手続きを行う前に各駐車場管理事務所で手帳等を提示し、減額を受けてください。 ※障害者手帳アプリ「ミライロID」をお持ちの方は、出口精算機の二次元コードリーダーにかざすことで料金が減額されます。
	駅南駐車場	精算手続きを行う前に駐車場管理室で手帳等を提示し、減額を受けてください。 管理人が不在の場合、事前精算機に設置してあるインターホンを用いてお客様センターと連絡を取り、遠隔カメラに向けて手帳等を提示し、減額を受けてください。 精算後、出庫時に出口精算機に設置してあるインターホンを用いて再度、お客様センターと連絡を取り、「減額料金支払い済み」の旨をお伝えください。確認完了後に遠隔操作でゲートが開きます。 ※障害者手帳アプリ「ミライロID」をお持ちの方は、事前精算機の二次元コードリーダーにかざすことで料金が減額されます。
	駅元町北駐車場、妹尾駅駐車場、瀬戸駅駐車場、万富駅駐車場、福渡駅駐車場	出口精算機に設置してあるインターホンを用いてお客様センターと連絡を取り、遠隔カメラに向けて手帳等を提示し、減額を受けてください。 ※障害者手帳アプリ「ミライロID」をお持ちの方は、出口精算機の二次元コードリーダーにかざすことで料金が減額されます。
	西大寺駅駐車場（定期契約専用）	定期契約をご希望の方は、管理事務所（☎ 225-7110、城下地下駐車場内）にお問い合わせください。
	南区役所駐車場 浦安総合公園東駐車場 北長瀬未来ふれあい総合公園駐車場	精算手続きを行う前に、出口精算機に表示している問い合わせ先に連絡を取り、減免の手続きを行ってください。
問い合わせ	天神町駐車場	管理事務所（城下地下駐車場内） ☎ 225-7110
	駅南駐車場	管理事務所 ☎ 221-9809
	駅元町北駐車場、城下地下駐車場、西大寺駅駐車場、妹尾駅駐車場、瀬戸駅駐車場、万富駅駐車場、福渡駅駐車場	管理事務所（城下地下駐車場内） ☎ 225-7110
	南区役所駐車場	南区役所 総務・地域振興課 ☎ 902-3500
	浦安総合公園東駐車場	南区役所 地域整備課 ☎ 902-3527
	北長瀬未来ふれあい総合公園駐車場	管理事務所 ☎ 245-5260

◆烏城公園駐車場

対象者	普通自動車を自ら運転し、もしくは同乗し、駐車場を利用する方で、次のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳所持者 (2)療育手帳所持者 (3)精神障害者保健福祉手帳所持者
利用方法	精算前に精算機のカメラに手帳を掲示し、減額を受けてください。
問い合わせ	賑わい烏城公園事務所 ☎ 226-4809

市営自転車等駐車場の駐車料金の無料化

市営自転車等駐車場では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳及び戦傷病者手帳を所持されている方が定期駐車を利用される場合、駐車料金がかりません。

【利用方法】各駐車場の管理人に手帳等を提示の上、定期利用申請をしてください。

【障害者手帳アプリ「ミライロID」のご提示でも適用されます】

駐 車 場 名	問い合わせ
岡山駅東口地下自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 801-0884
岡山駅西口地下自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 252-4225
駅元町北自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 254-4700
天神町自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 225-7110
北長瀬駅南口自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 245-6260
大元駅前自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 241-0181
庭瀬駅第2自転車等駐車場（学生のみ）、庭瀬駅第3自転車等駐車場（学生のみ）	管理事務所 ☎ 293-3736
備前一宮駅前自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 284-8896
高島駅前自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 275-2190
高島駅第2自転車等駐車場、高島駅第3自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 270-0551
東岡山駅前自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 279-3598
大多羅駅前自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 942-0421
西大寺駅前自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 944-1807
妹尾駅前自転車等駐車場	管理事務所 ☎ 282-5334

「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

【申請窓口】各福祉事務所、各支所、各保健センター、各区役所市民保険年金課、障害者更生相談所、こども総合相談所

身体障害者等用駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者に専用の利用証を交付し、県と協定を結んだ施設の駐車スペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図る制度です。詳しくは、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

【対象者】次のいずれかに該当し、歩行が困難な方。

①身体障害のある方 ②知的障害のある方 ③精神障害のある方 ④高齢、難病の方 ⑤けが人、妊産婦

【必要なもの】●申請書 ○対象者であることが確認できる書類（身体障害者手帳など）

【問い合わせ】岡山県障害福祉課 福祉推進班 ☎ 226-7362／FAX 224-6520

ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/page/detail-85383.html>

次のいずれかに該当する方は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

- (1)身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、岡山県道路交通法施行細則別表第1に掲げる障害を有する方で、かつ、歩行が困難である方
- (2)療育手帳Aの交付を受けている方
- (3)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- (4)小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方のうち、色素性乾皮症に該当する方

また、この標章を使用して駐車できるのは、道路標識又は道路標示により駐車禁止とされている場所であり、標章の交付を受けた者が現に使用中の車両に、交付された標章を掲出する必要があります。

ただし、(4)で標章の交付を受けている場合は、昼間（日の出から日没までの時間に限る）のみ、この標章によって駐車をすることができます。

使用に際しては駐車の方法に従い、他の交通の妨害にならないようにするとともに、交差点等の駐停車禁止場所や車庫前等法定で駐車禁止とされている場所には駐車できませんので注意してください。標章の有効期限は3年間です。

現在交付を受けていて更新しようとする方は、有効期限の1か月前から手続きをすることができます。

[申請・問い合わせ先]

住所地又は勤務先を管轄する警察署の交通課（交通第一課又は地域交通課），岡山県警察本部交通規制課

※身体障害者の方は（公財）岡山県身体障害者福祉連合会でも手続きの代行ができます（有料：1,200円）。

…北区南方2-13-1(きらめきプラザ1階) ☎ 223-4562

「オストメイトマーク」・オストメイト対応トイレの設置場所



人工肛門・人工膀胱を造設している方が、腹部に装着した便や尿を溜めておくための袋（パウチ）や腹部を洗浄しやすいように配慮されたオストメイト対応等のトイレであることを示すマークです。

下記の岡山市公共施設には、オストメイト対応トイレ又はオストメイト対応付帯機器のあるトイレが設置されています。すべて温水機能がついています。

設置施設	所在地	設置施設	所在地
岡山市役所 本庁舎 1 階	北区大供一丁目 1-1	岡山市城下地下広場	北区丸の内一丁目
〃 分庁舎 1 階	北区大供一丁目 2-3	三本松前観光トイレ	北区建部町福渡 966 番地
岡山市保健福祉会館 1 階	北区鹿田町一丁目 1-1	建部町八幡温泉郷観光トイレ	北区建部町建部上
岡山市水道局本局 2 階 4 階 6 階	北区鹿田町二丁目 1-1	岡山ふれあいセンター	中区桑野 715-2
北ふれあいセンター	北区谷万成二丁目 6-33	中区福祉事務所	中区赤坂本町 11-47
岡山シティミュージアム	北区駅元町 15-1	中区役所	中区浜三丁目 7-15
岡山芸術創造劇場ハレノワ	北区表町三丁目 11-50	岡山市東山斎場	中区門田本町二丁目 4-1
中央図書館	北区二日市町 56	岡山市宇野コミュニティハウス	中区原尾島一丁目 9-1
オリエン特美術館	北区天神町 9-31	岡山市中消防署 1 階	中区今在家地先
岡山市発達障害者支援センター(ひかりんく)	北区春日町 5-6	操山公民館	中区国富三丁目 9-12
吉備公民館	北区庭瀬 416	東区役所	東区西大寺南一丁目 2-4
北区役所一宮地域センター	北区一宮 638-1	東区役所瀬戸支所	東区瀬戸町瀬戸 45
北区役所高松地域センター	北区高松原古才 247	西大寺ふれあいセンター	東区西大寺中二丁目 16-33
北区役所御津支所 1 階	北区御津金川 1020	西大寺緑花公園	東区西大寺南一丁目 2-3
岡山市金川地区コミュニティハウス	北区御津金川 962-1	岡山市古都コミュニティハウス	東区古都宿 306
岡山市竹枝コミュニティハウス	北区建部町吉田 808-1	東区役所上道地域センター	東区東平島 191
岡山市弘西コミュニティハウス	北区番町一丁目 14-9	上道公民館	東区東平島 191
岡山市営駅南駐車場	北区下石井一丁目 5-1	浅越スポーツパーク	東区浅越 625
岡山城天守閣 地下 1 階	北区丸の内二丁目 3-1	西大寺観音院駐車場トイレ	東区西大寺三丁目
烏城公園 南側・北側	北区丸の内二丁目 3-1	南区役所	南区浦安南町 495-5
烏城公園駐車場	北区丸の内二丁目 2-3	南区役所灘崎支所 2 階	南区片岡 207
造山古墳観光駐車場	北区新庄下 789	南区役所興除地域センター	南区中畦 593
北長瀬未来ふれあい総合公園	北区北長瀬表町二丁目 17-20	南区役所福田地域センター	南区古新田 1186
星空の郷(岡山市岡山北斎場)	北区富吉 2707-8	西ふれあいセンター	南区妹尾 880-1
健康みつ 2 1 公園	北区御津伊田	南ふれあいセンター	南区福田 690-1
高松城址公園 資料館	北区高松 558-2	岡山市福島コミュニティハウス	南区千鳥町 26-11
下石井公園	北区幸町 10-1001	岡山市灘崎コミュニティハウス	南区片岡 1079
岡山市北消防署 2 階	北区鹿田町二丁目 4-1	岡山市迫川コミュニティハウス	南区迫川 1088
岡山市西消防署 2 階	北区野殿西町 427-1	岡山市七区コミュニティハウス	南区西七区 231
岡山市旭西排水センター管理棟 1 階	北区七日市西町 6-10	南区役所児島地域センター	南区北浦 716 番地
野田屋町公園	北区野田屋町二丁目	浦安総合公園 野球場	南区浦安南町 493-2
岡山市営城下地下駐車場	北区表町一丁目城下地下 1 号	岡山市南消防署 2 階	南区浦安南町 495-88
		岡山市消防教育訓練センター 一水難救助訓練施設	南区浦安南町 495-88

③身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）

身体障害者補助犬法 [問い合わせ・補助犬苦情受付窓口] 障害福祉課(☎ 803-1236/FAX 803-1755)



身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）とは、目、耳や手足に障害のある方の生活を支えるために特別に訓練された犬で、身体障害者補助犬法で認定されている犬のことです。

身体障害者の自立および社会参加を促進するため、平成14年10月から身体障害者補助犬法が施行され、平成15年10月からは、不特定かつ多数の人が利用する施設において、身体障害者補助犬の同伴を拒めないこととなり、また、平成19年12月には、身体障害者補助犬法の一部を改正する法律が公布され、平成20年10月からは、身体障害者の勤務先での身体障害者補助犬の受け入れが義務化されました。

身体障害者補助犬の役割や育成状況、受け入れに関するQ & Aなどをまとめたリーフレットやステッカーを、ご希望の方に配布していますので、障害福祉課までお問い合わせください。

身体障害者補助犬育成事業（※岡山県実施事業）

[申請窓口] 各福祉事務所、各支所

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を必要とする方に対し、身体障害者補助犬を貸与します。

対象者	岡山県内に1年以上居住し、在宅で18歳以上の方で次のいずれかに該当する方 (※世帯の所得要件があります。) (1) 盲導犬…視覚障害1級の方 (2) 介助犬…肢体不自由2級以上の方 (3) 聴導犬…聴覚障害2級以上の方
必要なもの	●申請書 ●誓約書 ●承認書 ○住民票抄本 ○身体障害者手帳 ○就労証明書又はこれに代わるもの

身体障害者補助犬飼育費の助成

[申請窓口] 各福祉事務所、各支所

身体障害者補助犬を現に使用し飼育している方に、飼育に要する費用の一部を助成します。

対象者	市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、次のいずれかの要件に該当する方（※所得制限あり、市税に滞納がないこと） (1) 視覚障害1級で、盲導犬を現に使用し飼育している方 (2) 肢体不自由2級以上で、介助犬を現に使用し飼育している方 (3) 聴覚障害2級以上で、聴導犬を現に使用し飼育している方
助成額	月額 6,000円
必要なもの	●申請書 ○身体障害者補助犬使用者証の写し ○身体障害者手帳 ○申請者について市税の滞納がないことを証明する納税証明書（滞納無証明書） ○申請者名義の振込口座がわかるもの

④ 住 宅

市営住宅（下肢障害者向け）への入居

【問い合わせ】岡山市営住宅管理センター ☎ 206-5560

車椅子利用の方のために住みやすく設計された住宅があります。

【入居資格】申込者又は同居する親族が、次のいずれかに該当する場合

- ①下肢のみの障害で身体障害者手帳（１，２級）の交付を受けている方
- ②直近の公募において入居者がなかった住宅については、下肢のみの障害で身体障害者手帳（１，２級）の交付を受けている方又は下肢若しくは体幹機能の障害のため身体障害者手帳の交付を受けている方であって、当該障害により常時車椅子を使用している方

市営住宅入居者選考時の優遇措置 【問い合わせ】岡山市営住宅管理センター ☎ 206-5560

市営住宅入居者の選考をするための公開抽選にあたり、下記に該当する世帯は、抽選番号を２つ割り当てる優遇措置が受けられます。

【対象世帯】申込者又は同居する親族が、次のいずれかに該当する場合

- ①身体障害者手帳（１級～４級）の交付を受けている方
- ②精神障害者保健福祉手帳（１～３級）の交付を受けている方
- ③療育手帳（ＡまたはＢ）の交付を受けている方
- ④戦傷病者手帳（第１款症以上）の交付を受けている方
- ⑤難病患者等（障害者総合支援法第４条第１項に規定する治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であって障害福祉サービス受給者証又は、地域相談支援受給者証を所持している方）

市営住宅バリアフリー化リフォーム事業

【問い合わせ】岡山市営住宅管理センター ☎ 206-5560

市営住宅に入居している高齢者や障害者の方で、日常生活に支障があるために手すりの取付けやドアの改修などを希望される方が対象となります（※対象となる住宅、工事内容、年齢、障害の種別など条件があります。）。

すこやか住宅リフォーム事業

【申請窓口】各福祉事務所、各支所

介護保険の要介護・要支援認定を受けた方や、身体障害者手帳の交付を受けた視覚又は肢体に障害のある方（障害の程度が２級以上）で、日常生活を営むうえで介助を要する方が住まいを改造する場合、改造費用の一部を助成します。

助成額	助成額は助成対象工事に要する費用のうち適当と認める額の7/10～10/10で、助成額は70万円が限度とします。 ただし、介護保険の住宅改修費または障害者日常生活用具給付事業（72ページ）の居宅生活動作補助用具の給付を受けることができる場合は、20万円を減額します。
手続き	管轄の各福祉事務所又は、各支所へご相談ください。 この制度が利用できる方については訪問調査に伺います（※助成が決定してから工事を始めてください。）。

⑤ 公共料金などの減免

家庭ごみの有料指定袋の減免措置

〔窓口〕 環境事業課，各区ごみ対策班，各地域センター，各福祉事務所，各支所

岡山市では，平成21年2月1日から，ごみの減量化・資源化の推進と排出量に応じた受益者負担の公平性の確保のため，家庭ごみの有料化が始まりました。

次の障害に係る減免対象の要件に該当する場合，所定の枚数の有料指定袋（20リットル袋または同数の10リットル袋）を無料で配布します。なお，建部支所管内にお住まいの方は，45リットル袋のみの配布となります。

他にも減免対象がありますので，詳しくは環境事業課へお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕 環境事業課（市役所分庁舎6階） ☎ 803-1297／FAX 803-1876

減免対象（減免対象の要件）	最高配布枚数 （年間）	申請に必要なもの	申請窓口
重度障害者（身体障害者手帳1～2級，療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者で在宅の方）	100枚 （建部支所管内以外）	○身体障害者手帳，療育手帳，または精神障害者保健福祉手帳	環境事業課，各区ごみ対策班，各地域センター，各福祉事務所，各支所（建部支所を除く）
	50枚 （建部支所管内）	〃	建部支所
障害者で紙おむつの給付を受けている方（「岡山市障害者日常生活用具給付事業」（72ページ）に基づき，紙おむつの給付を受けている方）	150枚 （建部支所管内以外）	〃	・管轄の福祉事務所 ・各支所（建部支所を除く）
	70枚 （建部支所管内）	〃	建部支所

※代理人が申請される場合は，代理人の確認に，免許証や保険証等の身分証が必要です。

※建部支所管内にお住まいの方は，建部支所でのみ手続きができます。

可燃ごみ等ふれあい収集

〔問い合わせ〕 環境事業課，各事業所

「可燃ごみ等ふれあい収集」とは，家庭から出る可燃ごみ，不燃ごみ，資源化物を指定した曜日及び時間に，自ら所定の集積場まで出すことが困難な要介護者，障害者世帯等を対象に，家屋の玄関先などからごみ等を戸別に収集する事業です。

※お住まいの地区の所定の曜日・時間に，玄関先等に出していただきます。

分別などは，ごみステーションへの排出方法と同様になります。

対象世帯	市内に在住し，在宅で生活され，世帯員全員が下記のいずれかの事由に該当する世帯が対象になります。 （1）介護保険の要介護1以上の認定を受けている方 （2）視覚障害又は肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている方
申込方法	窓口（各事業所）に，申請書をご記入のうえ，介護保険証や身体障害者手帳の写しなどを添付して提出していただきます（郵送可）。なお，在宅で介護支援を受けられている方は，申請前に居宅介護支援事業所等にご相談ください。

※建部支所管内にお住まいの方は，申込方法が異なりますので，建部支所へお問い合わせください。

「粗大ごみふれあい収集」とは、世帯員全員が、高齢・障害等の理由により、家庭から粗大ごみの排出をすることが困難な世帯の方に代わって、粗大ごみを搬出し、かつ、収集する事業です。

※ 収集は、戸別収集（有料）です。

※ 粗大ごみの設置状況等により、収集できない場合もあります。

対象世帯	世帯員全員の方が下記のいずれかの事由に該当しており、独自に屋外へ排出することが困難であることが条件となります。 (1) 65歳以上の方 (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方 (3) 介護保険の要介護又は要支援認定を受けている方 (4) 前(1)～(3)に掲げる方と同居する小学生以下の児童
申込方法	粗大ごみふれあい収集は、「粗大ごみ受付センター」へ電話かファクスでお申し込みください。 【受付時間】月曜日から金曜日 9時から16時（祝日可。年末年始を除く。）

※建部支所管内にお住まいの方は、申込方法が異なりますので、建部支所へお問い合わせください。

N H K 放送受信料

[窓口] 身体障害・知的障害・・・各福祉事務所、各支所

精神障害・・・各保健センター

[問い合わせ] N H K ふれあいセンター ☎ 0570-077077

次のような場合は、N H K の放送受信料の減免を受けることができます。詳しくはN H K へお問い合わせください。

	全 額 免 除	半 額 免 除
免除対象者	身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方のいる世帯で、かつ、その世帯構成員全員が市民税非課税である世帯（※1）	世帯主である受信契約者が下記のいずれかに該当する障害者手帳の交付を受けている世帯 ①視覚障害又は聴覚障害 ②身体障害1級又は2級 ③療育手帳A（※2） ④精神障害1級

※1 住居と生計をともにしている場合、住民票を分けていても同じ世帯として取り扱うことがあります。

※2 療育手帳をお持ちでない場合でも、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、または精神保健指定医により、知的障害者と判定されている場合も含まれます。

【問い合わせ先】：☎ 0570-077077（N H K ふれあいセンター）または、086-214-4740（N H K 岡山放送局・平日10:00～17:00）

※ ご転居の場合もご連絡ください。

ふれあい案内（N T T 1 0 4 無料番号案内）

〔窓口〕 ふれあい案内事務局 ☎ 0120-104-174/FAX 0120-104-134 （フリーダイヤル）

電話帳のご利用が困難な、目や上肢等の不自由な方および、知的障害や精神障害のある方が無料で番号案内をご利用できる制度です。詳しくはN T Tふれあい案内担当へお問い合わせください。ふれあい案内の利用については、N T T西日本及びN T Tの1 0 4をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、1 0 4をダイヤルした場合が対象となります。

対象となる障害	①身体障害者手帳の交付を受けた方で以下に該当する方 （１）視覚障がい…１級～６級 （２）肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）…１級，２級 （３）聴覚障がい…２級，３級，４級，６級（１級，５級はなし） （４）音声機能，言語機能又はそしゃく機能の障がい…３級，４級（１級，２級はなし） ②療育手帳の交付を受けた方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 ④戦傷病者手帳の交付を受けた方 （１）視力の障がい…特別項症～第６項症 （２）上肢の障がい…特別項症～第２項症 （３）聴覚障がい…第２項症，第４項症 （４）音声機能，言語機能又はそしゃく機能の障がい…第１項症，第２項症，第４項症
申込先	電 話 ０１２０－１０４－１７４（フリーダイヤル） F A X ０１２０－１０４－１３４（フリーダイヤル） 受付：９時～１７時，土・日・祝及び年末年始を除く ※F A Xによるお問合せに関する注意事項 ・お客様のお名前，F A X番号を用紙に記載し，F A X送信してください。
必要なもの	●申込用紙（上記のフリーダイヤルに申請してください） ○身体障害者手帳，療育手帳，又は精神障害者保健福祉手帳のコピー（氏名，生年月日，手帳番号，障害名，級別，障害の程度等の記載されている部分） ○代理の方が届け出る場合は登録申込者の印鑑が必要です

青い鳥郵便葉書の無償配付

〔窓口〕 各郵便局

通常郵便葉書（くぼみ入り，無地又はインクジェット紙のいずれか１種類）が20枚配付されます（無料）。

〔対象者〕 身体障害者手帳１級又は２級，療育手帳A（または１度，２度と表記されている方）の交付を受けた方

〔申込方法〕 最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）に身体障害者手帳又は療育手帳を持参のうえ申し込みます（代理人または郵便による申し込みもできます。）。なお，郵便で申し込む場合は，郵便局などに備え付けの整理票（適宜な用紙でも可）に，手帳の写しを同封して郵送してください。

〔申込期間〕 令和７年４月１日（火）～同年６月２日（月）まで

〔配付方法〕 配付開始日（４月２１日（月））以降，申込者の住所又は居所を受け持つ郵便局から専用封筒で郵送します。詳しくは，最寄りの郵便局へお問い合わせください。

携帯電話の割引

障害者手帳を所持している方が携帯電話の契約をする際に，基本料金等の割引を受けることができます場合があります。

〔対象〕 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方

〔内容・手続〕 各社それぞれの取り決めがありますので，販売店等にお問い合わせください。

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方が、公共施設などを利用する際に、手帳を提示すると入場料・利用料が減額又は免除されます。

施設名	所在地	電話番号	減額・免除内容		備考
			障害者	介護者(※障害者1人につき1人)	
オリエント美術館	岡山市北区天神町9-31	☎ 232-3636	無料	無料	
岡山城	岡山市北区丸の内2-3-1	☎ 225-2096	無料	無料	備前焼体験料は200円引き。 (介護者は除く)
県立博物館	岡山市北区後楽園1-5	☎ 272-1149	無料	無料	
県立美術館	岡山市北区天神町8-48	☎ 225-4800	無料	無料	
後楽園	岡山市北区後楽園1-5	☎ 272-1148	無料	無料	
岡山シティミュージアム	岡山市北区駅元町15-1	☎ 898-3000	無料	無料	特別展は別途決定
足守プラザ	岡山市北区足守979	☎ 295-0001	2割引	—	陶芸・木工体験料
市民屋内温水プール	岡山市南区豊成1-4-22	☎ 226-4523	無料	無料	市内在住の方に限る
東山プール (7/20～8/25)	岡山市中区赤坂本町11-50	☎ 273-7599 (期間中のみ)	無料	無料	市内在住の方に限る
御津スポーツパーク (プール施設)	岡山市北区御津高津1566	☎ 724-9191	5割引	5割引	
半田山植物園	岡山市北区法界院3-1	☎ 252-4183	無料	無料	
林原美術館	岡山市北区丸の内2-7-15	☎ 223-1733	無料	無料	
たけべの森公園	岡山市北区建部町田地子1571-40	☎ 722-3111	5割引	無料	
たけべ八幡温泉	岡山市北区建部町建部上510-1	☎ 722-2500	大人80円引 小人60円引	—	日帰り入浴料

※ 介護者（付添人）の料金の減額・免除の条件・内容は、施設により異なります。詳しくは、施設にお問い合わせください。

※ 特別展のときは5割引になるなど、減額率が制限される場合があります。

※ 上記内容は、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けた方についての入場料・利用料減免について掲載しています。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方については、岡山市こころの健康センターが発行している「精神障害者保健福祉手帳のご案内」に掲載していますので、そちらをご覧ください。また、自立支援医療受給者証・特定医療費（指定難病）受給者証等の交付を受けた方についても減免となる施設もありますので、詳しくは、直接施設にお問い合わせください。

※ 岡山市内の主な公共施設を記載しました。その他の施設については、直接施設にお問い合わせください。

※ 障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも減免が適用される場合があります。詳しくは、施設にお問い合わせください。

⑥ 税の控除・減免

所得税・住民税（障害者の控除等）

所得税・住民税の計算上、次の表に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。これらの所得控除額は、税額を計算する基礎となる課税所得金額を求める際に所得から差し引く控除であり、税額から直接差し引く税額控除（住宅ローン控除、配当控除、外国税額控除等）とは異なります。

種類	対象・条件		所得控除額			
			所得税		住民税（市県民税）	
障害者控除	本人又は被扶養者（同一生計配偶者及び扶養親族）が障害者の場合	一般（身体障害者手帳1，2級以外・療育手帳Bなど）	障害者1人につき	27万円	障害者1人につき	26万円
		特別障害者（身体障害者手帳1，2級・療育手帳Aなど）				
		本人		40万円		30万円
		被扶養者（同居）		75万円		53万円
		被扶養者（別居）		40万円		30万円
小規模企業共済等掛金控除	心身障害者扶養共済制度（心身障害者保険扶養制度）の掛金等	年間に支払った掛金（加入者負担金）	全額		全額	
医療費控除	◇医師，歯科医師による診療又は治療 ◇在宅療養の介護費用（傷病により寝たきり等の状態にあり，継続的な診療を受けている障害者の場合）等	ホームヘルパーなどによる在宅介護サービス（家事援助を除く）を受けて年間に支払った費用負担金	費用負担金を含めた医療費の総額から計算		費用負担金を含めた医療費の総額から計算	
	その他，ストマ用装具，おむつ費用などが医療費控除の対象になる場合があります。詳しくは，税務署等へお問い合わせください。					

特例	前年分合計所得金額が135万円以下の障害者		非課税
※その他、詳細については、右の窓口へお問い合わせください。		各税務署（※下記参照）	各区市税事務所市民税係（※下記参照）

【問い合わせ先】

◆各税務署… 岡山東税務署 ☎ 225-3141
 岡山西税務署 ☎ 254-3411
 西大寺税務署 ☎ 942-3815
 瀬戸税務署 ☎ 952-1155

◆各区市税事務所 市民税係…北区市税事務所 ☎ 803-1176, 1177
 中区市税事務所 ☎ 901-1609
 東区市税事務所 ☎ 944-5011
 南区市税事務所 ☎ 902-3511

※各区市税事務所は各区役所内（北区市税事務所は分庁舎内）にあります。

このほか、下記の税の減免制度等があります。詳細は、それぞれの管轄へお問い合わせください。

◆相続税・贈与税・消費税…各税務署

◆新マル優制度（預貯金等の利子の非課税）…それぞれの金融機関

軽自動車税・自動車税（環境性能割・種別割）

次の表に該当する場合は、申請により上記の税が減免されます。

減免の対象となるかどうかの判定は手帳に記載された個別の障害内容の等級により行いますので、障害が複数ある場合は手帳の総合等級と異なることがあります。

	障害種別\障害等級	本人運転の場合						生計を一にする方、常時介護者が運転する場合						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
対象障害者の部分が該当になります	視覚障害					4級の1まで						4級の1まで		
	聴覚障害													
	平衡機能障害													
	音声機能障害				気管を開口している方に係る場合に限る。軽自動車税(種別割)は、喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。						気管を開口している方に係る場合に限る。軽自動車税(種別割)は、喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。			
	肢体不自由（上肢障害）													
	肢体不自由（下肢障害）													
	肢体不自由（体幹障害）													
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能			一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。						一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。			
		移動機能										3級は一下肢のみの場合を除く。		
		内部障害												
	知的障害	療育手帳A												
	精神障害	障害等級が1級で、かつ、自立支援医療の支給認定を受けている方												
対象自動車(事業用は除く。障害者一人につき1台)	◆障害者本人が所有する車で、上記の表に該当する方 ◆18歳未満の方、知的障害者及び精神障害者については、生計を一にする方が所有・取得する車も対象になります。 ※生計を一にする方・常時介護者が運転する場合は、使用目的等、他にも条件がありますので、詳しくはそれぞれ下記の申請窓口にお問い合わせください。 ◆構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである車についても減免できる場合があります。詳しくは、それぞれ下記の申請窓口にお問い合わせください。													
問い合わせ先	軽自動車税（種別割）・・・◆岡山市 北区市税事務所 管理係 ☎ 803-1175／FAX 803-1745 													

⑦就労・職場定着等を支援する機関・事業

公共職業安定所（ハローワーク）

就職活動を行う際の求職登録の窓口として、働くことを希望している障害者に対して、専門の相談員が障害の状況、適性、希望の仕事などを伺い、就職に向けた相談や職業の紹介、就職後のフォローまでの一貫した支援を行っています。

	住所	電話	ファクス
ハローワーク岡山	岡山市北区野田1-1-20	241-3704	243-9255
ハローワーク西大寺	岡山市東区西大寺中1-13-35 NTT西日本西大寺ビル	942-3212	942-7580

【受付時間】月曜から金曜（祝日及び年末年始を除く）8時30分から17時15分まで 【費用】無料

ハローワーク岡山には、以下のような専門相談窓口もあります。ご利用の際は、事前にハローワーク岡山までご連絡のうえ、ご予約ください。

	対象者	支援内容
精神・発達障害者雇用サポーターによる専門的な相談コーナー	就職の実現に向けて心理的な不安、悩みをお持ちの方	不安・悩みに関する相談（就職後の人間関係、生活リズム、面接時の緊張、障害受容など）
	事業主	精神・発達障害者等の雇用に対する理解促進、雇入れ支援、雇用管理に関する助言援助
難病患者就職サポーターによる専門的な相談コーナー	難病のある方	職場定着に向けた支援、適切な支援機関への誘導、面接時の同行
	事業主	難病患者の雇用に対する理解促進、個別求人開拓、支援制度に関する情報提供

※いずれの相談コーナーでも、利用に際して障害者部門への登録は必須ではありません。

※また、障害者を一定期間試行的に雇用した場合に助成を行う「トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）」や、障害者を雇用する場合に助成を行う「特定求職者雇用開発助成金」などの制度があります。詳しい助成条件等は、ハローワークまでお問い合わせください。

岡山障害者就業・生活支援センター

就職を希望する障害者や、在職中の障害者に対して、就業面及びそれに伴う生活面での悩みや課題について、相談や職場・家庭訪問等の支援を実施しています。

【就業面での支援】

- ・就職に向けた準備に対する支援（職業準備訓練、職場実習のあっせんなど）
- ・就職に向けた活動の支援（職場訪問、ハローワーク同行など）
- ・職場定着に向けた支援

【生活面での支援】

- ・日常生活、地域生活に関する相談・助言

【所在地】岡山市北区祇園866 社会福祉法人旭川荘 旭川荘療育・医療センター4号棟1階 障害者総合相談支援センター内

【連絡先】☎ 275-5697／FAX 275-9323

【受付時間】月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）9時から17時まで

【費用】無料

岡山障害者職業センター

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの支援機関と連携しながら、企業で働くことを希望する障害者に対して、以下の専門的な職業リハビリテーションを実施しています。

- (1) 職業相談：就職、復職、職場適応等に関する相談を行います。
- (2) 職業評価：職業能力等の評価を行い、職場に適応するために必要な支援計画を策定します。
- (3) 職業準備支援：センター内での作業や講座を通して、基本的な労働習慣の体得や職業に関する知識を習得します。
- (4) 職場適応指導：就職後の仕事の悩み、職場に関する問題などについて相談、援助を行います。
- (5) ジョブコーチ支援：ジョブコーチが職場を訪問し、職場定着に関する支援を行います。
- (6) 職場復帰（リワーク）支援：うつ病等により休職中の方に、復職に向けたリワーク支援プログラムの提供や、適応に向けた職場への助言などを行います。

また、障害者を雇用する（雇用を検討している）事業主に対する助言・援助や、地域の関係機関に対する助言・援助等も行っています。

〔所在地〕岡山市北区中山下一丁目8-45 NTTクレド岡山ビル17階

〔連絡先〕 ☎ 235-0830 / FAX 235-0831

〔受付時間〕 月曜日から金曜日（祝日を除く） 8時45分から17時（※予約制）

〔費用〕 無料

〔ホームページ〕 <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/okayama/index.html>

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

就職を希望する障害者に対し、就職に必要な知識・技能習得のための職業訓練、職業適性の理解を深めるための職業評価、適切な職業選択や就職活動のための職業指導等のサービスを提供しています。

サービスの具体的な内容や応募方法等の詳細はセンターのホームページをご覧ください。

施設の特長

- ・ 個々の訓練生の適性や希望職種、労働市場の状況等を総合的に検討して訓練コースを決定します。また、訓練は個人別の訓練カリキュラムに基づき行います。
- ・ 技能訓練とともに、職業生活に必要な職場でのマナーやコミュニケーション等に関する指導を行います。
- ・ 障害の別を問わず、年間8回の入所機会を設けています。
- ・ 就職希望地のハローワークと連携し、個別の就職支援を行います。
- ・ 在職者に対する訓練（休職者向け職場復帰訓練等）も行っています。
- ・ 通所が困難な方にご利用いただける寮を設置しています。

訓練コース名（各コースの詳しい内容はホームページをご覧ください）

- ・ メカトロ系（機械CADコース、電気・電子技術・CADコース、組立・検査コース、製造ワークコース）
- ・ ビジネス情報系（システム設計・管理コース、ITビジネスコース、会計ビジネスコース、OAビジネスコース、オフィスワークコース）
- ・ アシスタント系（販売・物流ワークコース、サービスワークコース）

〔所在地〕岡山県加賀郡吉備中央町吉川7520

〔連絡先〕 ☎ 0866-56-9000 / FAX 0866-56-7636

〔受付時間〕 月曜日から金曜日（祝日を除く） 8時50分から17時5分

〔利用費用〕 無料（ただし、参考書・作業服など実費負担あり。また、寮を利用する場合は、寮費（月4,500円）のほか、実費として食費（朝食360円、昼食510円、夕食510円）が必要となります。）

〔ホームページ〕 <https://www.kibireha.jeed.go.jp/>

働く障害者のための交流拠点（愛称：たまりば）

企業等に就職している障害者等が終業後や休日に交流したり、職場や生活上の悩みや困りごとを相談したりできる場です。働く仲間同士で交流したい方や、働き続ける中で出てくる悩みや困りごとの相談にのってほしい方など、お気軽にお越しください。

〔所在地〕 岡山市北区表町三丁目 7-27 社会福祉法人あすなろ福祉会 ばる・おかやま 2階

〔連絡先〕 ☎ 070-5306-4363（電話受付は開所時間のみとなります）

FAX 201-1434/メール asunaro_fuku@mx32.tiki.ne.jp

〔開所時間〕 火曜日：17時～19時30分まで、土曜日：14時～17時まで

※開所日が変更になる場合がありますので、開所日はホームページでご確認ください。

〔利用費用〕 無料

〔ホームページ〕 <https://asunarofuku.jp/tamariba.html>

〔対象者〕

・一般就労している障害者で、岡山市内に在住している方、もしくは岡山市内に通勤している方

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方

※発達障害者で精神障害者保健福祉手帳を所持していない方は、医師の診断書でも可

※難病のある方で、医師の診断書を所持している方

※その他岡山市が利用登録を認めた方

〔利用登録と利用の流れ〕

（1）利用にあたっては利用登録が必要ですので、電話もしくは来所にてスタッフにご相談ください。

（2）面談のうえ、登録カードを発行します。

（3）利用登録後は利用予約などは不要で、いつでも利用できます。開所時間内のお好きな時間にお越しください。

※面談や利用に際して手話通訳、要約筆記等の支援が必要な方は、事前にたまりばまでご相談ください。

○ 企業等で働いている利用者のうち、現在就労支援機関や施設から職場定着支援を受けていない方及び雇用主を対象に、職場定着支援等を実施しています。（障害のある方で定着支援を希望される方は、利用登録が必要です）

○ 就労相談として、障害者の就労に関する初期的な相談を受け付けています。

相談者や相談対象の障害のある方にとって最適な相談先・支援先への「つなぎ」を行います。

詳しくは、電話でお問い合わせください。

☎ 201-1432（電話受付時間：第1・3月曜日 13時～15時）

福祉の店「元気の輪」

障害のある方やご高齢の方が製作された商品を販売しています。

福祉の店「元気の輪」

〔所在地〕 岡山市北区表町二丁目4-11

〔店休日〕 毎週土曜日、日曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）

〔開店時間〕 10時～17時30分

〔連絡先〕 ☎／FAX 221-2462

〔出張販売〕 市内の施設やイベント・行事等で、定期または随時で販売を行っています。

（日や時間など詳しくはホームページをご覧ください）

〔福祉の店ホームページ〕 <https://genki-wa.jp/>

福祉の店の販売商品や取次商品を紹介しています。また、出張販売の予定等も掲載しています。

〔障害者就労施設等製作商品紹介カタログ〕

福祉の店ホームページ掲載商品を紹介しています。岡山市の区役所、支所、地域センター、公民館、福祉交流プラザ、ふれあいセンター等に設置しています。

※福祉の店「元気の輪」では、商品の注文や製作依頼、イベント・施設等での出張販売等、ご相談を受け付けています。
お気軽にお問い合わせください。

障害児仕事体験

障害児仕事体験とは、支援を必要とする子どもたちが、地域の支援団体の指導や助言を受けながら、地元企業などの協力の下で「働く」という経験を積み重ね、社会へ適応する能力や働くうえで必要な能力・マナーの基礎を身につけ、将来の就労や自立につなげることを目的とする職業体験です。

現在、市内で活動している支援団体は下記の通りです。活動内容については、各団体へ直接お問い合わせください。また、子どもたちに付き添って指導や助言を行う「ジョブサポーター」としてご協力いただける場合や、体験の場を提供していただける場合も、各団体へお問い合わせください。

支援団体名	活動地区	連絡先
チューリップの会 ー子どもの社会参加 を考える会in京山ー	京山中学校区を中心として、複数学区	[FAX] 255-7597 [メール] osgt_kyoyama@yahoo.co.jp
よつばの会	岡山市内（複数学区）	[FAX] 278-0020 [メール] yotubanokai@gmail.com [ホームページ] https://www.facebook.com/yotubanokai/

【障害児仕事体験を行う団体への支援】

詳しくは、障害福祉課（☎ 803-1234／FAX 803-1755）へお問い合わせください。

⑧ 保育

障害児保育

[窓口] 幼保運営課，就園管理課，各福祉事務所，各支所

障害のある児童について，集団保育が可能な児童であれば一般園及び障害児保育拠点園の入園を申し込むことができます。一般園では障害の有無にかかわらず，同年齢クラスで個々に応じた保育を行います。障害児保育拠点園では心身に障害がある児童専用の保育室を有し，担当職員を配置し，障害児の定員を設けて個々に応じた保育を行います。

障害児保育拠点園 園名	所在地	障害児保育拠点園 園名	所在地
三門保育園	北区下伊福西町5-60	興除東保育園	南区内尾440-2
岡南認定こども園	北区七日市西町1-14	灘崎認定こども園	南区片岡188
緑保育園	北区一宮125	南輝保育園	南区並木町2-22-8
旭東保育園	中区網浜785	かわい保育園	南区芳泉3-4-5
宇野認定こども園	中区西川原351-12	浦安芳泉認定こども園	南区浦安本町51-3
西大寺認定こども園	東区西大寺上1-19-23		

詳しくは，幼保運営課（☎ 803-1227），就園管理課（☎ 803-1432）へお問い合わせください。

⑨ 教育

教育相談

(ホームページ) <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000006589.html>

岡山市内在住の幼児児童生徒の保護者からの教育相談に応じています。

相談先	所在地	連絡先
岡山市教育委員会事務局学校教育部 教育支援課	北区大供1-1-1（市役所本庁舎8階）	☎ 803-1592
岡山市教育相談室	中区国富3-9-12（岡山市立操山公民館3階）	☎ 207-2170

ことばの教室

ことばの発達に課題があり，市内の幼稚園・保育園・認定こども園に在籍している幼児等を対象に「ことばの教室」を設置しています。

相談先	所在地	連絡先
石井幼稚園 ことばの教室	北区寿町2-8（石井小学校内）	☎ 252-2433 / FAX 252-5152
御野幼稚園 ことばの教室	北区中井町1-6-34（御野小学校内）	☎ 225-3675 / FAX 223-7740
西大寺認定こども園 ことばの教室	東区西大寺上1-19-23（西大寺認定こども園内）	☎ 942-2155 / FAX 942-2591
南方岡山中央認定こども園 ことばの教室	北区南方1-3-30（南方岡山中央認定こども園内）	☎ 222-2182 / FAX 222-2184
錦認定こども園 ことばの教室	南区藤田610-11（錦認定こども園内）	☎ 296-2433 / FAX 296-2914

特別支援学級

小・中・義務教育学校で障害の比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために特別支援学級を設置しています。

[知的障害特別支援学級設置校] 75小学校／34中学校／1 義務教育学校（※令和6年度）

[自閉症・情緒障害特別支援学級設置校] 81小学校／35中学校／1 義務教育学校（※令和6年度）

聴覚障害児の学級

学 校 名	所 在 地	連 絡 先
岡山中央小学校	北区弓之町9-27	☎ 234-7750／FAX 234-3660
岡山中央中学校	北区蕃山町6-10	☎ 225-0151／FAX 225-0152

視覚障害児の学級

学 校 名	所 在 地	連 絡 先
岡山中央小学校	北区弓之町9-27	☎ 234-7750／FAX 234-3660
岡山中央中学校	北区蕃山町6-10	☎ 225-0151／FAX 225-0152

情緒障害通級指導教室

学 校 名	所 在 地	連 絡 先
石井小学校	北区寿町2-8	☎ 252-5151／FAX 252-5152
伊島小学校	北区伊島町1-6-6	☎ 252-2251／FAX 252-5657
鹿田小学校	北区大供表町16-50	☎ 225-4646／FAX 225-4615
津島小学校	北区津島本町19-1	☎ 253-3250／FAX 253-3331
御野小学校	北区中井町1-6-34	☎ 225-3675／FAX 223-7740
西小学校	北区中仙道1-18-20	☎ 241-0936／FAX 241-3025
桃丘小学校	北区芳賀5111-22	☎ 284-7668／FAX 284-7369
陵南小学校	北区東花尻241-1	☎ 292-0023／FAX 292-0024
御津小学校（地域拠点教室）	北区御津宇垣1212	☎ 724-1721／FAX 724-1731
庄内小学校	北区三手336-2	☎ 287-2014／FAX 287-7305
岡山中央小学校	北区弓之町9-27	☎ 234-7750／FAX 234-3660
横井小学校	北区横井上178	☎ 294-2303／FAX 294-3364
旭東小学校	中区門田屋敷本町1-17	☎ 272-5168／FAX 272-5169
高島小学校	中区国府市場131	☎ 275-0069／FAX 275-3292
幡多小学校	中区高屋254	☎ 272-1776／FAX 272-1914
三敷小学校（地域拠点教室）	中区徳吉町1丁目1-21	☎ 272-3141／FAX 271-1239
財田小学校	中区長岡58-2	☎ 279-0022／FAX 279-0496
可知小学校	東区可知1-83-2	☎ 942-3555／FAX 943-7870
西大寺小学校	東区西大寺上1-19-21	☎ 942-2155／FAX 942-2591
芥子山小学校	東区西大寺松崎97	☎ 943-8570／FAX 943-8834
江西小学校	東区瀬戸町江尻1399-2	☎ 952-0033／FAX 952-0034
千種小学校（地域拠点教室）	東区瀬戸町鍛冶屋391	☎ 953-0604／FAX 953-0602
七区小学校	南区北七区61-3	☎ 362-0171／FAX 362-2946
妹尾小学校	南区妹尾1353	☎ 282-1170／FAX 282-1179
福島小学校	南区立川町3-37	☎ 264-3151／FAX 264-3152
東疇小学校	南区東畦656-2	☎ 282-0900／FAX 282-6224
平福小学校	南区平福1-7-1	☎ 263-7621／FAX 263-7622
芳泉小学校	南区芳泉3-2-3	☎ 264-6706／FAX 264-7222
石井中学校	北区下伊福上町10-9	☎ 252-1165／FAX 252-0584

福浜中学校	南区三浜町2丁目3-26	☎ 262-1178／FAX 262-1346
上道中学校（地域拠点教室）	東区南古都714	☎ 297-2004／FAX 297-2068
興除中学校	南区中畦589-4	☎ 298-2034／FAX 298-2039

言語障害通級指導教室

学 校 名	所 在 地	連 絡 先
石井小学校	北区寿町2-8	☎ 252-5151／FAX 252-5152
御野小学校	北区中井町1-6-34	☎ 225-3675／FAX 223-7740
桃丘小学校	北区芳賀5111-22	☎ 284-7668／FAX 284-7369
旭竜小学校	中区八幡8-1	☎ 275-0130／FAX 275-0136
西大寺小学校	東区西大寺上1-19-21	☎ 942-2155／FAX 942-2591
七区小学校	南区北七区61-3	☎ 362-0171／FAX 362-2946
芳明小学校	南区万倍1	☎ 241-4005／FAX 241-4760

特別支援学校

〔問い合わせ〕岡山県教育庁特別支援教育課（☎ 226-7912/FAX 224-0612）

詳細については、各学校又は岡山県教育庁特別支援教育課へお問い合わせください。

相 談 先	所 在 地	連 絡 先
岡山県立岡山盲学校	中区原尾島4-16-53	☎ 272-3165／FAX 272-1853
岡山県立岡山聾学校	中区土田51	☎ 279-2127／FAX 279-8960
岡山県立岡山支援学校	北区祇園866	☎ 275-1010／FAX 275-0029
岡山県立岡山西支援学校	北区田中579	☎ 243-4535／FAX 243-4531
岡山県立岡山東支援学校	東区栄甘1018	☎ 279-3020／FAX 279-6973
岡山県立岡山南支援学校	南区内尾721-3	☎ 298-1090／FAX 298-1092
岡山県立岡山瀬戸高等支援学校	東区瀬戸町江尻1326	☎ 952-5633／FAX 952-5636
岡山県立倉敷まきび支援学校	倉敷市真備町箭田4682-1	☎ 086-697-1233／FAX 086-698-2511
岡山県立倉敷琴浦高等支援学校	倉敷市児島田の口1-1-16	☎ 086-477-9301／FAX 086-477-9303
岡山県立西備支援学校	笠岡市東大戸5075-1	☎ 0865-63-1603／FAX 0865-63-1604
岡山県健康の森学園支援学校	新見市哲多町大野2034-5	☎ 0867-96-2995／FAX 0867-96-2998
岡山県立東備支援学校	備前市福田637	☎ 0869-66-8501／FAX 0869-66-8502
岡山県立早島支援学校	都窪郡早島町早島4063	☎ 086-482-2131／FAX 086-482-2130
岡山県立誕生寺支援学校（誕生寺校地）	久米郡久米南町山ノ城110-2	☎ 086-728-2321／FAX 086-728-2322
岡山県立誕生寺支援学校（弓削校地）	久米郡久米南町上弓削1657-1	☎ 086-728-2828／FAX 086-728-2823
倉敷市立倉敷支援学校	倉敷市粒浦388-1	☎ 086-425-4611／FAX 086-427-4445
岡山大学附属特別支援学校	中区平井3-914	☎ 277-7431／FAX 277-7673

9. スポーツ

岡山市障害者体育センター [所在地] 北区二日市町56 (☎ 223-5480 / FAX 223-6728)

スポーツを通じて障害者の健康の増進と機能の回復を目指すとともに、一般の利用者との交流、親睦を深めるスポーツ施設です。

【使用時間】 9時～20時30分

【休館日】 第1・3水曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

【使用料金、使用申込期日、使用人数】

	使用料金	使用申込期日	使用人数
障害者及び同時に活動のボランティア	無 料	3か月前～当日	5人以上
	無 料	7日前～当日	5人未満
上記以外の方	有 料	1か月前～当日	5人以上
	有 料	3日前～当日	5人未満

【使用申込】 岡山市障害者体育センター

【必要なもの】 ●岡山市障害者体育センター使用申込書

○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

障害者（児）水泳訓練

障害者（児）が気軽に水泳を楽しみながら、機能の保持と回復を図るために、温水プールを利用した水泳訓練を行っています。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳等の所持者で、介護者と一緒に参加できる方

【実施場所】 市民屋内温水プール（南区豊成一丁目4-22）

【実施日時】 毎月1回第1日曜日（ただし5月、9月は第2日曜日、1月は第3日曜日）9時30分～11時30分（休館日を除く）

【定員・参加料】 50人・無料

【問い合わせ・申込先】 岡山市障害者団体連合会事務局（西大寺ふれあいセンター内）【勤務日】 月、金

☎ 080-2941-0397 / FAX 953-4145

障害児水泳教室

スポーツを通しての水泳の楽しさを味わうことができるよう、障害児の一人一人の発達に応じた指導を行うとともに、保護者も子どもと一緒に指導を受けることで、障害児のスポーツへの取り組み方を学びます。

【対 象 者】 障害児（中学生以下）とその保護者

【実 施 場 所】 市民屋内温水プール（南区豊成一丁目4-22）

【実 施 日 時】 令和7年5月8日～令和8年2月19日の毎週木曜日15時30分～17時00分

【実施予定日】 5月8日、5月15日、6月5日、6月19日、7月3日、7月10日、9月4日、9月18日、10月2日、10月16日

12月4日、12月18日、1月22日、1月29日、2月5日、2月19日

【定員・参加料】 10組・前期 7,040円（8回分）、後期 7,040円（8回分）、全期 14,080円（16回分、保険料を含む）

【問い合わせ及び申込先】 市民屋内温水プール ☎ 226-4523

スポーツ講習会・障害者親善スポーツ大会

障害者のスポーツへの関心を高め、スポーツを通して健康増進と友好親善を図りながら社会参加を促進することを目的とし、下記の日程でスポーツ講習会、スポーツ大会を開催します。

〔スポーツ講習会〕

※日程は変更することがあります。

種 目	開 催 日	時 間
卓球	令和7年4月18日(金) 令和7年5月9日(金)	18時～20時30分 〃
スラローム	令和7年4月27日(日)	9時30分～12時
ポッチャ	令和7年4月27日(日)	13時30分～16時
フライングディスク	令和7年6月7日(土) 令和7年7月5日(土)	9時30分～12時 〃
サウンドテーブルテニス	令和7年6月15日(日) 令和8年1月25日(日)	13時～16時 〃
フロアバレーボール	令和7年6月15日(日) 令和8年1月25日(日)	13時～16時 〃
テニス	令和7年6月22日(日)	13時～16時
車椅子バスケットボール	令和7年7月5日(土)	13時～17時
バスケットボール(知的)	令和7年8月3日(日)	13時～17時
バレーボール(知的)	令和7年9月13日(土)	9時30分～12時
バドミントン	令和7年9月26日(金) 令和7年10月3日(金)	18時～20時30分 〃
アーチェリー	令和7年11月23日(日) 令和7年11月30日(日)	9時30分～12時 〃
ツインバスケットボール	令和8年2月15日(日)	9時30分～17時

〔第43回岡山市障害者親善スポーツ大会〕 ※日程は変更することがあります。

種 目	開 催 日	時 間
車椅子テニス	令和7年7月6日(日)	9時～17時
バドミントン	令和7年11月16日(日)	9時30分～17時
アーチェリー	令和7年11月30日(日)	13時～17時
サウンドテーブルテニス	令和8年2月8日(日)	10時～17時
フロアバレーボール	令和8年2月8日(日)	10時～17時
卓球(立位・車椅子・聴覚)	令和8年2月22日(日)	9時～17時
車椅子バスケットボール	令和8年3月1日(日)	9時30分～17時
ツインバスケットボール	令和8年3月15日(日)	9時30分～17時

〔問い合わせ及び申込先〕

岡山市障害者体育センター ☎ 223-5480／FAX 223-6728／Eメール okayama_taiiku@midori-gr.com

10. 参考資料

岡山市障害者団体連合会

下記の7つの障害者団体で「岡山市障害者団体連合会」を組織しています。

〔事務局〕〒704-8116 東区西大寺中二丁目16-33（西大寺ふれあいセンター内）〔勤務日〕月、金

☎ 080-2941-0397 FAX 953-4145

団 体 名	所在地・連絡先		勤務日
岡山市身体障害者福祉協会	東区西大寺中二丁目16-33	☎ 080-2888-4507／FAX 953-4145	月、火、木、金
岡山市視覚障害者協会	北区建部町市場222（大賀方）	☎ 090-8607-1054	
岡山市聴覚障害者協会		FAX 086-279-9550	
岡山市難聴者協会	東区西大寺中二丁目16-33	FAX 086-229-3057／FAX 953-4145	木
岡山県肢体不自由児者福祉協会 岡山支部	東区西大寺中二丁目16-33	☎ 090-3179-5065／FAX 953-4145	木
岡山市手をつなぐ育成会	東区西大寺中二丁目16-33	☎ 090-5325-2090／FAX 953-4145	月、水
岡山市精神障害者連絡会	東区西大寺中二丁目16-33	☎ 090-4368-3955／FAX 953-4145	月、金

これらの団体は、個別に、または団体連合会として、障害者の自立や社会参加を進めていくため、各種の研修会・親睦会・体育祭などを開催しています。障害者の方々は、これらの団体に加入できます。

「障害者週間」 12月3日～12月9日

〔問い合わせ〕障害福祉課

国において、12月3日～12月9日を「障害者週間」と定めています。

岡山市もこの期間を中心に、岡山市心のふれあい事業実行委員会及び岡山市の主催により各種事業を実施しています。

◆福祉大会…式典（障害福祉関係功労者等表彰及び作品コンテスト入賞作文朗読）

◆「障害者週間」作品コンテスト…作文・ポスター・標語を募集し、入賞作品を展示

※毎年「障害者週間」作品コンテスト作品集を発行しています。希望者は障害福祉課までお問い合わせください。

おかやまバリアフリーステッカー

〔問い合わせ・申込先〕障害福祉課

障害者、高齢者、乳幼児連れの方々が安心して利用できる施設であることをわかりやすくするために、バリアフリー設備の内容を建物の玄関付近に表示するものです。交付の要件を満たしている対象施設には無料で交付しています。

〔対象施設〕 ①医療施設 ②保健福祉施設 ③官公庁施設 ④文化教養施設 ⑤公益施設
⑥教育施設 ⑦集会施設 ⑧興行施設 ⑨遊技施設 ⑩スポーツ施設
⑪物品販売店舗 ⑫飲食店舗 ⑬サービス業店舗 ⑭宿泊施設 ⑮展示施設 ⑯観光施設等
⑰事務所 ⑱工場 ⑲共同住宅 ⑳寄宿舍 ㉑公共交通機関の施設 ㉒その他建築物
㉓公園等



障害者に関する主なマーク

〔障害者のための国際シンボルマーク〕



すべての障害者に対して配慮された建築物や設備等であることを示す世界共通のマークです。マークを設置する際は、国際リハビリテーション協会の「使用指針」に基づき、使用してください（※すべての障害者を対象とし、車椅子を利用する方に限定してものではありません。）。

〔連絡先〕（公財）日本障害者リハビリテーション協会（<https://www.jsrpd.jp/>）

☎ 03-5273-0601／FAX 03-5273-1523

	〔身体障害者標識〕 肢体に障害があることを理由に免許に条件を付された方が運転する車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込をした運転者は、道路交通法により罰せられます。 〔入手先〕 カー用品店、運転免許試験場内の売店（ただし、取り扱っていない店舗もあります。） 〔連絡先〕岡山県交通安全協会（☎ 724-9700）岡山県運転免許センター（☎ 724-2200）
	〔聴覚障害者標識〕 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示は、義務となっています（表示しない場合、道路交通法違反になります）。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	〔盲人のための国際シンボルマーク〕 盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、信号機等の設備等に付けられています。 〔連絡先〕（福）日本盲人福祉委員会（http://ncwbj.or.jp/） ☎ 03-5291-7885
	〔耳マーク〕 外見のみでは分からない聴覚障害者に対するコミュニケーション方法への配慮（筆談、ゆっくり話す等）を求める場合等に使用するマークです。 〔連絡先〕（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 03-3225-5600／FAX 03-3354-0046
	〔オストメイトマーク〕 人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）に配慮した設備（オストメイト対応のトイレ）等であることを示すマークです。 〔関係機関〕（公社）日本オストミー協会（https://www.joa-net.org/） ☎ 03-5670-7681／FAX 03-5670-7682
	〔ハートプラスマーク（内部障害がある方を示すマーク）〕 外見のみでは分からない内部障害や内臓疾患がある方に対する社会的理解を促進するために作られたマークです。〔入手方法〕ダウンロード https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/DL.html 〔連絡先〕（NPO）ハート・プラスの会 Eメール info@heartplus.org ☎／FAX 080-4824-9928
	〔障害者雇用支援マーク〕 在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 〔入手方法〕 https://www.social.or.jp/itcenter/ 〔連絡先〕（公財）ソーシャルサービス協会ITセンター ☎ 052-218-2154／FAX 052-218-2155
	〔「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク〕 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというマークです。 〔連絡先〕 岐阜市福祉部障がい福祉課 ☎ 058-214-2138／FAX 058-265-7613 https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html
	〔ヘルプマーク〕 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。（JIS規格）〔連絡先〕岡山市保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課 ☎ 803-1236／FAX 803-1755
	〔あいサポート運動 シンボルマーク〕 デザインは、障がいのある方を支える「心」を2つのハートを重ねることで表現しています。後ろの白いハートは、障がいのある方を支える様子を表すとともに、「SUPPORTER（サポーター）」の「S」を表現しています。ベースとしている「橙色（だいだいいろ）」は、鳥取県出身で日本の障がい者福祉に尽力された糸賀一雄氏の残した言葉「この子らを世の光に」から「光」や、「暖かさ」をイメージするものとしています。また、「だいだい（代々）」にちなみ、あいサポーターが広がって、共生社会が実現されることへの期待も込められています。 〔連絡先〕岡山県障害福祉課 ☎ 226-7343／FAX 224-6520

主な障害福祉の制度

※ この表は、主な制度について簡略に示したものです。

各制度の内容やその他の制度など、詳しくは、本文ページをご参照ください。

制度名			岡山市児童福祉年金	岡山市心身障害者扶養共済	心身障害者医療費の助成	自立支援医療	はり・きゅう等施術費の助成	ホームヘルパーの派遣	ショートステイ（短期入所）	補装具費の支給
手帳名	障害名	等級								
身体障害者手帳	視覚障害	1	○	○	△	△	○	☆	☆	○
		2	○	○	△	△	○	☆	☆	○
		3	○	○	△	△	○	☆	☆	○
		4				△	○	☆	☆	○
		5				△		☆	☆	○
		6				△		☆	☆	○
	聴覚障害	2	○	○	△	△	○	☆	☆	○
		3	○	○	△	△	○	☆	☆	○
		4				△	○	☆	☆	○
		6				△		☆	☆	○
	平衡機能障害	3	○	○	△	△	○	☆	☆	△
		5				△		☆	☆	△
	音声・言語・そしゃく機能障害	3	○	○	△	△	○	☆	☆	△
		4				△	○	☆	☆	△
	肢体不自由	1	○	○	△	△	○	☆	☆	△
		2	○	○	△	△	○	☆	☆	△
		3	○	○	△	△	○	☆	☆	△
		4				△	○	☆	☆	△
		5				△		☆	☆	△
		6				△		☆	☆	△
	内部障害	1	○	○	△	△	○	☆	☆	△
		2	○	○	△	△	○	☆	☆	△
		3	○	○	△	△	○	☆	☆	△
		4				△	○	☆	☆	△
療育手帳		A	○	○	△		○	☆	☆	
		B	△	○				☆	☆	
精神障害者保健福祉手帳		1	○	△	△	△		☆	☆	
		2	○	△		△		☆	☆	
		3		△		△		☆	☆	
本文ページ			21	22	23	23	24	26	26	66

(○印は該当, △印は一部該当または条件付き, ☆印は障害福祉サービスの対象となるサービスです。)

日常生活用具の給付	緊急通報システム	重度心身障害者給食サービス	住宅改造資金の助成	JR旅客運賃の割引	航空旅客運賃の割引	バス運賃の割引	有料道路通行料金の割引	タクシー運賃の割引	タクシー乗車料金の助成	自動車改造費の助成	NHK放送受信料の減免	ふれあい番号案内(NTT)
○		△	○	○	○	○	○	○	△		△	○
○		△	○	○	○	○	○	○	△		△	○
△				○	○	○	○	○			△	○
△				○	○	○	△	○			△	○
△				○	○	○	△	○			△	○
△				○	○	○	△	○			△	○
○				○	○	○	○	○	△		△	○
△				○	○	○	△	○			△	○
△				○	○	○	△	○			△	○
△				○	○	○	△	○			△	○
△				○	○	○	△	○			△	
△				○	○	○	△	○			△	
△				○	○	○	△	○			△	○
△				○	○	○	△	○			△	○
△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△
△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△
△				○	○	○	△	○		△	△	
△				○	○	○	△	○		△	△	
△				○	○	○	△	○		△	△	
△				○	○	○	△	○		△	△	
△	△	△		○	○	○	○	○	△	△	△	
△	△	△		○	○	○	○	○	△	△	△	
△	△			○	○	○	○	○		△	△	
△		△		○	○	○	○	○	△	△	△	○
△				○	○	○		○		△	△	○
△				○	○	○					△	○
△				○	○	○					△	○
△				○	○	○					△	○
67	76	77	96	81	83	82	89	85	85	88	98	99

身体障害者障害程度等級表

(注) 網掛けは第1種身体障害者、網掛け以外は第2種身体障害者

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢
一級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの
二級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルが、それぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの
三級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが、90デシベル以上のもの（耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの

備考

1. 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。7級に該当する障害が1つのみの場合は、手帳交付の対象とならない。
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができる。

身体障害者障害程度等級表

(注) 網掛けは第1種身体障害者、網掛け以外は第2種身体障害者

肢体不自由				心臓、じん臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		心臓 機能障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	ぼうこう 又は直腸 機能障害	小腸 機能障害	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫機能障害	肝臓 機能障害
		上肢機能	移動機能							
1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
1. 両下肢をショッパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

備考

- 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能，言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由 上肢
		聴覚障害	平衡機能障害		
四級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能，言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの				
	3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの				
五級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
六級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上，他側耳の聴力レベルが50デシベル以上もの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
七級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指，くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指，くすり指及び小指の機能を全廃したもの

身体障害者障害程度等級表

肢体不自由				心臓、じん臓、若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		心臓機能 障害	じん臓機 能障害	呼吸器機 能障害	ぼうこう 又は直腸 機能障害	小 腸 機能障 害	ヒト免疫不全ウ イルスによる免 疫機能障害	肝臓 機能障害
		上肢機能	移動機能							
1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							